

ラオスの経済関連法制の現状と 協力の焦点

平成13年3月

国際協力事業団
国際協力総合研修所

総研

J R

00-59

ラオスの経済関連法制の現状と 協力の焦点

金子由芳

広島大学大学院国際協力研究科助教授

平成13年3月

国際協力事業団
国際協力総合研修所

本報告書は、平成 12 年度国際協力事業団客員研究員に委嘱した
研究の成果を取りまとめたものです。

なお、本報告書に示されている様々な見解・提言等は、当事業団
の意見を代表するものではないことをお断りします。

目 次

要 約	i
1 . はじめに	1
2 . ラオスの法整備状況	3
2 - 1 ラオス現行法制の概観	3
2 - 1 - 1 法整備の契機～チンタナカンマイとラオス憲法	3
2 - 1 - 2 法整備の経緯	3
2 - 1 - 3 法整備と法適用の体制	5
2 - 2 主な経済関連法制の内容	9
2 - 2 - 1 財産法	10
2 - 2 - 2 契約法	12
2 - 2 - 3 不法行為法	13
2 - 2 - 4 担保法	14
2 - 2 - 5 事業法	15
2 - 2 - 6 破産法	17
2 - 2 - 7 外資法	17
2 - 2 - 8 労働法	18
2 - 2 - 9 土地法	18
2 - 2 - 10 資源関係諸法・環境法	19
2 - 2 - 11 刑法	21
2 - 2 - 12 訴訟法関係諸法	21
2 - 2 - 13 その他	23
3 . ラオスの開発政策の動向と法整備課題	24
3 - 1 総論：開発政策と法整備支援との連関	24
3 - 1 - 1 開発政策の変遷	24
3 - 1 - 2 法整備支援の変遷	26
3 - 1 - 3 法学サイドからのフィードバック	29
3 - 2 ラオスにおける既往の開発政策と法整備支援	31
3 - 2 - 1 市場経済化と開発政策	31
3 - 2 - 2 法整備支援の焦点	32
3 - 3 具体的な政策分野毎の法整備支援課題	33
3 - 3 - 1 「法の支配」と立法過程・司法改革	33

3 - 3 - 2	人権法と経済法の統合化	36
3 - 3 - 3	「市場経済化」対応型モデルのバリエーション	37
3 - 3 - 4	トリクルダウン仮説への対案（財産法・金融法・企業法）	39
3 - 3 - 5	工業化戦略の詳細設計（外資法）	43
4	日本からの法整備支援の焦点	45
4 - 1	総論	45
4 - 1 - 1	日本の法整備支援の役割（ODA 目標との関連で）	45
4 - 1 - 2	焦点の絞り込み（他機関支援との関係で）	46
4 - 1 - 3	立法支援面の実施体制のあり方	46
4 - 1 - 4	司法改革・法曹教育支援面の実施体制のあり方と若干の各論	48
4 - 1 - 5	事後的フォローアップ	49
4 - 2	立法支援の各論	50
4 - 2 - 1	会社法	51
4 - 2 - 2	契約法	52
4 - 2 - 3	不法行為法	52
4 - 2 - 4	地方自治法	53
4 - 2 - 5	土地法	54
4 - 2 - 6	担保法	55
4 - 2 - 7	競争法	55
4 - 2 - 8	外資法	56
4 - 2 - 9	知的財産権法	56
5	おわりに	58
	法文資料一覧	59
	参考文献一覧	60
	1994 年法律第 3 号「事業法」（私訳）	62

要 約

ラオスは1980年代半ばより、「チンタナカンマイ(cintanakan-mai、新発想)政策」と称される、社会主義体制の市場経済化政策を開始し、その過程で積極的な法整備を進めてきた。この間、すでに多くの法整備支援活動が展開されており、とくに1980年代末の改革初期から、世界銀行・UNDP(国連開発計画)・ADB(アジア開発銀行)といった国際開発機関の指導する立法改革プログラムが推進されるとともに、スウェーデン・オーストラリア・フランスといった先進国の二国間支援も提供された。このうち、なかでも世界銀行主導の支援は市場経済化対応を第一義とする経済開発目的に明白に向けられ、かつ構造調整融資の送金実施条件(コンディショナリティ)として立法優先計画の厳格な実施を求めていく姿勢に特色があり、ADBやオーストラリア支援がこれと共同歩調をとってきた。これに対して最近ではフランスの二国間支援が、英米法の規制緩和モデルとは一線を画す自国モデルの体系的紹介に動き出している。いっぽうスウェーデンの二国間支援は司法改革・法曹教育面でより草の根的な協力プロジェクトの積み上げに特色を見せている。

このような多様な主体による、しかも性格の相違する法整備支援を受け入れるなかで、ラオス側には徐々に戸惑いの色も目立ち始めている。筆者は、2000年3月にラオスを訪問し、ラオスの法律情報の収集を実施した際に、ラオス法務省、最高人民裁判所、ヴィエンチャン市人民裁判所、ラオス法務省経済仲裁局、首相府外交投資管理委員会、地場弁護士事務所、工業省電力局、ラオス商業観光省などからラオスの法整備の現状と今後の課題につきヒアリングする機会を得たが、この際の共通した問題意識として、世銀の主導に対応して一通りの早急な法整備を実施してきたものの、その結果は簡素な単行法の羅列の観を呈しており、内容的不足や深刻な不整合が存在すること、またラオスの社会経済事情について慎重な配慮の余裕がなかったために、土地問題をはじめとして社会的混乱が増大し民間の紛争が多発していること、などを懸念する向きが強かった。したがって、こうした立法の整合性や各種政策的配慮の織り込みを目標とする、第2弾の法整備支援が必要となっていることが想定される。事実、筆者のヒアリングでは、とくに同国の法整備活動の中核を占める法務省や最高人民裁判所に、改めて日本からの支援本格化に期待する、かなり真剣な要請が存在する感触を得た。

そこで、今後じっさいに日本からラオス向けの法整備支援が本格的に展開されていくことを想定するならば、その対応準備として、まずは、以上のような現地の特殊事情や期待に応えるべく、支援の方法論や焦点の絞り込みが必要であると考えられる。本件客員研究報告書はかかる実践的な趣旨で、実際の援助プログラム組成に直結しうる情報収集・分析を行うことを意図した。なお情報収集の焦点は、主な経済法制分野の実体法を対象とし、司法体制や手続法への目配りは付随的なものとなっているが、このことは、判例法重視である英米系の法整備支援がたとえ司法改革に比重を置くとしても、大陸法諸国である日本からラオスへの支援は制定法の法政策学的設計に比重を置いた立法改革の性格を前面に出しうると考えるためである。いっぽう情報分析上の手法としては、筆者がJICA・法務省法務総合研究所の実施するヴィエトナム向け法整備支援プロジェクトや国際民商事法研修(アジア地域の市場経済化移行国を対象とするいわゆるマルチ研修)に関与した若干の経験、およびこれまでアジア法・開発法学研究者として東南アジア諸国の現行法につき実施してきた、比較法制度研究手法を

基礎とした。すなわち主な現行の経済法制（主に世銀指導下で成った諸立法）の文理読解を基礎として、現行の立法が総体的にもしくは分野毎に描き出す制度像（法政策目標）の認識を試み、その相互の体系的整合性の有無や社会経済上の要請との対応ぶりにつき検討することを第一義とする。

本報告書の構成上、まずは第2章で、ラオス法制の現状を内容面・体制面で客観的に認識する作業から開始している。ラオスでは、日本のヴィエトナム向け支援が経済改革下の法整備の初期に開始された経緯と異なり、日本の本格的な関与なしにすでに法整備の第1段階が終了したのちの第2段階が開始しようという状況にあることから、まずは現状認識の必要があると考え、本章はその趣旨に当てられている。

つぎにこうした現状の抱える問題点を分析し第2弾の法整備への課題を抽出すべく、筆者独自の分析枠組みを提示する試みとして（やや観念的色彩を伴いながら）第3章で、開発政策と法整備支援との関連に注目している。昨今、世銀などの主催する各種シンポジウムを通じて、法整備支援の有用性を開発政策実現の具として注目しなおす研究は隆盛を見つつあるが、多くは開発経済学などの既定する「開発」定義を前提とし、それと法整備達成度との計量的な関連を実証するなどの一般論の域を出ない。そのため、具体的にいかなる法分野のいかなる立法設計がどのような法政策的効果、すなわち「開発」目標に結びついていくのかという、実践的な法整備支援課題の絞り込みに関する手法が理論的に究明・整備されることのないまま、（例えばラオスにおける世界銀行のごとく）事実上影響力の強い援助主体が政策的位置づけの不明確な指導を一方的に展開する実情を呈している。そこで筆者は、昨今比較制度研究などで論じられる主に市場と政府の役割の相違から眺めた開発政策の分類との対応で、法整備支援の依拠しうる法政策的立場の分類を想定し、相互に対照させる分析枠組みを試みた。つぎにこのような分析枠組みの具体的な当てはめとして、ラオスにおける世銀主導の既往の立法改革の性格を、開発政策との対照を通して法政策学的に位置づけしなおすことを試みた。そこでの開発志向は「市場経済化対応」を強調しつつもしいわば修正版ビッグ・プッシュ型開発政策に傾く経緯が観察され、これに対応して法整備支援の内容も、規制緩和と行政裁量の同居する利権主義的色彩へと導かれ、本来慎重に配慮されるべきその他の多くの立法政策上の課題を捨象する傾向、また粗削りゆえの不整合から、安定的な市場競争基盤としての予測可能性を欠く制度状況を来し、本来の課題であった市場経済化対応そのものをも鈍らせる実情が指摘される。

最後に第4章において、以上の対照分析で見出された現行法制の不足部分につき、その修復、いわば地味ながらも貴重な「落穂拾い」というべき作業に乗り出すべき日本の法整備支援の役割を指摘している。まずはその実施体制等をめぐる総論（時間をかけた政策対話や共同研究を重視）の検討を行い、ついで、主な経済法制分野毎に具体的な支援の各論を列挙提案している。

なお参考として報告書末尾に、法文資料一覧（本文中で言及した法文で筆者の手元入手済みのもの）、参考文献一覧を掲げ、またとくにヒアリング時に日本に協力を求めたい立法改革分野の一として挙げられた「事業法」（会社法）につき、筆者による日本語訳を別添している。

1. はじめに

ラオスは1980年代半ばより、「チンタナカンマイ(cintanakan-mai、新発想)政策」と称される、社会主義体制の市場経済化政策を開始し、その過程で積極的な法整備を進めてきた。この間、すでに多くの法整備支援活動が展開されており、とくに1980年代末の改革初期から、世界銀行・UNDP(国連開発計画)・ADB(アジア開発銀行)といった国際開発機関の指導する立法改革プログラムが推進されるとともに、スウェーデン・オーストラリア・フランスといった先進国の二国間支援も提供された。このうち、なかでも世界銀行主導の支援は市場経済化対応を第一義とする経済開発目的に明白に向けられ、かつ構造調整融資の送金実施条件(コンディショナリティ)として立法優先計画の厳格な実施を求めていく姿勢に特色があり、ADBやオーストラリア支援がこれと共同歩調をとってきた。これに対して最近ではフランスの二国間支援が、英米法の規制緩和モデルとは一線を画す自国モデルの体系的紹介に動き出している。いっぽうスウェーデンの二国間支援は司法改革・法曹教育面でより草の根的な協力プロジェクトの積み上げに特色を見せている。

このような多様な主体の性格の相違する法整備支援を受け入れるなかで、ラオス側には徐々に戸惑いの色も目立ち始めている。筆者は、2000年3月にラオスを訪問し、ラオスの法律情報の収集を実施した際に、ラオス法務省(副大臣 Ket Kiettisak 氏ほか)、最高人民裁判所(副長官・民事局長 Davone Vangvichith 氏ほか)、ヴィエンチャン市人民裁判所(Phongseun Chanthanakhone 裁判官ほか)、ラオス法務省経済仲裁局、首相府外交投資管理委員会(Sisomphone Keohavong 事務総長、Dr. Viravanh Khamtanh 投資促進情報局長ほか)、地場弁護士事務所(弁護士兼ラオス国立大学法学部教授 Dr. Mayoury Ngaosrivathana ほか)、工業省電力局(水力発電局副局長 Somboune Manolom 氏、JICA 専門家・阿部達也氏)、ラオス商業観光省(JICA 専門家・海老原茂氏)などからラオスの法整備の現状と今後の課題につきヒアリングする機会を得た。これらヒアリングに共通した傾向として、世銀の主導に対応して一通りの早急な法整備を実施してきたものの、簡素な単行法の羅列の観を呈しており、内容的不足や深刻な不整合が存在すること、またラオスの社会経済事情について慎重な配慮の余裕がなかったために、土地問題をはじめとして社会的混乱が増大し民間の紛争が多発していること、などを懸念する向きが強かった。そこで筆者は、こうした立法の整合性や各種政策的配慮の織り込みを目標とする、第2弾の法整備支援が必要となっているのではないかという感触を抱き、改めて、日本からの法整備支援への期待を問うたところ、とくに同国の法整備活動の中核を占める法務省や最高人民裁判所にかなり真剣な期待が存在する事実を知った。こうした期待に応えるべく方法論や焦点の絞り込みが必要であると考え、本件客員研究を意図するに至ったものである。

筆者は本研究の実施にあたって、JICA・法務省法務総合研究所の実施するヴィエトナム向け法整備支援プロジェクトや国際民商事法研修(アジア地域の市場経済化移行国を対象とするいわゆるマルチ研修)に関与した若干の経験、およびアジア法・開発法学研究者として実施してきた東南アジア諸国の現行法の比較研究を基礎となしうると考えた。具体的には、日本のヴィエトナム向け支援が経済改革下の法整備の初期に開始されたのと異なり、ラオスでは日本の本格的な関与なしにすでに法整備の第1段階が終了したというべき現状にあることから、まずはラオス法制の現状を内容面・体制面で客

観的に認識する作業から開始する必要があると考え、本報告書の第2章はその趣旨に当てられている。つぎにこうした現状の抱える問題点を分析し第2弾法整備への課題を抽出すべく、筆者独自の分析枠組みを提示する試みとして(やや観念的な分析色を伴いながら)、開発政策と法整備支援との連関に注目したのが第3章である。そこでは世銀主導の既往の立法志向がいわば修正版ビッグ・プッシュ型開発政策に導かれ、本来慎重に配慮されるべき多くの立法政策上の課題を捨象する傾向が読み取られ、かつ荒削りな不整合を来す実情が指摘される。第4章において、これらの不足部分の落穂拾いの修復作業に乗り出すべき日本の役割が示唆され、その実施体制等をめぐる総論に次いで、主な法分野毎に具体的な支援の焦点を提言している。

なお参考として報告書末尾に、法文資料一覧(本文中で言及した法文で筆者の手元入手済みのもの)、参考文献一覧を掲げ、またとくにヒアリング時に日本に協力を求めたい立法改革分野の一として挙げられた「事業法」(会社法)につき、筆者による日本語訳を別添している。

2000年11月現在、おりしもJICA・法務省法務総合研究所の企画でラオス向け法整備支援事前調査ミッションが派遣され、今後の本格的な支援へ向けた第1歩が開始されている。ラオスの法整備が試行錯誤の第1期を終え、その反省を踏まえつつ次段階へと進もうというまさにこの時期に、日本からの本格的関与が開始することの意義は大きいと考えられる。先に触れたラオス側の日本への高まる期待を敏感に受けとめ、息の長い有益な支援活動が開始されることを望む。本研究は資料的・時間的制約からあくまで過渡的な情報収集・分析の域を出ないものの、しかし、このような日本の本格支援開始時期に折よく報告書提示に至ったことは幸いと心得る。日本支援に望まれる役割の見極め、また具体的な支援の焦点絞り込みや実施体制の設計に当たって、なんらかの参考として活用いただくことを最大の目的とする。

2 . ラオスの法整備状況

2 - 1 ラオス現行法制の概観

2 - 1 - 1 法整備の契機～チンタナカンマイとラオス憲法

ラオスは1980年代半ばより、「チンタナカンマイ (cintanakan-mai、新発想) 政策」と称される、社会主義体制の市場経済化を開始した。すなわち1985年には一部の国有企業に実験的に経営自主権を与える試みが開始し、翌1986年には第4回ラオス人民革命党大会で正式に改革パッケージが採択され、以後、分権化(国有企業民営化・地方行政強化)と市場機能重視(私的所有権確立・価格自由化・金融部門自立)を基軸とする一連の措置が鋭意進められていった。この変革に影響を与えたモメントは一義的には、植民地独立抗争時代からの政治的盟友である隣国ヴィエトナムが同時期に開始した、同様の体制改革(いわゆるドイモイ政策)である。ドイモイとチンタナカンマイは、多くの側面で同一歩調で進められてきた感がある。それだけにヴィエトナムがドイモイ過程で精力的な法整備を進めて来たと同様、ラオスにおいても改革開始直後から積極的な新規立法の定立が相次いだ。

こうした法整備気運の象徴ともいべき立法が、1991年「ラオス人民民主共和国憲法」である。同憲法は1975年の建国以来はじめて成った悲願の憲法であり、社会主義国憲法としての骨格を前面に出しつつも、国政運営におけるいわゆる「法の支配」を保障し、また経済体制の市場経済化路線を宣言している。すなわち、まず統治機構面では社会主義体制の堅持を宣言するが(2条で労働者・農民・インテリゲンチヤが主導しすべての少数民族の利益を達成する人民民主主義を採用。3条でラオス人民革命党の主導する政治体制を明記。5条で民主集中制を規定。7条で政治過程への大衆組織参加を喚起)、いっぽうで、憲法と法律に基づく国家運営を宣言し(10条で人民革命党を含むすべての主体に憲法・法律の遵守義務)、また欧米の立憲民主主義体制に倣う姿勢も顕著である(立法府の名称を「人民代表会議」から「国会」に変更したうえで、61条で責任内閣制を採用、60条で首相の内閣・行政統率権を確立)。また人権規定(21～38条)では、参政権、教育を受ける権利、労働の権利などいわゆる社会権を中心に規定され、自由権としては思想の自由、言論表現の自由などが法律の範囲内で保障されているに過ぎないなど限定性を伴う。ただしこれとは別に社会経済体制をめぐる規定(13～20条)において、国家経済の市場経済移行を宣言し(13条・16条)、国家による私的所有権や営業の自由の保障(14～15条)が規定されているため、総体として資本主義憲法と大きくは異なる内容を示しているといえよう。

このようにチンタナカンマイ基本法とも呼ぶべき憲法が新たに成立したことを受けて、経済関連法規を中心とする法整備が一気に加速する展開を生んだ。

2 - 1 - 2 法整備の経緯

チンタナカンマイ開始以前、ラオスの法整備は混乱した状況にあった。19世紀末にフランス植民地支配のもとに下り、仏領インドシナ連邦の一部に編入された時代にフランス法の導入があったが(1908年の刑法典・訴訟法典・民法典、さらに現地法研究を若干反映した1922年の裁判所法・刑法・

刑事訴訟法・民商法典)、全土に浸透しえたわけではなく、国民生活は既往の固有法に依存して推移した。1953年の植民地支配終了後も、東西対立の狭間で長く内戦状態の続いたラオスでは、1975年に至ってようやく現在の「ラオス人民民主共和国」が社会主義国として建国されたが、その際の統治機構は、独立宣言をなした「国民代表大会」の合議決定に基づき、新設の「最高人民会議」を最高機関とする暫定体制(最高人民会議常務委員会に実権が集中し閣僚評議会が執政する)でスタートしたまま、正式の憲法の作成作業は遅れた。1982年第3回党大会ののち、閣僚評議会の権能を強化した集団指導体制が採用され、行政権強化が図られたが、この後も憲法作成作業は遅延した。いっぽうで民商法・刑法などの基本法分野の動きはさらに頓挫し、もっぱら政策上の必要に応じて単発的な行政命令が乱立されるばかりで基本法の整備は遅れ、この間、とくに民商法分野の裁判過程では引き続き、1975年独立時点で公式には廃されたはずのフランス時代の立法を継承して運用されてきたという(ラオス法弁護士・国立大学法学部教授 Dr. Mayoury Ngaosrivathana による情報提供)。

こうした法的未整備状況を踏まえて、チンタナカンマイ開始直後から法整備推進に努力が傾注されていった。またその過程でラオス政府は多くの国際的支援を仰いだ。すでに UNDP (国連開発計画)の法整備支援が1982年時点から関与していたが(UNDP [1997] p.1)、チンタナカンマイ開始後は、世界銀行が UNDP から主導権を受け継ぐ形で、主に ADB (アジア開発銀行)やオーストラリア援助との資金・人材面の共同歩調で、いわゆる「市場経済化」推進型の法整備支援に乗り出した。これら世銀主導の支援は制度モデルにせよ人材にせよ英米法の影響が強いが(Harvard Law School (Center for the Economic Analysis of Law)の起用など)、ラオス側がフランス法への執着を否定しむしろ世界の多様な法制を研究したうえで独自の制度構築を図りたいとした希望と平仄が合ったということである(UNDP [1997] pp. 28-29)。世銀の支援姿勢は、構造調整融資に伴う融資提供条件(いわゆるコンディショナリティ)として法整備計画策定・実現を厳しく義務づけるかたわら、法案起草や法曹教育などの個別事業を併行させるスタイルを続けている。こうした支援の成果として、1989~1990年の立法実現第一陣たる「刑法」「刑事訴訟法」「人民検察院法」「裁判所法」が、また1991年によろやく念願かなった「憲法」が、そして1992年「土地所有管理令」や1994年「事業法」以下の経済法分野の重要立法が足早に成立していった。

世銀主導の支援はかくして出足が早かったわけであるが、これ以外にも、UNDP が引き続き助言・研究関与を続け(成果として Lao PDR-UNDP [1995] “Building a National Legal Framework (Lao/95/002)”)、またフランス援助が往時のフランス法の影響力回復を図るかのように独自の法曹教育に乗り出しており(ラオス国立大学法学部にフランス法専門講座を開設)、またスウェーデン SIDA が法曹教育(1986年設立のヴィエンチャン法律学校のカリキュラム強化や国立大学法学部への改組など)・司法改革(SIDA [1996] 参照)・官報発行(ラオス語・英語・仏語の月間発行を資金支援)などの木目細かい支援を続行してきた姿勢が目立つ。

ラオス政府自身も、既往の法整備を回顧し、今後の方針を展望する研究を継続している(その成果の一例として、世銀第3次構造調整融資のコンディショナリティとして強制されていた立法プログラム策定を果たしたラオス法務省政策文書、Ministry of Justice of Lao PDR [1996] “Summary of the Implementation of the Ministry of Justice’s Five Year Plan (1991-1995) and Plan Activities for 1996-2000”がある)。現在までに、世銀主導支援のもとで設定された立法目標は順調にこなしてきて

おり、これについては次ページに掲げる一覧のとおりである（表 2 - 1）。最近では、世銀がさらに次段階の立法目標の提案に動き出しており、その例として、2000 年 3 月ピエンチャン市内にて開催された世銀主催・法整備セミナーで提示された立法プログラムがある（表 2 - 2）。

しかしこうした立法面の一見順調な進捗に拘わらず、ラオス側には援助疲れとも見受けられる悲観的な風潮も生じている。2000 年 3 月時点のラオス政府・法曹関係者への筆者のヒアリングの際には、世銀主導型支援への疑問の声が聞かれ、一方的なモデル法案の押し付けに終始しラオスの社会経済の実情や固有の法慣行を反映していない（ラオス法務省副大臣 Ket Kiattisak 氏ほか）、それゆえに成立した立法も実際の適用に至らない（国立大学法学部教授・弁護士 Dr. Mayoury Ngaosrivathana ほか）、立法が個別法の乱立スタイルに終始しているので遺漏や整合性の問題が多々ある（ラオス最高人民裁判所副長官 Davone Vangvichith 氏ほか）、といった指摘が聞かれるとともに、こうした現状を打開していくために日本の支援に期待する声が大であった。

2 - 1 - 3 法整備と法適用の体制

法整備過程の体制は、かつては関連分野の主管官庁が各々草案を作成し内閣に持ち込む動きが錯綜していたことから、1990 年代半ばに改めてラオス法務省の役割を強める制度構築が行われた（法律・政令等の起草過程改善に関する 1994 年首相通達 662 号、法律・布告・政令等の起草・提出に関する 1996 年首相通達 5 号）。いっぽう、主管官庁の起草能力の限界を補う趣旨で、立法関連機関の代表（法務省副大臣・国会立法起草委員会副会長・最高裁判所長官・人民検察院副総監・法務省法務局長）で構成する「法制委員会」が、草案作成過程への提言や審査過程で重要な主導的役割を担っている。以上を踏まえて、現在の法整備過程は次のようなフローに従って進められている（UNDP [1997] pp.11-14 参照）。

表2 - 1 ラオスの既往の立法状況（ラオス法務省資料他をもとに筆者作成）

立法年	法律名称	採択	公布	
1989	刑 法（人民最高会議法律第 29 号）	人民最高会議 1989.11.23	1990.1.9	
	刑事訴訟法（人民最高会議法律第 30 号）	人民最高会議 1989.11.23	1990.1.9	
	人民検察院法（人民最高会議法律第 31 号）	人民最高会議 1989.11.23	1990.1.9	
	裁判所法（人民最高会議法律第 32 号）	人民最高会議 1989.11.23	1990.1.9	
1990	財産法（人民最高会議 1990 年法律第 1 号）	人民最高会議 1990.6.27	1990.7.27	
	契約法（人民最高会議 1990 年法律第 2 号）	人民最高会議 1990.6.27	1990.7.27	
	相続法（人民最高会議 1990 年法律第 3 号）	人民最高会議 1990.6.27	1990.7.27	
	裁判費用法（人民最高会議 1990 年法律第 5 号）	人民最高会議 1990.6.27	1990.7.27	
	国籍法（人民最高会議 1990 年法律第 6 号）	人民最高会議 1990.11.29	1990.12.24	
	家族法（人民最高会議 1990 年法律第 7 号）	人民最高会議 1990.11.29	1990.12.24	
	契約外債務法（人民最高会議 1990 年法律第 8 号）	人民最高会議 1990.11.29	1990.12.24	
	民事訴訟法（人民最高会議 1990 年法律第 9 号）	人民最高会議 1990.11.29	1990.12.24	
	保険法（人民最高会議 1990 年法律第 11 号）	人民最高会議 1990.11.29	1990.12.24	
	企業会計法（人民最高会議 1990 年法律第 12 号）	人民最高会議 1990.11.29	1990.12.24	
	1991	憲法	人民最高会議 1991.8.14	1991.8.15
家族登録法（人民最高会議 1991 年法律第 3 号）		人民最高会議 1991.12.30	1992.4.6	
公証法（人民最高会議 1991 年法律第 4 号）		人民最高会議 1991.12.30	1992.4.6	
法改正法（人民最高会議 1991 年法律第 5 号）		人民最高会議 1991.12.30	1992.4.6	
1993	国会法	国会 1993 . 2 . 25	1993.3.23	
1994	外資促進管理法（1994 年法律第 1 号）	国会 1994 . 3 . 14	1994.4.21	
	労働法（1994 年法律第 2 号）	国会 1994 . 3 . 14	1994.4.21	
	事業法（1994 年法律第 3 号）	国会 1994 . 7 . 18	1994.8.13	
	関税法（1994 年法律第 4 号）	国会 1994 . 7 . 18	1994.8.13	
	国家財政法（1994 年法律第 5 号）	国会 1994 . 7 . 18	1994.8.13	
	破産法（1994 年法律第 6 号）	国会 1994 . 10 . 14	1994.11.5	
	証券法（1994 年法律第 7 号）	国会 1994 . 10 . 14	1994.11.5	
	1995	政府法（1995 年法律第 1 号）	国会 1995 . 3 . 8	1995.3.30
		国防法（1995 年法律第 2 号）	国会 1995 . 3 . 8	1995.3.30
		内国投資促進法（1995 年法律第 3 号）	国会 1995 . 10 . 14	1995.10.26
		租税法（1995 年法律第 4 号）	国会 1995 . 10 . 14	1995.10.26
1996	ラオス銀行法（1995 年法律第 5 号）	国会 1995 . 10 . 14	1995.10.26	
	森林法（1996 年法律第 1 号）	国会 1996 . 10 . 11	1996.11.2	
1997	水・水資源法（1996 年法律第 2 号）	国会 1996 . 10 . 11	1996.11.2	
	土地法（1997 年法律第 1 号）	国会 1997 . 4 . 12	1997.5.31	
1997	電力法（1997 年法律第 2 号）	国会 1997 . 4 . 12	1997.5.31	
	道路交通法（1997 年法律第 3 号）	国会 1997 . 4 . 12	1997.5.31	
	鉱山法（1997 年法律第 4 号）	国会 1997 . 4 . 12	1997.5.31	
	国会議員選挙法（1997 年法律第 5 号）	国会 1997 . 4 . 12	1997.5.31	
	1998	農業法（1998 年法律第 1 号）	国会 1998 . 10 . 10	1998.11.6
1999		製造業法（1999 年法律第 1 号）	国会 1999 . 4 . 3	1999.4.26
	環境保護法（1999 年法律第 2 号）	国会 1999 . 4 . 3	1999.4.26	
	都市計画法（1999 年法律第 3 号）	国会 1999 . 4 . 3	1999.4.26	
	道路法（1999 年法律第 4 号）	国会 1999 . 4 . 3	1999.4.26	
	2000	教育法（2000 年法律第 3 号）	国会 2000 . 4 . 8	2000.4.26
薬品化学品法（2000 年法律第 1 号）		国会 2000 . 4 . 8	2000.5.22	
道路交通法（2000 年法律第 2 号）		国会 2000 . 4 . 8	2000.5.22	

表 2 - 2 ラオスの今後の立法プログラム案

(2000年3月ピエンチャン開催の世界銀行主催法整備セミナー資料・別添2より)

1999 年前期 :	地方自治法 (立法済み) 都市計画法 (立法済み) 製造業法 (立法済み) 自動車道路法 (立法済み) 環境法 (立法済み)	1999 年後期 :	商業法 観光法 国家財産法 地上交通法 (立法済み) 文化法 建設法
2000 年前期 :	郵便法 通信法 有価証券法 薬品化学品法 (立法済み) 消費者保護法 経済特別区法	2000 年後期 :	教育法 (立法済み) 衛生法 知的財産権法 司法警察法 刑務所法 麻薬法
2001 年前期 :	工芸法 民間航空法 水生・森林動物法 仲裁法 弁護士法	2001 年後期 :	公職法 女性・児童法 青少年法 労働組合法 少数民族法 宗教法
2002 年前期 :	社会保障法 専門家団体法 マスメディア法 国家遺産法 市町村法 工業区法	2002 年後期 :	退役軍人法 協同組合法 家族経済法 国家経済法
法改正の対象 :	人民裁判所法 人民検察院法 刑事訴訟法 民事訴訟法		刑法 憲法 労働法 政府法 国家銀行法

立法優先順位の決定：法務省の主導で各主管官庁から提案を募り、内閣 国会常務委員会 国会承認を得る（1995～2000 年期から開始し 5 年毎見直し方針）。

上記優先順位に従い各主管官庁が草案を作成、法務省に提出。この間に「公聴会」も。

法務省が上記草案につき法的審査を実施（法務副大臣と法務局長が主体）。

「法制委員会」による草案審査・修正。

法務大臣の認証後、首相府へ提出。

首相府法務局による審査・調整。

閣議上呈（「法制委員会」案を代表する法務省と原草案を代表する主管官庁との対立など）。

国会常務委員会の立法起草委員会へ法案送付。

国会本会議への法案提出。

本会議小委員会の審議、これを踏まえた国会常務委員会による法案修正。

本会議で法案採択。

いっぽう法適用体制として、裁判所システムを概観すると、1989 年「裁判所法」下の現行体制では、最高人民裁判所、地方人民裁判所としての県人民裁判所（17 カ所）・ヴィエンチャン初級人民裁判所（1 カ所）・地域人民裁判所（130 カ所）、軍事法廷、が存在する。ただし将来的には、地域人民裁判所を正規の裁判所としては廃止して一種の ADR 母体としていくいっぽう、地域人民裁判所レベルを第一審とし、控訴審レベルを別途新設する方向で、現行システムの改変が検討されている（Ministry of Justice of Lao PDR [1996]）。なお裁判所システムの外で、法務省傘下の経済紛争仲裁局による ADR も目下機能している。

「裁判所法」につき特筆される点は、1991 年憲法の登場と前後して同法が改正されたことであり、その結果、改正以前に社会主義の裁判制度の伝統を踏まえて存在していた裁判官選挙制度（裁判所法旧 4 条・30～33 条で、各級裁判所の裁判官はそれぞれの地域レベルの人民会議で選出・解任）が廃止され、最高裁長官が国会選出される以外は、裁判官はすべて国会常務委員会により選出・解任されることとなった（憲法 67 条を踏まえた裁判所法新 4 条）。またやはり社会主義伝統に従い採用されていた一般人（非職業裁判官）による参審制度も、改正後に廃止となった（4 条・8 条ほか）。また裁判官独立の原則（9 条）を掲げつつも裁判の質的・組織的統一を図る趣旨で従来から、最高裁の指揮権（14 条）、二審制の上訴制度と上級裁判所司法委員会による規律（19 条ほか）、最高裁司法委員会や検事による確定判決再審査制度（23 条ほか）などに加えて、法務省による裁判所運営への指導権限（15 条）が規定されていたが、改正により法務省権限は「提言」にとどめられる縮小をみた。以上の改正はいずれも、旧制度が、建前上は人民民主主義的な理念（司法民主化、行政・司法の合一）で設計されていたながら、現実には地方政治との癒着や裁判所の地位低下など、司法の独立を阻む実質があったことから、むしろ裁判所システム内部の垂直的監視体制を強化するいわば「裁判所の独立」を意図した趣旨と考えられる。

なお、1990～1995年の裁判所の事件処理統計として以下の数値がある（UNDP [1997] p.42）:

< 民事裁判 >	(件)
訴訟申立件数	8,043
うち処理確定件数	5,847
うち係争中ないし却下件数	2,165
確定判決件数	2,066
期末の受理済み係争中件数	1,167
< 刑事裁判 >	
訴訟申立件数	6,291
うち処理確定件数	5,466
うち係争中ないし却下件数	825
確定判決件数	3,997
期末の受理済み係争中件数	3,063

他方で、法適用を支えるべき法曹人口は非常に手薄な状況にある。

裁判官については、最高裁レベルに長官1名・副長官1名・その他裁判官4名の体制で、年間・数百件からの事件を処理せねばならない。裁判所システム全体でも、裁判官数わずか350名体制で上表のような件数をこなしているわけであるが、緻密な法適用や判例形成、また続出する新立法の研究理解などは覚束ない実情にある（2000年3月時点でラオス法務省副大臣 Ket Kiattisak 氏情報）。

いっぽう検察官は180名体制、また弁護士登録数は26名である（いずれも2000年3月現在）。弁護士数が異常に少ない背景として、過去に弁護士会がカルテル化し暴利を貪って解散された経緯などの悪印象が巷で語られているものの、実際には多くの訴訟がラオス固有の慣習法が規定する国民の日常生活にまつわる事例であるなか、植民地時代以来のフランス法を修めた専門家としての弁護士が関与を要請される事例（高度な商取引など）は数少ないという実態が反映しているのではあるまいか。なお、ラオスの慣習法と一口に称しても、60余りの多様な少数民族毎に、ないしは村落毎に、非常に多岐多様にわたるため、国民生活上の紛争はそもそも裁判に持ち込まれる以前に、一義的に村落長老による処理が一般的であるという実情が存在する模様である（UNDP [1997] p.44）。

しかしながらチンタナカンマイの推進する市場経済化がしだいに村落社会内部へ商品経済を浸透せしめていくことは疑いなく、また外資導入の呼び声のもと、高度な外資絡みの紛争が年々増加していくことが予想され、それだけに、こうした変化に対応しうる法曹人口の増加と質的向上への要請は高い。またそうした対策が逆にラオスの投資環境（制度的インフラ）の印象を高め、外資導入促進効果が期待されるともいえる。このような要請に答えるべく、スウェーデン SIDA などのイニシアティブで法曹教育に力点が置かれ、1986年設立のヴィエンチャン法律学校（1998年に国立大学法学部に改組）で、9カ月の中期教育コース、4～5年制の長期教育コースがすでに500人の法曹を養成・輩出済みであるという。

2 - 2 主な経済関連法制の内容

以上に概観したラオスにおける法整備の経緯を踏まえ、以下本節では、主な経済関連法制の実際の

条文に即して内容的概観を行う。なお、依拠した法文資料の多くは筆者のラオス出張時（2000年3月）に入手したものに基づく（本報告書末尾の〈法文資料一覧〉参照）。残念ながら現在のラオスでは、法文資料の収集は容易ではない。スウェーデン援助で開始されたはずの官報刊行は、ラオス語法文は発行部数が少ないためすでに法務省内の発行所自体で在庫切れであり、英仏翻訳版は資金切れで発行中止のままとのことで、公式資料の入手には苦労がある。また日本でいう六法全書の類は公刊されておらず、一部の重要法規が主管官庁によって市販されている以外は、多くの法文は弁護士の間でのみ閉鎖的に流通する実態に接した。なお筆者の入手資料は、英訳（法務省や主管官庁による非公式英訳、法務省や主管官庁による市販英訳、米国系現地法律事務所による非公式英訳）とラオス語原文の双方を入手しえたもの、英訳のみ入手しえたもの、ラオス語原文のみ入手しえたもの、の相違があるが、以下個別に言及する。

また、これらのうちとくに、ラオス法務省へのヒアリングで日本の支援期待分野として挙げられた会社法分野に関わる「事業法」につき、筆者による日本語訳を、本報告書末尾に資料として別添している。

2 - 2 - 1 財産法

現行の財産権秩序は、チンタナカンマイ下の法整備の最も初期に登場した1990年法律第1号「財産法」（1990.6.27 人民最高会議（当時）通過、1990.7.27 公布）が基本法の位置づけにあり、私的財産権の肯定を宣言する役割を負った。また同時に成った1990年法律第3号「相続法」（1990.6.27 最高人民会議（当時）通過、1990.7.27 公布）が私有財産の相続につき規定し、有効な遺言なきがぎり法定相続される仕組みを導入した。これらを受けて、1991年憲法（15条）が改めて、団体や個人の所有権（占有・使用・譲渡の権利）および相続権の保障を宣言し、ただし土地・資源については、あくまで国家社会の一元的所有のもとで団体・個人の使用・譲渡・相続の権利が保障されるとした。これを受けてさらに、後述の1996年法律第1号「森林法」（1996.10.11 国会通過、1996.11.2 公布）や1997年法律第1号「土地法」（1997.4.12 国会通過、1997.5.31 公布）が登場するに至っている。

このうち「財産法」は、ラオス法務省非公式英訳“Property Law（27 June, 1990）”によれば、全文68条から成り、総則（1～2条）国有財産（3～8条）集団所有財産（9～13条）私有・企業所有・個人的所有財産（14～27条）財産の取得と終了（28～45条）所有権の及ぶ範囲（46～55条）財産の保全（56～68条）となっている。前半（1～27条）は財産所有形態の分類を記述し、後半（28条以下）は所有権の効果について記述する。後述2-2-2の「契約法」がパンデクテン方式の民法典にとっての債権（債務）編に当たるとすれば、本法はいわば物権編の中核に当たる。ただし本法の規定対象は基本的に財産の所有関係のみで、所有権以外にとくに物権概念を立てておらず、あくまで所有権行使の制約原因として隣地通行権（49条）・水利権（50条）などの相隣関係や家屋・農地管理者利益（51条）に触れるほかは、国有土地・森林の使用権に若干言及するのみである（55条）。しかし後述のように「土地法」「森林法」が所有権に匹敵しうる各種の権利（いわば物権）を別途規定しているだけに、ラオスの物権法分野はいわば複数の単行法に分散された状況となっている。なお担保権は、賃借権などと並んで「契約法」で扱われ（さらに後述のように単行法として1994年「担保付取引法」が登場している）、隣国ヴィエトナムの1995年民法典と同様、旧ソ連時代の社会主義民法

の流れを汲む構成である。

なおそもそも、ラオスの大陸法系の出自（フランス植民地時代に民法典を有し、またソ連・ヴィエトナムといった社会主義系モデルでも民法典が編纂されている）に拘わらず、民法典をまとめず「財産法」という単行法を成立させた点、世銀の支援を介した英米法の影響といえよう。ただし内容面では、社会主義法の影響が色濃い。まず前半（1～27条）で財産所有秩序を公法的に規定する部分で、国有財産（国土・資源・通信手段・国有金融機関・国有企業などの「公共資源」および国家行政財産）集団所有財産（協同組合理型生産における主に生産財）私有財産（個人営業主の生産財）企業所有財産（企業の生産財）個人的所有財産（個人の生活上の消費財）の分類を行っているが、これは経済活動全般を生産活動・消費活動の二元的構成で記述したうえ主要生産財（土地・基幹産業基盤など）の公有化を前提する社会主義の伝統を踏まえており、そのうえで経済改革的な見地から新たに個人営業主による生産活動参入や企業活動の自立化を見越して新たな財産分類（個有財産・私有財産）を追加したものと解される。この点、社会主義諸国の経済改革過程では同様に、ロシアで旧ソ連ベレストロイカ時代の論争を経て1993年憲法（8条2項）が私有を含む多元的所有秩序を肯定し、また民法典（213～215条）でさらに私有を市民所有・法人所有に分類し、またヴィエトナム民法典（205～228条）もよく似た多元的所有秩序を規定しているなど、いずれも旧来の社会主義的財産分類に私有形態を追加する志向が共通している。ラオスの分類上の特色は、個人による私有を生産財所有（私有財産）と消費財所有（個人的所有財産）とに別立てし（ロシアやヴィエトナムでは一括している）かつさらに企業所有を別立てしている点（ヴィエトナムでは企業所有の分類を置かず、異なる出資主体間の一種の共有である「混合所有」として分類する）などである。なお、社会主義諸国が改革過程でわざわざこのような多元的な所有形態の分類を行うことの実質的意味は、一つに国有・集団所有につき引き続き公共目的の達成を義務づけまた私物化を阻む規制意図、他方で私的所有権行使についても自由放任を認めず、法律・行政令などを通じた規制余地を確保する意図、などが想定される。ラオス法でも簡単ではあるが各分類毎にそうした規制内容面の相違が見られる（国有財産につき6～8条、集団所有財産につき10・12・24条、私有財産につき15条、企業所有財産につき17条、個人的所有財産については相隣関係への配慮を前提とする21条、ほか）

いっぽう本法の後半では、所有権の得喪、範囲、また保全につき実体的内容を記述する。これも社会主義経由また宗主国フランスの影響のもとで、大陸法民法典一般における記述事項をカバーしているが、内容的に簡素である。まず所有権の取得は一般論として意思主義を前提にしながらも、登記制度がある場合はこれが所有権移転の成立要件となるとするが（28条）登記の要件や効力（公信力など）の詳細は不明である。なお登記制度については「土地法」下の不動産所有権登記のほかに、「財産法」および「契約法」の下部法規として、1993年「文書登記に関する首相令」（ラオス法務省非公式英訳“Decree No.52/PM/1993 on Document Registration”）があるが、登記料徴収目的が前面に出ており、要件・効力・閲覧などに一切言及はなく不明である。いっぽう、取得時効は不動産20年、動産5年である（42条）。特別立法による国家の無償収用がありうるが、補償を求める不服申立も可能である（44条）。つぎに所有権の範囲については、既述のように相隣関係など若干の規定があるに過ぎず、この点、近隣社会主義諸国の例、例えばヴィエトナム民法典の該当部分（第2編第7章）が環境保護・社会秩序・建設規制などより広範な社会的配慮に基づく所有権行使の制約を打ち出す姿勢と

の対比では、より所有権の絶対性を肯定する資本主義的な規定ぶりというべきだろう。また所有権保全手段としては、返還請求権（57条）・所有権確認請求権（62条）・妨害排除請求権（63条）のほか損害賠償請求権（64・65条）に言及する。

2 - 2 - 2 契約法

1990年法律第2号（1990.6.27人民最高会議（当時）通過、1990.7.27公布）の「契約法」は、ラオス法務省による市販ラオス語法文“Kotmay wa duay khaw pukpan nai sanya”、およびラオス法務省非公式英訳 Contract Law (27 June, 1990)”に従うならば、全文65カ条（一般規定36カ条・各論29カ条）から成る。このうち一般規定の構成は、一般原則（1～2条）契約の要件と要素（3～12条）契約の無効（13～17条）契約の履行（18～23条）契約履行の保証措置（24～31条）契約の変更・解除・終了（32～33条）紛争解決（34～36条）である。いっぽう各論の構成は、売買ならびに交換契約（37～42条）買戻権付き売買契約（43～45条）金銭消費貸借契約ならびに財産使用貸借契約（46～48条）賃貸借契約（49～52条）寄託契約（53～55条）委任契約（56～58条）請負契約（59条）建設契約（60～61条）運送契約（62条）合併契約（63～65条）である。

以上の構成で、再び既往の社会主義法の影響を指摘できる。旧ソ連では初期スターリン時代に契約法体系を、生産活動に伴う「経済契約」と、消費活動に伴う「民事契約」に二分する二元的設計が登場し、浮沈を経て、1960年代の経済改革期以降は「経済契約」が計画経済固有の実験概念としての出自を捨てむしろ生産活動の統制緩和・自由化促進を図る立場から充実が図られた経緯が知られている。ラオス契約法も、あいまいな定義ぶりではあるが「民事契約」を経済活動目的を伴う「経済契約」から区別し（4条末尾）いっぽうでその両者を規定対象とする方針を見せる（1条後段で契約の機能を、人民の日常生活関係と国家経済の商品取引関係をともに促進する点にあると規定）

ただし両概念の二元性を実質的にどう設計するかは問題で、例えば旧ソ連時代の民法典（1961年民事基本法と各共和国民法典）では独仏流の典型契約の列举中に、計画経済下の現実履行原則で縛られる国有企業間取引の典型的な「経済契約」類型（納入契約・基本建設請負契約・運送契約・保険契約など）を挿入したり、また通常の典型契約中でも国家との取引における要件効果を加重するなどの形式で、つまり両契約概念を二分しつつも併存させる構成が選ばれた。いっぽうで中国の1999年統一契約法（428カ条）のように、両契約概念の二元論を超克するとして民・商事一元化を図る体裁のなかに「経済契約」の旧類型を包摂しながら、別途商取引規制としての強行法規・行政規制に広く余地を残していく方針もある。いっぽうラオスとも関係の深い隣国ベトナムでは、1995年民法典（838カ条）の成立後も別途、1989年経済契約令が存続して名実ともに二元論を引きずるかたわら、1997年商法や関連法規を通じて経済契約分野の規制強化を続ける設計もある。

こうしたなかラオス契約法では、前述のように「経済契約」「民事契約」の二分を前提としつつ、各論において（例えば請負契約の概念のほかに伝統的な「経済契約」の例である建設契約や運送契約を追加するなど）一見、上記の旧ソ連型の併存的設計を見せる。しかし、典型契約の種類も条文の数・内容もあまりに限られていて、生産計画の履行強制を前提とする「経済契約」特殊の要件・効果の加重はほとんど見出せない（なお後述する18条後段の一方的履行停止の禁止、32条の一方的解約の禁止などは民事契約にも及ぶ契約法の一般規定であって生産関係固有の指令的規定とは考えにくい）い

っぽうでヴェトナムや中国のように商事規制の趣旨で、別途、関連法規により経済契約（ないし商事契約）への規制を強める傾向も目下のところ顕著ではない（後述 2 - 2 - 5 「事業法」参照）。他方、立法過程で世銀・米国等の支援を受けたことを反映して、英米法の影響も存在する。まず上記の「財産法」同様、民法典を編纂せず、債務法分野を単行法として成立させた点がある。また内容面でも、「契約成立の原因」なる英米法の約因に相当する要件を求め（5 条・9 条）また契約の取消事由に「一方的不利益」「非良心的成約」などを含み（14 条）また契約履行前の事情変更通知義務（22 条）とこれを根拠とする契約の終了（33 条）によって英米法にいう「不安の抗弁」の効果を狙うなどの特色がある。社会主義的な現実履行強制に関わる規定（18 条・32 条）もあるが、以上の英米流の解約事由によって効果は相対化されていると見られる。総じて、条文数も規定内容も非常に簡素であり、関連法規による規制も見られぬ現状では、結果として当事者の契約自治に委ねる範囲が多であるわけで、英米法の当事者自治の精神を大きく反映しているというべきだろう。

このように本法は、体裁上は従来の社会主義諸国の契約法に影響を受けているとしても、実質的な性格は、民事契約分野・商事契約分野を問わず自由放任主義的であると目される。結果として、外資の取引にとっては、国内法の制約を顧慮せず、膨大な特約条項などを用いて当事者自治を貫徹する方針を有する場合に有利な状況というべきだろう。

2 - 2 - 3 不法行為法

1990 年法律第 8 号「非契約性債務法」（1990.11.29 人民最高会議（当時）通過、1990.12.24 公布）は、在ラオス米系法律事務所 Dirksen Flipse Doran & Le の非公式英訳“Law on Non-Contractual Obligations (Tort Law)”によれば、全文 18 カ条から成り、その構成は、個人の行為から生じる債務（1～9 条）、第三者の行為や個人管理下の動物・物体により生じる債務（10～13 条）、事務管理（14～16 条）、不当利得（17～18 条）である。

特筆される規定内容として、まず不法行為の一般要件（1 条）として「損害」と「因果関係」のみを掲げ、一見、無過失責任主義を原則とするかと思わせるが、ただしすぐに続けて、行為者の側で法的義務や正当防衛などのいわば違法性阻却事由の主張を通じて「過失」（fault）の不在を立証すれば責任を免れるとしており、被害者側の立証責任の緩和を図る趣旨と読める。ところが別途、損害は「違法かつ故意・過失による行為」の存在により立証される（4 条）、因果関係は「違法行為と損害」との間に存在すること（5 条）とされ、結局は被害者側に故意・過失や違法性の立証責任が存在することになってしまう。規定の本旨はこうした記述のままでは正確に解釈しえない。

このほか特殊責任として、使用者責任（10 条）、親・後見人・教育指導者の責任（11 条）では監督上の過失等を論じないいわば厳格責任主義だが、いっぽう動物飼主責任（12 条）、物体の所有者・管理者責任（いわば工作物責任、13 条）では管理上の過失（fault）を要件としており、英米的な厳格責任主義は必ずしも一貫していない。ラオス固有の法慣習を踏まえるとも想像される。

以上、本法の規定を文言に沿って解釈するがぎり、不法行為責任の成立範囲は限定的で、立証負担も被害者にとって必ずしも容易ではない。こうした現行の規定ぶりが今後見込まれる経済活動の高度化にとって、促進的意味を持つのか（経済活動の当事者にとって予見可能な範囲に責任が限定されるので経済活動が活発化する）あるいは障害となるのか（各種危険の増大に対応しえず社会経済的混乱

を招く) 立法設計上の判断は微妙である。この点は、昨今、近隣アジア諸国で盛んな製造物責任や消費者保護をめぐる議論との兼ね合いでも検討余地を残していよう。

2 - 2 - 4 担保法

1994年法律第7号「契約履行担保法」(1994.10.14国会通過、1994.11.5公布)は、ラオス法務省非公式英訳“The Secured Transaction Law”、およびラオス商業省刊行(1997)の市販ラオス語法文“kotmay-wa-duay-kankampakan-kanpatibad-sanya”によれば、全文39カ条から成り、その構成は、総則(1~9条)、動産担保(10~18条)、不動産担保(19~24条)、保証(25~29条)、雑則(30~37条)となっている。1994年に続出した、外資法・事業法・破産法など一群の主要な経済関連法のなかの一つである。

総則では担保権の種類を、約定担保権・法定担保権・債務名義の三つに分け(3~6条)、破産における優先順位(法定・債務名義・約定の順)を定めている(8条)。注目すべき点として、どの担保権も金融行政当局への「担保登録」が優劣を主張するための対抗要件となっている(30条)。このような包括的な担保登録制度は、昨今国際機関が推奨する1994年公表のEBRD(欧州復興開発銀行)「モデル担保法」の設計を思い出させ、また直接の範としてEBRD指導下で成ったロシア1992年担保法などが想定されようか。しかし登録制度の対象(EBRD型の広範な流動資産浮動担保や企業担保などを含むか)や効果(第三者権利との対抗など)またすでに存在する不動産登記制度との関連など制度の詳細に関する規定はまったく不備である(2000年3月時点ラオス法弁護士Dr. Mayoury Ngaosrivathana談によれば不動産担保権の設定は不動産登記所と金融行政当局の担保登録の双方に登録しなければならない運用となっている)。むしろ以下に見るように、約定担保権で目的物や権利証の物理的占有と担保登録を重疊的に必要とするなど、おそらくは既往の金融慣行に見られた対抗手段との整合性度外視で、木に竹を継ぐように担保登録制度を持ち込む嫌いがあるのではないか。

約定担保権は、動産担保・不動産担保・保証の三つに分類されている(9条)。このうち動産担保はさらに、目的物本体質入れ・権利証書質入れ・倉庫証券質入れの三つに分類される(11条)。特筆される点として、まず目的物本体の質入れでも上述の金融行政当局への登録が要件とされている(13条)。これは、EBRDモデル担保法でさえ別途許容している本来型の質権(占有で対抗する)を否定するように読めて疑問だが、ただし、実行時の清算の義務づけ規定(14条)などと考え合わせると同一物上の複数順位の質権の成立を容易にし担保価値の有効利用を図る狙いとして評価すべき側面もあろうか。いっぽう権利証書質入れでは、目的物に関する権利証書のみ引き渡して目的物の使用収益は設定者にそのまま継続させ(15条)、いわば産業金融に便宜のある担保権だが、しかしデフォルト時には自力救済による目的物占有回復を行い清算義務が明記されていないなど(16条)、目的物本体の質入れ以上に目的物価値の排他的独占性が特色となっている。

不動産担保は、所有権(ないし土地使用権)権原証書の担保権者への引渡しを要件として、設定者が目的物の使用収益を継続できる(19条)。不動産登記制度の対抗力に依拠する抵当権というよりも、deedの受け渡しに従う米国流のモーゲージを彷彿とさせる。設定者の目的物処分が禁止され、また担保権者の私的実行が保障されている点も所有権移転的でありモーゲージ流である(24条)。しかし1990年代の土地改革で浸透しつつある不動産登記制度や、また本法自体が導入しようという上記の担

保登録制度との関係で、担保権の対抗は十分図っていけるわけであり、もはや（対価的不均衡を生む目的物独占につながりかねない）所有権移転的構成の要件化に積極的意味があるとは考えられない。

以上、総じて規定があまりに簡素で、各種担保権の要件・効果や体系的相互関係の詳細は確認しえない。

2 - 2 - 5 事業法

1994 年法律第 3 号「事業法」(1994.7.18 国会通過、1994.8.13 公布)は、ラオス法務省市販英訳“Business Law of Lao People’s Democratic Republic”、およびラオス商業省刊行(1997)の市販ラオス語法文“kotmay-wa-duay-tulakit”によれば、全文 97 カ条から成り、その構成は、総則(1~8 条)、事業者・事業活動条件・商業証券(9~15 条)、事業活動の機構(16~94 条)となっている。日本の商法典の構成との対照で言えば、商人・商行為につき若干触れている以外は、会社法に圧倒的な比重が置かれていることになる。

内容面では、まず総則で、国家の調整のもとでの市場経済の発展をめざして(1 条)、国内主体・外資の営業の自由を保障し(2・3 条)、市場経済に参入する異なる企業タイプ間の競争条件の平等を宣言する(5 条)。以上は憲法 13~16 条の精神を顕現するものといえる(ヴェトナム憲法 15 条にいう「多部門間商品経済」概念参照)。しかしすべての事業活動は、労働者の権利・環境・その他国家への義務や法規の遵守を条件とし(7 条・12 条ほか)、また国防・経済社会的見地から自由参入が制限される分野が規定されている(13 条。当面は石油・電力・水道・通信のインフラ部門に加えて、薬品・化学・アルコール・タバコ、さらに既往政令には挙がっていなかった追加分野として木材・木材加工・鉱物・食品が列挙されている)。なお後述の「外資法」(2 条)ではこれらインフラ分野や木材・鉱物などが広く自由参入分野として例示されていることとの関連は、明白でない。

つぎに、事業者(商人)を「業として事業活動を行う主体」とする定義や代理商・仲買人の用語説明があり(9 条)、18 歳以下や公務員などの事業家資格が否定される(11 条)。しかし事業活動(商行為)について総則的定義は一切ないので、事業者の定義も実質的に不明となる。なお商業証券として約束手形・譲渡性預金証書(CD)・為替手形・小切手につき用語説明があるが(15 条)、取引法の詳細規定は一切ない。

本法の中核をなす会社法部分については、本法登場前に「1993 年会社令」(ラオス英訳官報 *Official Gazette*, April 25, 1993, “Decree No.46/PM/1993 on Enterprises”)が存在しており、内容的にもほとんど共通する。以下で(同政令との相違点に触れつつ)本法の特色を概観すると、まず所有形態別の企業分類として、民間企業・国有企業・集団所有企業・合併企業(国有企業と他所有系企業との合併)の四つを分け、また企業形態分類として、個人営業企業(wisahakid-suan-bukkon)・会社(bolisad)の二つを分ける(4 条)。会社はさらに、パートナーシップ(43 条で全パートナー無限責任の合名会社型)、有限会社(株主 20 名以下。47 条で株式譲渡制限)、公開会社(29 条で株式公開や社債発行が可能)に 3 分類される(21 条)。以上の所有形態分類と企業形態分類の関係は必ずしも明白ではなく、33 条から後者は民間企業に限って適用される分類と推測されるが、ただし別途、国有企業や集団所有企業についても有限会社や公開会社の一部規定の準用に言及する条項も存在する(81 条・93 条等)。この点、国有企業改革の先輩である中国やヴェトナムでは現在までのところ、一般の企業法とは別

立ての国有企業法や集団所有企業法を残し、漸次、国有企業等の一般会社化を進めつつあるが（いわゆるグラデュアリズム）、ラオスの場合は別途こうした国有企業法等が充実するわけでもない。

企業の設立はいずれも「企業登録」の完了を要件とする。この登録は商業行政当局に対してなすが、同時に関連産業セクター毎に異なる主管行政部門が実質審査を行う実質許可制である（届出主義でない）。ただし本法では上記政令 No.46 にはなかった許可回答期限（申請から 60 日以内）が設けられた（16 条）。企業登録事項は定款のみならず、企業が当事者である全契約、また債権者向けの財務情報をも含むとされ、広範な公示機能が期待されている（17 条）。なお登録 1 年以内に事業活動を行わない幽霊会社は登録削除されるとされ（19 条）。東南アジア地域で（許可制会社設立制度を敷く国が多いだけに）得てして見られがちな事業権の投機的な転々流通や、詐欺的な資本金収集などの濫用を未然に阻む趣旨と見られる。いっぽう定款変更・増減資などの重要事項の変更の際も登録を要するが、変更の理由発生から 1 年以内に変更を実施するものと義務づけるなど（28 条）、やはり登録時の実体審査につき含みのある規定が見受けられる。

その他企業の一般規定として、一人会社設立が有限会社形態についてのみとくに許容されているが（20 条）、中国やベトナムで一人有限会社が国有企業の民間企業化に際して活用される影響と目されるものの、中国では可能な社債発行が認められていないなど活用度への期待は定かでない。むしろ一人株主の死亡時における相続人による事業継続などが配慮され、民間企業（とくにファミリー経営形態）による利用もまた期待されている模様で（59 条）、であるならば個人営業企業形態（36 条で無限責任）との兼ね合いが不明で、有限責任制度の濫用の懸念があろう。

以下とくに有限責任形態である有限会社と公開会社につき留意される規定ぶりを挙げると、まず会社のガバナンス構造（各機関の権限関係）については、有限会社で大陸法の伝統を思わせる株主総会の役割が比較的重視されているが（47 条で株式譲渡許可は総会特別決議事項、49 条で総会が取締役報酬決定、53 条で株式総額過半数で総会招集権など）、公開会社では株主総会の決定権限は配当関連や重要事項変更などに限定されるいっぽう（73 条）、政令 No.46 が英米流に取締役会に集中させていた経営権限もまた取り上げられ、別途本法が新設した「業務評議会（sapa-bolihan）」に集中されるといドイツ流の階層型経営構造（近隣諸国では中国が採用。インドネシアのコミサリス会方式も類似）が選択された点が目立つ。しかも業務評議会のメンバーは、株主代表と労働者代表とから構成されるいわゆる共同決定スタイルであり（65 条）、営業方針の決定・取締役選任や報酬決定・株主総会招集に及ぶ広範な経営権を集中するとともに（66 条）、違法行為や会社損失の生起について原則連帯して対会社責任・対第三者責任を負う（68 条）、いっぽう、監査役の選任は、有限会社では資本金 1 億キップ以上の会社で必須とされ（政令 No.46 では 2000 万キップ以上とあったのを大きく緩和）、かつ公認会計士であることが要求され、またその解任は裁判所の決定か公認会計士団体の決定以外ではなしえないとするなど（52 条）、外部者による独立した経営監視の実質化が意図されているものの、しかしその監督権限の範囲はいわゆる違法性審査に限定されている（政令 No.46（48 条）に存在した妥当性審査への言及と目される条項を本法では削除）、いっぽう公開会社では、監査役が株主総会の選任にかかることとされる以外に特段規定はない。

その他の留意点として、企業財産の安定化に資する財務制限関連の規定の乏しさがある。各企業形態毎に最低資本金が設定されているが僅少である（有限会社で 500 万キップ。公開会社で 5000 万キ

ップ、ただし為替下落を踏まえてか政令 No.46 の 4000 万キップよりは増加)。設立過程での資本充実への配慮は弱く、現物出資を無制限に肯定しつつ評価に関する詳細規定はなく(23 条・46 条。ただし政令 No.46 (16 条)よりは現物出資対象が狭い) 発起人の保証責任などの規定はなく、いっぽう金銭出資については設立時には有限会社で引受額の 50%、公開会社で同 25%の払込があればよく、残余は企業登録から 2~3 年以内に払込む義務がある(46 条・61 条) また準備金積立は利益の 5~10%の範囲で適宜定款で定めるとされるのみである(24 条) などの緩やかな規定のみである。この点、企業財産の安定化は大陸法的な強行規定によるのではなく、むしろ上記の企業登録による情報開示を通じるべしとする考え方に立つのであろうか。であるならば、情報公開の対象や閲覧権の所在につき詳細な規定が盛り込まれて然るべきだろうが、ほとんど記述はない。なお企業の財務諸表の作成基準については、1990 年法律第 12 号「企業会計法」(1990.11.29 人民最高会議(当時)通過、1990.12.24 公布、ラオス法務省非公式英訳として“Enterprise Accounting Law”)や、その施行に関する首相令(ラオス法務省非公式英訳として“Decree No.5/PM/1992 on the Implementation of the Enterprise Accounting Law”)があり、不実記載の制裁や刑事罰についても条項を置く(法 24 条・政令 42 条)。なお企業の破産に関しては新たに後述・破産法が成ったので政令 No.46 (27 条)の規定は外れた。本法末尾では、国有企業・国有過半数出資合弁企業・過半数未満出資合弁企業に分けて、若干の規定があるが、いずれもガバナンス構造や財務条件について具体的内容を含むものではまったくない。

2 - 2 - 6 破産法

1994 年法律第 6 号「企業破産法」(1994.10.14 国会通過、1994.11.5 公布・施行)は、ラオス商業省刊行(1997)の市販ラオス語法文“kotmay wa duay kanlomlay kong wisahakid”によれば、全文 56 カ条から成り、その構成は、総則(1~4 条) 破産申立(1~10 条) 申立の審査(11~25 条) 企業再建(26~32 条) 営業譲渡(33~34 条) 破産と清算(35~46 条) 制裁(47~51 条) 清算終結と破産者地位回復(52~54 条) となっている。

(本レポート期限までにラオス語原文の解読未了につき、内容分析は後日の課題とする。)

2 - 2 - 7 外国投資法

1994 年法律第 1 号「ラオス人民共和国における外国投資促進管理法」(1994.3.14 国会通過、1994.4.21 公布・施行)は、ラオス首相府外国投資管理委員会(FIMC)刊行の市販ラオス語・英訳対照法文“kotmay-wa-duay-kansongsem-le-kankum-kong-kanlongtun-kongtangpatet-yu-satalana suk-pachatipatai-pachachonlau/Law on the Promotion and Management of Foreign Investment in the Lao People's Democratic Republic”によれば、全文 31 カ条から成り、その構成は、総則(1~3 条) 外国投資の形態(4~9 条) 外国投資家の特典・権利・義務(10~21 条) 外国投資管理の機構(22~29 条) となっている。

本法は日本の実務界でも早くから紹介され、その立法過程では日本人研究者(三重大学・鈴木基義教授)の支援が知られているところである。簡潔ながらも、外資参入規制や出資比率規制を敷かず(2 条・4~7 条) 外資にも国内法人同様の会社法規(上述の事業法)を適用するとして平等な競争条件を認め(9 条) また画一的設計で裁量色の薄い特典制度(16~18 条。原則として一律 20%の法人利

益税優遇・一律 1%の設備原材料関税率・輸出志向型投資の関税一律免除など)を提供するなど、自由主義的設計が特色である。近隣アセアン諸国が得てして裁量主義的な特典供与と引き換えに外資を産業政策に利用する不透明運用とは一線を画するとともに、本法以前に存在した「1989年外国投資法」が中国やヴィエトナムに似た厳格な管理主義的手続を前面に打ち出していた傾向とも大きく相違するものである(金子[1997][1999])。ただし後述するように、外資法の実際の運用面ではアセアン流儀の裁量主義が採用されつつある点は留意される。

2 - 2 - 8 労働法

社会主義ラオスにとって労働法分野もまた経済開発政策の帰趨に関わる重要分野であるだけに、1994年の一連の経済関係諸法整備に伴い立法が実施された。すなわち1994年法律第2号「労働法」(1994.3.14国会通過、1994.4.21公布・施行)は、ラオス労働省刊行(1999)の市販英訳法文“Labour Law”、およびラオス法務省刊行経済関係法規集 Kotmay-le-nitikam-nai-kongked-sedtakit (1997)所収のラオス語法文“kotmay-renggan”によれば、全文62カ条から成り、その構成は、総則(1~5条)、労働管理の原則(6~11条)、雇用契約の締結と修了(12~24条)、労働時間・休暇(25~30条)、就業規則(31~32条)、女性・児童の雇用(33~37条)、月給・賃金(38~46条)、所得税・社会保障制度(47~48条)、労働安全(49~50条)、労働疾病(51~53条)、年金制度・補償制度(54条)、労働紛争処理(55~59条)、制裁(60条)となっている。

内容面では、まず労働基準関連では労働時間・休暇・女性児童保護・賃金の面で近隣アセアン諸国とほぼ同水準で、病休など有給制度の充実や残業手当の厚遇などの特色も共通する。しかし解雇の自由度では、近隣アセアン諸国が企業の生産調整の便宜を重視して自由度の高い制度設計を敷くのに比べて制限的であると目され(15~22条で、45日前の通知と新規就職活動の支援を要し補償付きの即日解雇は認めない姿勢、不当解雇の損害賠償制度、労働者側の契約違反等を理由とする解雇における労働行政・労働組合への事前通知など)、社会主義国ならではの雇用安定化政策意図を見せる。

社会主義ラオスはまた労働関係面における労働者の権利の保障に熱心であると見られ、団結権の保障(3条)、職場毎の労働組合ないし労働代表の設置義務づけ(11条)などを規定する。しかしいっぽうで労働紛争処理面で、待遇向上など既存権利の拡張の主張を制限し(58条で労働行政への申立と労働紛争仲裁で短期間に確定処理され裁判に訴える権利はない)、また争議権行使に制限を設ける傾向があり(59条)、こうした点は、近隣アセアン諸国がいわゆる「アジア的労使関係」の議論のもとで実施する各種の労使協調主義的制度に類似するもので(金子[1998]第4章参照)、企業側の操業環境の安定化を優先する経済開発政策上の意図が推測される。

2 - 2 - 9 土地法

1997年法律第1号「土地法」(1997.4.12国会通過、1997.5.31公布)は、ラオス法務省非公式英訳“Law on Land”によれば、全文86カ条から成り、その構成は、総則(1~7条)、土地管理と土地登記(8~51条)、土地使用者の権利義務(52~75条)、土地使用の管理(76~78条)、土地紛争解決・有効利用者助成・違反者制裁(79~83条)などである。本法はチンタナカンマイ開始以来、世界銀行などの指導で推進されてきた土地改革の経緯を集大成した、ラオス土地政策の基本法であると同時に

に、上記「財産法」の関連で述べたように、ラオスの物権秩序の重要な一部を規定している。

特筆される内容として、土地はすべて国有が前提であり（憲法 15 条を踏まえる本法 3 条）、国家が土地政策に基づき管理するが（8~9 条）、しかし別途、ラオス国籍の個人・世帯・各種機関（法人）には保全・使用・収益・譲渡・相続の自由を伴う「土地使用権」が分配され（3・5・52~63 条）また外国人・外資は「リース」（外国人の国有地リースは 30 年・延長可能、国家許可による民間土地使用権リースは 20 年・延長可能。とくに外国投資家は 50 年・延長可能、経済特域では国会の個別承認に従いつつ 70 年・延長可能）のみが享受できる（3・13・64~66 条）。

なお「リース」につき譲渡・担保提供可能性などの法的効果は明確に記述されておらず、外資の経済活動にとっては大いに問題である（すでにタイの商業銀行バンコクバンクが土地リースの担保提供を前提に融資活動を展開しその効果が問題化したなどの著名事例が聞かれる。2000 年 3 月時点ラオス法弁護士 Dr. Mayoury Ngaosrivathana ヒアリング）。なおこの点、隣国ベトナムでは 1993 年土地法典で経済活動主体に譲渡不能の「リース」権しか付与しない構成で土地取引を直接の国家管理のもとに置かんとしていたが、1998 年改正にかけて国内事業主体にかぎっては「リース」の譲渡・担保提供を解禁し、いわば英米法の leasehold 流に所有権類似の法的性格を賦与するという変遷を見ており（外資のリース権はいまだ譲渡不能であるが）、ラオスの制度設計上の躊躇に影響を与えていると見られる。

「土地使用権」の分配方式については、1992 年土地所有・管理令（Decree No.99/PM/1992）に基づき 1990 年代前半を通じて世銀・オーストラリア援助の支援による各種パイロット事業が実施され、この過程でオーストラリアのいわゆる「トレンズ式土地登記制度」（当初の登記に際して実体的権利関係を確定し以後登記に一種の公信力が付与される）の浸透が試みられた。「土地法」はこの間の試行錯誤を踏まえ、二段階方式の土地使用権分配方法を採用している。すなわち土地使用権は、国家の土地計画が設定する用地分類（農地・森林地・建設用地・産業用地・道路用地・文化用地・国防用地・沼沢地）に応じて長期利用者に分配されていくが、この際、すでに権原を立証できる書類を有するものについては即座に分配が確定されるが、こうした者は通常ほとんどいないので、とりあえず当初 3 年間有効の暫定的土地使用証（48 条で譲渡・転貸等の処分不能）を与えておき、3 年間平穩に過ぎた場合に正規の土地権原証書（49 条。90 日間の公示後に公信力を確定する）を申請しうる二段階方式をとる仕組みである。

2 - 2 - 10 資源関係諸法・環境法

ラオスにとって豊かな森林・水・鉱物は維持されるべき貴重な自然環境であると同時に重要な経済資源であり（憲法 17 条）上述のように 1990 年「財産法」（4 条）ではこれら資源を、土地と同様、一義的に国家の所有・管理のもとに置いている。これを踏まえて、1996 年法律第 1 号「森林法」（1996.10.11 国会通過、1996.11.2 公布）1996 年法律第 2 号「水および水資源法」（1996.10.11 国会通過、1996.11.2 公布）1997 年法律第 2 号「電力法」（1997.4.12 国会通過、1997.5.31 公布・施行）1997 年法律第 4 号「鉱物法」（1997.4.12 国会通過、1997.5.31 公布）また 1999 年法律第 2 号「環境保護法」（1999.4.3 国会通過、1999.4.26 公布）といった自然環境保護と経済開発との調整をめざす諸立法が登場している。なかでも森林や電力はラオス最大の輸出資源でもあり、外資導入の盛

んな分野であるだけに、環境保全との調整をめぐる規定ぶりには本音と建前が交錯している。

「森林法」は、在ラオス米系法律事務所 Dirksen Flipse Doran & Le の非公式英訳“The Forestry Law”によれば、全文 75 カ条から成る。内容面の骨子は、まず国家が森林を保全林・森林保護区・生産林・育成林・劣化林に分類のうえ（16 条）、分類に応じた占有・使用権を個人・法人に配分し、また生産林や劣化林では個人・法人が森林回復投資ないしその他の許可された事業を行い果実を私有財産とする（占有・使用・収益・譲渡権）ことに承認を与える仕組みであり（5 条・13 条・49～58 条）、これら配分・承認制度を通じて、森林資源の保全・利用を国家管理する意図である。全般の規定傾向として、焼畑の制限や生活用伐採など伝統的利用については一々地方政府の承認にかからしめる管理主義（22・27・30 条等）が目立ついっぽうで、外資を含む投資家による生産林開発や森林回復事業に税制優遇などの各種特典を与え（34～35 条）また管理行政に料金を支払うことで森林地の転用開発を認める（14 条）など抜け道も用意されているなど、開発が保全に優先しやすい構造が指摘されよう。また地方政府への広範な権限委譲が裁量行政の弊を生まないか（60～63 条で森林開発承認権が省県レベルに、森林地転用許可権が郡レベルに、占有・使用権配分を村落レベルに）などの多くの懸念を残している。

「水および水資源法」は、これも上記 Dirksen Flipse Doran & Le の非公式英訳にかかる“The Water and Water Resources Law”によれば、全文 49 カ条から成り、水資源の国家所有を前提に、国家計画により水資源を利用目的別に分類し（9 条）、かかる分類に応じて個人・法人に使用許可取得を義務づけ（4 条・16～17 条）また水資源改良事業者への承認（21 条）や有効利用者への特典（46 条）などが供与され、これらの行政過程で適正利用を監督する仕組みである。このほか民法の相隣関係が扱うごとき利用関係調整上の原則（33～38 条）から、国際河川をめぐる紛争解決まで（44～45 条）および水資源に関わる広範な事項が言及されている。

「電力法」は、同じく Dirksen Flipse Doran & Le の非公式英訳にかかる“The Electricity Law”によれば、全文 56 カ条から成り、行政計画・発電・送電・配電・電力輸出に及ぶ基本原則を定める。電力もまた国家所有財産であり（3 条）、環境影響評価を含む環境配慮を原則としつつも（6 条・12～14 条）、外資導入を牽引者とする開発を広く推奨している（4・7 条）、投資促進の意図で、事業コンセッション取得にかかる許可権を事業規模に従い地方政府に権限委譲し（9 条）、BOT（Build Operate & Transfer）などを初めとする民活民営化事業スタイルを推奨し（10 条）、コンセッション期間を 30 年（延長可能）と長期に設定し（16 条）、特典につき言及する（17 条・50 条）、その他、個別事業所などでの自家製発電機の設置（22 条）、地方電化（38～41 条）などにかかる行政許可関係についても規定する。

「鉱物法」は、ラオス法務省非公式英訳“Mining Law”によれば、全文 63 カ条から成り、電力法と同様に、鉱物資源を国家所有と規定し（3 条）、環境保全を掲げつつも（5 条）、外資導入を通じた積極的开发を図る側面がより濃厚である（4 条）、すなわち開発投資の許可（18～37 条）、ライセンス取得済み投資家の権利義務（38～47 条）に多くの条項が割かれ、特典も存在する（56 条）。

最後に、環境保全の基本法として最近登場した「環境保護法」は、ラオス法務省刊行市販ラオス語法文“Kotmay-wa-duay-kanpokpak-raksa-singwedlom”によれば、全文 51 カ条から成り、構成は、総則（1～6 条）、環境保全（7～19 条）、汚染回復（20～23 条）、紛争解決と環境回復（24～29 条）

環境保護資金(30~32条) 参加型環境保全(33~34条) 予防・査察(35~42条) 特典と制裁(43~48条) となっている。(本レポート期限までにラオス語原文の解読未了につき、内容分析は後日の課題とする。なお本法起草過程では日本のJICA専門員の協力が存在したといわれるが、その作成による草案はJICAラオス事務所に存在するも非公開とのことで分析の対象とできなかった。)

2 - 2 - 11 刑法

1989年法律第29号「刑法典」(1989.11.23人民最高会議(当時)通過、1990.1.9公布)は、チンタナカンマイ下の法制改革で真っ先に登場した法規である。在ラオス米系法律事務所 Dirksen Flipse Doran & Le の非公式英訳“The Penal Code”によれば、全文162カ条から成り、その構成は、総論(総則1~2条、刑法典の及ぶ範囲3~5条、犯罪と犯罪者6~16条、刑の免除17~24条、刑25~34条、刑の時効35~44条、刑の減輕45~47条、再教育・医療施設送致48~50条) 各論(国家安寧・社会秩序の侵害51~80条、個人の生命・健康・名誉に対する罪81~81条、私的権利と自由に対する罪90~97条、国有ないし集団所有財産の侵害98~108条、私有財産の侵害109~116条、夫婦親戚関係・慣習の侵害117~127条、経済犯罪128~141条、公務員の任務侵害142~146条、行政・司法任務の執行妨害147~162条) となっている。

このうち経済関連法としての視点から注目される罪刑を挙げると、まずは社会主義的秩序を反映して、国家安寧・社会秩序の侵害罪や国有財産・集団所有財産の侵害罪が細分化され多数列挙されているなか、とくに国家社会にとって重要な経済設備基盤の破壊(56条)や生産・商業・流通・金融等の国民経済活動への破壊行動(57条)が終身刑や死刑を含む極刑の対象となっており、また国有企業民営化や国有企業と外資との合弁事業などの過程で起こりかねない罪として、公有財産の詐取(100条)・横領(101条)・管理懈怠(104~105条)などがいずれも3~7年の懲役刑を含む重刑となっている。また経済犯罪として、森林破壊(128条)・天然資源の不法採取(131条)・健康有害物質の生産販売(133条) 禁制品販売(134条)・商品価格操作(136条)・在庫流通侵害(137条)・公的独占商品の不法販売(138条)・小切手等の偽造(140条)・脱税(141条)がいずれも罰金のみならず1~3年に及ぶ懲役刑の対象となっている。また公務員の収賄は1~3年の懲役刑、贈賄側は悪質の場合は5年に及ぶ懲役刑の対象である(146条) また文書偽造罪(150条)も2年に及ぶ懲役刑だが、上述の「企業会計法」では企業の財務書類の不実記載は同罪に該当すると明記している。

2 - 2 - 12 訴訟法関係諸法

訴訟法関係はチンタナカンマイ開始直後から整備が試みられた。まずは1989年法律第30号「刑事訴訟法」(1989.11.23人民最高会議(当時)通過、1990.1.9公布)が成り、また司法組織法として、1989年法律第31号「人民検察院法」(1989.11.23人民最高会議(当時)通過、1990.1.9公布) 1989年法律第32号「人民裁判所法」(1989.11.23人民最高会議(当時)通過、1990.1.9公布)が併行した。民事訴訟関係は、1990年法律第9号「民事訴訟法」(1990.11.29人民最高会議(当時)通過、1990.12.24公布)が、また経済紛争について仲裁・調停を通じた迅速解決を図るべく、1994年「経済紛争処理に関する首相令」がある。

このうち「刑事訴訟法」は、在ラオス米系法律事務所 Dirksen Flipse Doran & Le の非公式英訳

“Criminal Procedural Law”によれば、全文96カ条から成り、その構成は、総則（刑事手続の機能と原則1～14条、証拠15条）、当事者の権利義務（17～25条）、捜査（捜査の開始26～28条、捜査29～32条、捜査の方法33～45条、保全的措置46～54条、中止・打ち切り55～58条、検察官の監督59～60条）、第1審（61～67条）、控訴審（68～78条）、執行（79～80条）、医療施設送付（81～82条）、確定判決に対する監視（上告法廷83～90条、新たな条件・証拠の生じた場合の再審91～96条）となっている。特筆される点として、まず刑事訴訟が二審制で確定するが（68条）、控訴権は被告・被告関係者・検察官に加えて、併行する民事訴訟の原告・被告関係者にも存在するとされ、事件解決が民事・刑事連動した視点で図られている。またこの二審制下の確定判決に対して、さらに別途、担当検察官のみならず管轄地域検察官が上告する手続があり（83条）、この上告審は、確定判決を破棄・差戻しできるのみならず修正自判する権限も有するが（88条）これは社会主義国の制度に多く見られる裁判監視システムの例である。ただし1992年の法改正によりこの監視システムはやや緩和されたと見るべきで、すなわち確定判決に対する上告は法適用や手続面の重大な誤謬があった場合に絞られることとなり、また改正以前は上告権は検察側（裁判所外部からの監視体制）のみならず最高裁判所長官も有していたが（裁判所組織内部の監視体制）削除された（以上につき改正後83条）。また、同じく1992年の改正で、参審形式の予備審査制度も廃止されているが（62条）、同年の「裁判所法」改正の趣旨と軌を一にする。

「民事訴訟法」は、ラオス法務省非公式英訳“Civil Procedure Law”によれば、全文88カ条から成り、その構成は、総則（基本原則1～10条、忌避11～14条、裁判管轄と当事者15～27条、証拠28～36条、訴訟期間37条、送達38～41条）、第1審の手続（提訴42～47条、証拠調べ48～52条、和解53～54条、予備審55～65条）、控訴審の手続（控訴権66～67条、控訴審の審理68～71条）、確定判決の再審査（上告審手続72～77条、新事実・証拠発現による再審理78～80条）、執行（81～84条）、強制保全措置（85～88条）となっている。内容面で特筆される点として、上記の刑事訴訟同様、控訴審レベルで確定判決となる二審制だが（70条）、やはり裁判監視システムとしての上告審が存在し、この上告審は破棄・差戻し・自判ができる（76条）、検事総長・管轄地域検察官・最高裁判所長官・各級地方裁判所長が確定判決に対する上告権を有するが（72条）、しかし実際に行使された事例は過去にほとんど存在しない模様である（2000年3月時点ラオス法弁護士 Dr. Mayoury Ngaosrivathana ヒアリング）。その他、証拠収集が訴訟当事者の義務とされ社会主義国の既往制度にしばしば見られた職権証拠収集が規定されていない点（29条）、また審理において当事者の口頭弁論が中心に置かれる点など（57条）、当事者主義色が前面に打ち出されていることが注目される。なお提訴権が、権利利益を主張する本人のみならず、検察官、および当事者の権利利益を後見する職場・機関・個人に広く認められている点も（3条）、社会主義色を残してユニークである。

「経済紛争処理に関する首相令」は、ラオス法務省非公式英訳“Decree No.106/PM/1994 on the Settlement of Economic Dispute”によれば、全文43カ条から成り、構成は、総則（1～10条）、経済紛争処理局（11～18条）、経済紛争処理手続（19～20条）、調停（21～26条）、仲裁（27～33条）、仲裁判断（34～41条）、仲裁費用（42条）、運用（43条）となっている。本政令の趣旨は、裁判手続とは別個に、法務省傘下の独立機関として「経済・事業・商業紛争処理局」を新設し、もって事業家の規範遵守を推進しつつ経済活動の活性化をめざす点にある（1条）。裁判との違いとしては、まず

は紛争解決の法源として当事者自治（特約による既存法規の排除をも含む）を重視しビジネス慣行や条理にも依拠する柔軟性（6条）、秘密の保持（7条）などが挙げられよう。さらに調停人・仲裁人選任過程の随所で上記紛争処理局の関与により手続進行の停滞を回避する手続的設計（22条・28条）、最長18ヵ月という仲裁手続完了期限の設定（29条）、調停合意や仲裁判断に対する控訴は手続的問題についてのみ可能でつまり実質審理は一回確定的である点（39条）、しかも事件発生3年という短い控訴期限（8条）などの迅速な解決を図る工夫が施されており、これらも裁判には期待できない魅力であろう。なお仲裁費用は係争額の0.5～2%である（42条）。

同紛争処理局へのヒアリング（2000年3月時点）によれば、こうした規定ぶりが奏効してとくに仲裁制度の利用度が高いという（仲裁人リストに130名を擁し、手続所要時間は平均1ヵ月。初年度1995年度に100件余りを処理。1998年度は48件と減少したが23件は迅速解決、15件却下、残る10件は係属中）。また同紛争処理局の組織形態が法務省から独立した機関となったことで（同政令以前は法務省の一部局として存在していた）他省庁との横断的調整が図られ（大蔵省・工業省・農業省・通信省・人民銀行等9機関からの代表が構成する評議会システム）、また制度の透明性向上への期待ゆえか外国人・外資による利用度が高まっているという（1998年度で48件中26件は外国人・外資関係者が一方当事者）。また手続過程の詳細に関してほとんど規則がないが、当事者主義重視の立場から当事者が自由に選択する仲裁手続規則（例えばICCルールなどの国際的規則をも含む）を採用し、また準拠法指定も全面的に当事者合意を尊重しているという。

なお同政令は、外国仲裁判断の承認執行に関する規定をも含んでいる（41条。承認執行要件として、ラオスの加盟する国際条約の加盟国で出された判断であること、ラオスでの受理要件を満たすこと、当該国の手続違反の不在、ラオスの公序良俗違反の不在、を規定）。なおラオスは外国仲裁判断の承認執行に関するニューヨーク条約に加盟しており、承認執行の実績も2000年3月時点までにすでに2、3件存在しているという。

（またラオスには本政令のほかにも裁判外紛争処理制度として、労働総同盟の労働紛争処理手続、工業省傘下の貿易紛争処理手続、首相府外国投資管理委員会の外国投資紛争処理手続などが存在する模様であるが、規則等の詳細は入手していない。）

2 - 2 - 13 その他

その他経済取引に影響の大きい立法として、1995年法律第4号「租税法」（1995.10.14国会通過、1995.10.26公布・施行）、1995年法律第5号「銀行法」（1995.10.14国会通過、1995.10.26公布・施行）などの条文を入手している。このうち「租税法」はラオス大蔵省の市販非公式英訳“Tax Law（Unofficial Translation）”によれば、間接税として売上税（品目により3～15%）・物品税（ガソリン23%・アルコール40%など）、直接税として法人利益税（35%）・所得税（5～40%）・事業税（0.5%）・公共料金につき規定する。相続税が存在しないことが特筆される。

このほか重要な経済関連法制でありながら立法の遅れる分野として、競争法（上記の表2-2の示す今後の優先立法計画にさえ載っていない）、知的財産権法（商号・商標に関する政令が存在するのみ。なお表2-2では2000年後半の立法課題として挙がっている）などの未整備が指摘される。

3 . ラオスの開発政策の動向と法整備課題

前章で概観したラオス法の現状を踏まえつつ、本章ではラオスの今後の法整備課題の所在を探るが、まずは考察の切り口を設定すべく開発政策と法整備支援との相互関係のあり方につき一般論を提示し、そののちラオスの課題をめぐって具体論に入る。

3 - 1 総論：開発政策と法整備支援との連関

3 - 1 - 1 開発政策の変遷

発展途上国への法整備支援の課題は、「開発」の実現をめざす制度的基盤づくりであると説かれる。そこで法整備支援の具体的目標絞り込みと方法論の設計に先んじて、この究極目標たる「開発」とは何であるのかが見極められる必要がある。しかし「開発」定義自体が変遷の渦中にあることは知られており、開発経済学が長く前提してきた「一人当たり国民所得の増大」なる目標設定に対しては、経済的公平分配の見地、社会的文化的な価値評価の見地、環境問題・人口問題などの見地から厳しい批判が向けられ、確定的回答は見出されていない。

こうした「開発」定義の動揺は、開発の方法論の試行錯誤、すなわち「開発政策」の変遷を反映してきたと見られる。当初、第2次大戦後勃興したアジア・アフリカの独立国が政治的のみならず経済的独立をめざして歩みを進めた過程で、開発経済学が主導する新たな学問分野（いわば開発学）が開発政策の理論化を開始した。1960年代の開発政策の主流はRosenstein-Rodan由来の「ビッグ・プッシュ理論」であり、Nurkseのいう「貧困の悪循環」からのRostow流「離陸」を達成すべく、政府の指導的役割が強調された。すなわち規模の経済を伴う工業化部門に資本蓄積・労働力・企業家努力を集中的に誘導すべく、当初はいわゆる輸入代替政策による幼稚産業保護をめざして、公的な工業インフラ整備や助成措置や金融政策が生まれ、1970年代にかけてはさらなる規模の利益追求をめざして輸出志向工業化や輸出代替政策を推奨する気運が生じた。こうした国家主導型開発主義の隆盛は、当時の政治状況（東西冷戦・南北対立）とも相俟って、独特の政治経済体制を生み出した点が留意され、とくに西側ブロック所属のアジア諸国では、世界銀行・米国・日本などの膨大な援助を受けながら、「開発独裁」体制、すなわち強権的保守政治体制が主導する経済育成政策の枠組みが構築された。

しかし80年代にかけて実際に開発政策が成功し「一人当たり国民所得の増大」を実現できた事例は、東アジア地域に限ったごく少数派であった。東アジアの成功とその他地域の停滞との命運を分けた要因が何であるかの分析をめぐって、議論は大きく分かれ、開発政策の混迷を招いている。すなわち議論は少なくとも、新古典派的自由化政策の成果（東アジア諸国は他地域よりも自由主義的な国内経済運営や貿易志向を採用した結果、市場競争の過程で生産性を向上させた）、いわゆるマーケット・フレンドリー政策（World Bank [1991]）の成果（東アジア諸国では政府が市場協調的な一定の役割＝マクロ経済安定・人的資本育成・対外市場開放・競争促進等を果たしたために市場メカニズムが有効に機能した）、国家のより積極的な「選択的介入」（World Bank [1993]）によるいわゆる機能的アプローチの成果（東アジア諸国では政府の役割として市場メカニズムの基礎的条件整備のみな

らず「市場の失敗」状況への積極介入＝特定産業育成・政策金融・輸出促進等を通じて市場を適正方向に誘導することに成功した）東アジア型成長モデルとも呼ぶべき輸出志向型選択的介入のある種のコンビネーションの成果（World Bank [1993] の結論。また嘉数啓・吉田恒昭 [1997] は「アジア型開発」の成功要因として日本 ODA によるインフラ整備の成果、開発段階の相違を生かした成長三角地帯構想などで雁行型水平分業を図った域内投資促進の成果を挙げる）などの分岐を見せている。しかしどの立場も相互の激しい批判に晒されており、例えば の新古典派的解釈やこれを踏まえるは東アジア諸国の各種介入主義の実例によって反証されがちであり、しかも日本・NIES・中国はまだしも、人材育成の遅れや開発独裁体制由来の寡占独占体質に揺れる東南アジア諸国の現状と合致しない。いっぽう は主要モデルとされる日本自身の内部で産業政策の失敗を説く論調が強く検証を要する。また のアジア称揚論は、1960 年代流のビッグ・プッシュ型開発政策や開発独裁体制を肯定的に評価しなおす議論にさえつながっていたが、いっぽうで全要素生産性（技術革新効果）の低迷を突く Krugman の厳しい批判があり、さらに 1997 年以降の「アジア危機」発生によって改めて厳密な検証を余儀なくされている。

こうした議論錯綜の狭間で、事実、世界銀行を初め国際援助機関による開発政策の指導方針自体が変遷を示しており、すなわち 1960 年代以降に国家主導型開発を公的援助で支えた体制から、1970 年代末の第 2 次オイルショック・先進国不況や 1980 年代初頭の米国ドル高政策・累積債務問題を経て、俄かに、 の立場に立った「構造調整融資」を開始し、1980 年代はもっぱら融資付帯条件コンディショナリティを通じて、援助国に国家主導型開発政策からの大きな構造転換を求めていった。その背景に米国レーガノミックスや英国サッチャリズムを支えた新古典派経済学の隆盛があったことは知られている。しかしその後 1990 年代にかけて再び、 の主張する「政府の役割」に一定の理解を示す論調を見せはじめ（World Bank [1993] 第 6 章）ただし途上国政府のガバナンス能力の限界や 1990 年代に高まるグローバリズムへの対応を強調することで結果として モデルは採用せず、より少ない市場介入の方向を推奨している。ではその結論が、政府が市場補完に徹する モデルであるかといえはそうではなく、むしろ の東南アジア諸国の輸出志向型外資導入の成功パターンを取り上げ、行政能力が必ずしも高くなるとも、またグローバリズムの潮流のもとでも許容されうる介入の方向であるとして、他途上国にとっての現実的モデルとして喧伝する傾向にあった（World Bank [1993] 序章結論部分）。それだけに「アジア危機」後のこれら諸国への処方箋策定にはかなりの動揺が見られ、 の立場に立ち戻って市場競争の基礎的条件の再整備を促す改革派（当初から金融部門・企業部門の競争強化と法制改革に向かった IMF）と、 の開発政策の継続に肯定的な現状維持派（危機発生要因を国内面よりも国際要因に求める論拠により改革よりも救済を、競争条件整備よりもグローバリズム対応型の規制緩和に向かった世銀）とに分かれた傾向は否みがたい（金子由芳 [1999] p.19 以下・金子由芳 [2000] pp.10-12 参照）。奇しくも、グローバリズム適合型の開発政策が、市場競争条件整備型の開発政策と必ずしも相容れず、むしろ国家主導型開発政策の残滓を許容する状況が見てとれる。

このような開発政策のメイン・ストリームの混迷は、過去多くの失敗事例ともども、そもそも開発経済学の設定する「一人当たり国民所得の増大」なる単純化された開発目標の一人歩きに対する疑念を喚起しており、本節冒頭に触れた「開発」定義の見なおし気運を呼んできた。すなわち、「一人当たり国民所得の増大」目標は所詮は国民総生産の増大であって、個々人の実質的所得の増大を意図する

ものではなく、むしろ貯蓄動員目的で富める者（いわゆる新中間層）の創出を図り、貧困者の底上げは自然の市場機能を通じた「トリクルダウン効果」として達成されうると断じて、あえて抜本的な所得再分配政策には配慮しない。しかし「トリクルダウン」仮説に対しては、所得再分配配慮型の政策介入措置なくしては国民総生産増大は貧富の格差を拡大するとする実証的反論も積み重ねられ（Adelman & Morris [1993]）、また「トリクルダウン仮説」の根拠とされる「クズネッツ逆U字仮説」自身が論者クズネッツの歴史研究的意図を超えた法則の一人歩きであると目され、議論は決着していない。事実、最近の事例として、「一人当たり国民所得増大」の成功例と目された東アジア諸国の多くで、深刻な所得階層分化・地域格差が進んだ実態についても多くの研究がなされている。かくして貧困を解消しえない「開発」定義に反対する、改良派アプローチないし Basic Human Needs アプローチといった非メイン・ストリームの開発理論が形成され、現在に至っており、昨今では NGO や環境団体などの激しいアンチ開発主義が世銀・IMF 総会開催を脅かすまでの昂揚を見せている。また学界側でも、開発経済学の主導権を相対化し社会学・人類学・政治学その他の学際的総合的な研究を踏まえる「開発学」が改めて提唱されているゆえんである。

これらの批判に対して世銀を初めとする開発援助実施側は、1970年代の人道的援助への傾斜、また現在では構造調整コンディショナリティにおけるいわゆるソーシャル・セイフティネット配慮や援助実施手続面で参加型開発アプローチの推奨などの対応を見せ、しきりとアンチ開発主義ストリームの宥和に努めている。しかしながらこれらの措置はいずれも、トリクルダウン仮説を超えた実質的所得再分配政策に踏み出すまでの抜本的制度改革ではありえず、これら機関の開発目標の根幹が従来どおり「一人当たり国民所得の増大」に置かれ、たとえ市場重視から「政府の役割」重視へのシフトが見られるにせよその意図はあくまで経済成長の効果的実現をめざす方法論研究の文脈においてであることは、変わりないと目される（World Bank [1997] など）。

3 - 1 - 2 法整備支援の変遷

以上のような開発政策の変遷、ないし「開発」定義の動揺のもとで、法整備支援のあり方も大きく振れながら今日に至っている。

1960年代、国家主導型開発政策の時代には、米国で「法と開発運動」(Law and Development Movement : LDM) が勃興し、学界・実務界の法律専門家が動員され、米国政府の強い反共政策に裏打ちされた開発援助を法律協力面で実現する役割を担った。例えばこの時期に西側ブロック所属のアジア諸国（ヴェトナム戦争における対米協力サイド）で成った各種法律は、当時の政治経済体制を規定した「開発独裁」に奉仕する道具であったと目される。すなわち、憲法を嚆矢とする公法分野では強権政治の安定化に資する工夫として欧米型統治体制の骨格にアジア的伝統価値を盛り込む巧妙な仕組みが共通し（金子由芳 [1998] 第1章） いっぽう経済関連の法分野では各種の単発的行政法規がビッグ・プッシュ理論を体現する Gershenkron 流の産業保護主義に法的根拠を与える機能を果たし（安田信之 [2000] 第2章の分類する「開発法」） 民商法体系の整合的秩序が省みられることは少なかった。

LDM は、その後ヴェトナム戦争終結を契機に米国の「開発独裁」体制への挺入れが終了し、また米国内で批判論が噴出するなかで自然消滅した。しかし被援助国側では時代背景を受けて独自の法

整備の動きがあり、例えば旧対米協力派アジア諸国ではポスト・ヴェトナムの国際援助取りつけや国内秩序安定を狙って、公法分野の憲法修正などで開発独裁政治が民主主義配慮の外観を見せ、経済法分野でも外資法の見直しや会社法・競争法などへの配慮で既往の財閥保護政策を修正するかのような外観が作出された。さらに 1980 年代にかけて、国際機関の依拠する開発政策が新古典派理論にシフトし、中南米等の重債務国の「構造調整」過程で小さな政府、援助よりも外資導入、公的インフラ整備よりも民活民営化が推奨されていくなか、アジア諸国側も率先して「外資法」の整備を行い、恩典制度やパフォーマンス義務の賦課を通じて外資主導型の輸出志向やインフラ開発を促進していった。このように 1980 年代アジアの法整備は先進国のお仕着せでなく、また新古典派開発政策の動向を踏まえていたとはいえ、あくまで国家主導型開発政策の道具として法を用いる、いわば「開発法」形成に終始したことが指摘される。

いっぽう 1980 年代末以降、英米を中心とする先進国側で再び法整備支援への注目が生じ、一連の隆盛を見せて現在に至る(近年の法整備支援プロジェクトの一覧として ADB, *Law and Development Bulletin* 各号)。すなわち、一つ目に 80 年代の新古典派開発政策が重債務国救済の過程で、市場メカニズムの基礎条件整備として民商法分野の体系的安定性に関心を致した経緯があり(例えば、中南米における構造調整過程で米国援助が民商法典以下の既存法体系配慮型の法整備支援を研究した USAID [1998] など)、二つ目に、旧ソ連・東欧に開始した社会主義体制の崩壊に伴い、世銀・米国また新設の EBRD 等が私的所有権を嚆矢とする資本主義経済基盤の迅速な移植に乗りだし(World Bank [1996] 第 5 章参照)、この際とくに国際的ベスト・プラクティスと称して、主要経済法分野でグローバリズム対応型のモデル法形成とその画一的移植が意図されたこと、そして第 3 の波として、1990 年代末の「アジア危機」後に改めて市場基礎条件の見直しが論じられた過程で、ロシア・東欧支援で蓄積されたモデル法や支援ノウハウが吟味なくして一斉に転用されたこと、などの経緯が存在する。

しかしこれら法整備支援の勃興に対しては、1960 年代の LDM の再来、すなわち「新・法と開発運動」(New Law and Development Movement : NLDM) であるとする厳しい批判が向けられている。LDM の再来たるゆえんは、欧米法モデルの優位性を当然に前提し地場の法制研究を怠る姿勢、法律の道具化、開発独裁体制への奉仕(欧米型制度の皮衣がアジア的価値ないし反個人主義的価値を擁護する)、自由競争イデオロギーを奉ずる国内階層の創出と国際秩序への組み込み、といった旧弊に見出されており(Rose [1998] pp.128-135 参照)。いっぽうで New と冠されるゆえんは、社会主義体制崩壊に伴い欧米資本主義法が唯一のモデルとして権威を高める環境、人権論の政治的跋扈、人権論と結びつきかつ国際経済への参加条件として強調されるグローバリズム、米国・世銀 IMF レベルの「ワシントン・コンセンサス」と呼ぶべき市場優位・民活民営化・外資導入促進意図を無批判に体現する傾向、しかし加えて、欧米資本主義法モデルと称するものが実際には多様であることが露呈し、援助実施側があたかも異なるモデルの提供競争を演じるかたわら、被援助国側にはモデル選択上の動揺が存在することが指摘されている(上記 Rose [1998] pp.125-128)。いずれも、日本の JICA 法整備支援などに関わる当事者が共有する疑念に重なっているというべきで(比較法学会 [2000] 所収の比較法学会 50 周年記念大会における法整備支援関係者の各報告・コメント参照) 的を射た指摘であろう。

法整備支援を推進する側は、こうした批判にどのように答えようとしているのであろうか。この疑問に肉迫する試みとして、2000年9月13・14日開催の名古屋大学法学部国際シンポジウム「アジア法整備支援」と国際協力」がある（名古屋大学〔2000〕）。法整備支援実施側として、世銀・ADB・UNDP・EBRD等国際機関に加えて、米USAID・独GTZ・スウェーデンSIDA・仏司法省・日本法務省などのバイラテラルな援助実施主体・研究機関の幅広い参加があり、それぞれ、法整備支援における価値目標の設定、モデル選択など支援方法論、事後的評価体制のあり方などに関する方針が報告された。総じてガイドライン等の明確な方針が確立されないまま（2000年中定立をめざして作業中のSIDAを除いては検討段階に過ぎない）支援事業が拙速に走り出している感、またそれだけに各実施主体の支援内容が互いに整合しがたい印象が濃厚である。すなわちまず価値目標の設定については、いずれも、⑦民主主義・人権・法の支配といった自由主義的理念群と、①市場経済を通じた開発課題とを挙げ、⑦を①の前提ないし①を⑦の前提であるとする論拠により西欧的価値と経済成長とを不即不離の関係で語る一種の単線的発展観がほぼ共通する。ただし①の「開発」定義については、グローバリズム対応型の経済開発を第一義としつつも社会開発・持続的成長理念にも言及するなど、明確な定義はあえて避けられる傾向にある。つぎにかかる価値目標から演繹される法整備支援の目標としては、法の支配・私権確立の文脈で行政改革や司法改革が、市場経済基盤整備の文脈で「国際的スタンダードないしベスト・プラクティスに見合った」各種経済法整備（破産法・会社法・担保法ほか）や執行制度強化が、また社会開発的配慮から家族や女性や児童の人権などが挙がってくる。つぎに支援の方法面では、国際機関については、特定の法圏や法文化に偏せぬ総合性、グローバリズム対応が必至な経済法分野では現地配慮よりも国際的ベスト・プラクティスの抽出を前提、強制的移植スタイルを避け現地側との対話による設計重視、などとLDMやNLDMへの批判を意識した回答が目立つが、かなりの線で建前論に終始しよう（UNDPがやや別異だが）。これに対してバイラテラルな実施主体の間では、自国モデルを信奉し自国語での体系的な教育講座開設に腐心するフランスの姿勢、要請主義に立って各論的なテラーメイドの協力に役割を見出すドイツ、人権や社会開発的分野に関心を向けるSIDAなど、それぞれ力点の置き方に相違がある。なお事後的評価手法は、いずれの主体においてもまだ研究途上にあることがわかる。

これら各実施主体の方針にほぼ共通する傾向として、まずは人権配慮分野とグローバリズム対応立法との分離による、二重構造が挙げられる（Anton〔2000〕2000年11月第2回アジア法研究会における報告参照）。すなわち、グローバリズム対応型立法は西欧的人権論や「法の支配」のスローガンと（牽強付会的に）組み合わせられることで、あたかも規範的優位性にお墨付きを得たかの前提が置かれるが、その後はもっぱら純粋な経済法的配慮に特化していき、いっばうでグローバル化に直接関連しない分野では別途地場伝統や社会開発課題への配慮が示される（批判勢力をかわす意図）といった二極分化の扱いとなる。つまり人権法を強調するかに見えながら、結果としてこれを敬して遠ざけることで、グローバリズム対応立法の無批判の推進が可能となっている。

他方で、各実施主体がグローバリズム対応立法として実際に推奨するモデルには、それぞれ相違が目立つことが注目される（上記NLDMの批判がまさに該当）。それだけに昨今、世銀・ADBなど国際機関側が共同で、グローバリズム対応の見地から画一的モデルを形成しようとする動きを見せ（例えば破産法における世銀ガイドライン、担保制度改革におけるEBRDモデル法、会社ガバナンス

改革における OECD ガイドライン、競争法における世銀・OECD フレームワーク作成事業など）かつ国際的な法整備支援活動の横断的統合を図ると称してバイラテラルな実施主体をも巻き込む各種の統制的イニシアティブを取り始めている（世銀提唱の Comprehensive Development Framework や同 Country Assistance Strategy における「法の支配」分野の調整、またこうした提唱と併行する各種国際シンポジウム開催の成果として ADB [1997]、World Bank [2000] など）

このように現下の法整備支援のメイン・ストリームにおいて、人道配慮・グローバリズムの二階性、またモデル画一化の気運を顕著に読み取りうるが、その背景には、開発政策のメイン・ストリームの示す二重姿勢、すなわち「開発」定義としてトリクルダウン仮説に依拠する従来型の経済成長を目標とし続けながらも、別途、ソーシャル・セイフティネットや参加型アプローチなどの称揚を通じて社会開発的課題への配慮を喧伝し、アンチ開発主義慰撫を図る二重姿勢との、同一歩調がうかがわれる。それだけに、開発政策のあり方をめぐる現代的議論が多様化し、上述のように NGO や環境団体の攻撃が高まっているなかで、法整備支援分野もこのままでは早晚、国際世論の批判の矢面に晒されていくことが目に見えているといえよう。

3 - 1 - 3 法学サイドからのフィードバック

以上から、今後の法整備支援にとっての方向性は、価値目標である「開発」定義が開発経済学サイドから提供されることに依存し、その道具として機能していく NLDM に甘んずるのか、それとも「開発」定義を自ら主体的に吟味検討しながら個別の焦点や方法論を模索していくべきか、大きく分けて二つの選択の岐路に立っているといえなくもない。

後者の道は険しいように見えるが、しかし上述のように開発経済学を相対化する「開発学」の提唱がなされている今日、法学もまた法整備支援分野において独自の主体的役割を果たしていくことは責務ともいえるのではないか。そしてそのような気運はすでに法学研究者の間に生じ始めている。日本にかぎっても、法哲学・法社会学・憲法学・比較法学などの分野で、法整備支援の規範的目標の設定における西歐的価値の前提、またこれを根拠とするモデル選択における欧米資本主義法（ことにグローバリズム対応と称するその規制緩和形態の制度群）の画一的な推奨に疑念を呈する新たな議論の高まりがあり、いっぽうで西歐的価値に依拠する法学研究のメイン・ストリームの側では「アジア的価値」論への安易な傾斜に警鐘を鳴らしつつも、西歐的価値自身の現代的文脈における動揺が資本主義法モデルそのものの将来へ向けた修正・展開を促しつつある過程が研究されている。こうした法学界のホットな議論状況は、開発政策が前提する単純な価値目標（経済成長）や法制度モデル（グローバリズム対応型資本主義法）に対して、有効な論争を挑みうるエネルギーと内実を有している。

とくに西歐的価値・資本主義法モデルの多様化を（日本法自身の将来の方向性を問う視点から）内省的に検討しつつある法学研究のメイン・ストリームの動向は（例えば広中俊雄・星野英一 [1998]）、国際機関らの法整備支援が奉じるグローバリズム対応型資本主義法なるもの自体の多元的性格を、看破する視点を提供しうるであろう。すなわち先進国の資本主義法秩序自身が、現代的修正問題、つまり 19 世紀的な私的所有権（自由）の絶対化論が改めて復活しつつある現代に、20 世紀が課題とした経済的社会的権利（平等）の配慮を改めてどう位置づけていくかの難題に直面しているのであり、この意味で、「グローバリズム対応」型立法を導入する・しないの議論以前に、なにか「グローバリズム

対応」型立法であるべきかの内容的設計こそが実質的論点なのである。いわば価値論的対立は、西欧的価値とアジア的価値との間にではなく、西欧的価値内部のなかに存在するのであって、アジア的価値研究はむしろこの課題究明において有益なヒントを提供しうる協調関係に立っていく可能性がある（比較法学会 [2000] の金子由芳報告）。

この際、こうした法学側からの開発政策への発信は、1960年代LDMの消滅過程に見られたような批判的消極行動（安田 [2000] 第2章参照）としてではなく、法整備支援分野にオルターナティブの潮流を生み出していく積極行動として展開されることが期待される。そのためには、開発政策研究と法学研究との双方に通じる位置に立ち、前者の議論動向を後者に伝えるとともに、後者の規範論や実体法研究の成果を前者の問題関心に従って抽出し応用せしめていく、そのことにより後者の道具化を回避し法学関係者の離反を防いで協力気運を維持する効果も果たす、仲介者としての「開発法学」の役割もまた重要となろう。いわば以下の表に示すような異分野間の有機的フィードバック関係が、今後あるべき法整備支援の成功の前提となるであろう。

開発政策・法整備支援・法学研究の間のダイナミズム

開発政策研究（経済学 etc.）	法整備支援研究（開発法学）	法学研究
1960年代（国家主導型開発） 開発独裁：強権政治 経済保護	LDMの隆盛： 公法：アジア的価値の利用 経済法：道具たる「開発法」	LDMからの離反 自由法学 vs. 批判法学 比較・法と経済学
1970年代（国家主導型なるも） 開発価値多元化 経済ナショナリズム・BHN アプローチ等	固有法研究の芽生え 第三世界法学	法的多元主義
1980年代（新古典派・トリクルダウン） 構造調整：小さな政府 外資導入	公法：民主化 経済法：外資法・民活法 民商法基盤の見直し	シカゴ学派「法と経済学」 行政法規の規制緩和論
1990年代以降（開発定義の多様化） 新古典派の修正 政治的自由 経済的自由のバリエーション ・市場経済化 ・市場フレンドリー・アプローチ ・産業政策介入型モデル 社会開発・持続的成長論他 ・国家ガバナンス強化論？ ・政府／市場／市民の参加関係	NLDMの勃興： 人権論・法の支配 市場法のバリエーション ・自由放任主義・グローバリズム ・自由主義的市場条件整備 ・「開発法」回帰 アジア的価値 開発法回帰へ？ アジア的価値と近代法修正の出会い	価値相対主義、ポスト・モダニズム 規制緩和・任意法規優位 民商法秩序重視・ミニマム強行法規 行政法規重視 行政法規・行政裁判重視 民商法秩序の現代的修正論

本表から占われる今後の法整備支援の課題は、一つには、公法的分野で人権論・民主主義の政治的道具化（西欧個人主義的価値 vs. アジア的価値の構図がグローバリズム vs. 保護主義の攻防に利用される政治経済学）を克服することで、価値相対主義的な寛容に立脚しつつも普遍的な課題を探り当てる純粋な学問的議論を深めるとともに、これを実現するガバナンス秩序（立法・行政・司法秩序と市場・市民との関係）を実質的に考察していくことであろう。他方では経済法分野で、国際経済グローバル化の不可避の潮流を見つめながらも、果たしてグローバル化対応型の法制度とは具体的にいかにあるべきか（自由放任主義か自由主義的基盤整備か政策的介入肯定か）とくにそこにどのような価値的な視点（自由と平等、持続的成長・社会開発・人道）を、いかに組み込んでいくのか（国家介入重視か民商法秩序の現代的修正か）に留意しつつ、国内法整備・国際ルール形成双方を連動させた見地で多

元的に論じていくことであろう。

このような法整備支援の重厚な課題を前にして、これを牽引すべき「開発法学」の確立状況はといえば問題含みというべきで、日本では気運が開始したばかりであり（2000年1月法務省主管「法整備支援連絡会」、2000年8月アジア法研究会、2000年9月名古屋大学国際シンポジウムなど）欧米では大学のアジア・アフリカ研究所等や法学部に開発法学特設コースを設ける例が続出しているものの、ただしこれらは国際機関やバイラテラル援助の法整備支援実施過程に深く関与するなかで、NLDM 流の道具化に陥る危険とつねに背中合わせの現状にあると目される。いっぽう、開発法学が開発研究・法学研究双方の多元化に影響を受けつつ主体性を担った例として、過去 LDM の根城であった International Center for Law in Development の地域支部が米国本部の崩壊後、新国際経済秩序論下の開発政策に影響を受けていわゆる「第三世界法学」の流れにリンクした例が指摘され（安田 [2000] p.30）また欧米の法学研究に萌芽した「多元的法体制論」に呼応する、アジア法のアイデンティティ法原理の追究が存在しているが（千葉正士 [1998]）、しかし学たる開発法学にとって、それ自体一つのイデオロギーとして主張される反開発主義や多元主義に立脚することは、グローバリズム従属と同様の別種の道具化の危険を意味するのではないか。開発法学、ないし法整備支援関係者にとって、開発政策研究と法学研究との双方の多元的展開をつねに敏感に感知する自己練磨の過程で、オルタナティブな法整備理論・手法を独自に問うていく学問的基本姿勢の確立が現下の課題というべきだろう。

3 - 2 ラオスにおける既往の開発政策と法整備支援

3 - 2 - 1 市場経済化と経済開発

以上で検討した一般論としての開発政策と法整備支援との有機的関連への視点を、つぎにラオスにおける現在までの援助の動向に照らし合わせることで、今後の法整備支援の課題を抽出する基礎としてみたい

ラオス向けの国際援助は、1980年代末に世銀の主導する社会主義体制移行国市場経済化支援として開始している。偶々参照しえた開始当時の非公開政策資料（World Bank [1988]; World Bank [1990]）によれば、世銀支援の焦点は当初から、国有企業改革、財政健全化（歳入基盤強化・歳出合理化・行政改革）金融制度構築、価格自由化、所有改革、といった典型的な市場経済化項目に向けられており、しかもラオスが（中国・ヴィエトナムなどのいわゆるグラデュアリズムと異なり）迅速な改革（ロシア・東欧流のいわばビッグバン型）を実施しつつある点は、その経済開発への意気込みの真摯さを反映するとして高く評価されている。すなわちここでは、社会主義体制移行国としての「市場経済化」課題と、低開発途上国としての「経済開発」課題とが同一視される傾向、ないしは前者の追求が後者にとっての手段ともなりうるものが暗黙の前提とされた傾向を指摘できる。

こうして設定された課題の達成度については、少なくとも1990年代前半は、マクロ経済指標の安定（7%前後の安定した経済成長、経常収支赤字や財政収支赤字の縮小安定化）を根拠に比較的高く評価されて推移した。ただし1994年頃よりマクロ指標の不安定化が見受けられ、その原因は弱体化輸出基盤と増大一途の国民の消費熱の狭間で、援助依存なくしてマクロ経済の安定を図りえない困難

な段階を迎えつつある点にあると指摘され、対策として輸出基盤たるべき工業化推進、工業化主体としての国有企業の挺入れ、また（その輸入代替的成長過程を支える）農村部への商品経済浸透促進などが推奨されている（例えば ADB 役員会資料である Asian Development Bank [1995] など）。またそうしたマクロ面不振の矢先に近隣アジア諸国の「通貨危機」がラオス経済を襲ったため、厳しい緊縮型財政・金融政策が指導されるに至った（IMF [1998] など）。このように「経済開発」の達成度があくまでマクロ経済指標を基準に測られる傾向、またその不振状況では達成手段とされたはずの「市場経済化」なる制度改革そのものの問題点を論ずることなく、市場型開発から一転して国家主導色に立ち返る「経済開発」の典型的手段が改めて採用される傾向、すなわち財政・金融政策がマクロ経済安定を維持する限度内においてはああるが（端的には民活・外資導入重視）、ある種のビッグ・プッシュ型の工業化推進政策が改めて適用されていこうとする実態がある。

かかる既往の援助政策の問題点として、そもそも開発達成度を単純なマクロ経済指標のみで計測することの妥当性、もさることながら、マクロ経済指標の不振下でも既往の援助手段（市場経済化へ向けた制度改革）の内容的検証がなされなかったこと、マクロ不振打開策として、一転して、財政均衡・民活外資重視型とはいえ旧来どおりのビッグ・プッシュ工業化（貯蓄動員・選択投入）がめざされており、新古典派的な市場型開発姿勢が安易に修正されていること、かかる工業化推進論の設計には持続的成長などの現代的要請が組み込まれていないこと、かかる工業化推進論が一般論に終始し、ラオスの国情に見合った戦略が詰められていないこと、などが指摘されよう。なお についてはすでに多様な国際的批判が振り向けられ、援助機関をして各種単発的な社会開発型プロジェクトを導入せしめる圧力になっているが、しかしラオス政府に対する政策指導の基本姿勢じたいは上記のごとき経済指標重視のまま不変である。

3 - 2 - 2 法整備支援の焦点

以上のようにラオス向け援助が「市場経済化」支援として開始した経緯に対応するかのよう、法整備分野もまた、世銀の主導により市場経済化の制度基盤整備として開始している（2000年3月時点でラオス法務省副大臣 Ket Kiettisak 氏ヒアリング。以下同様）。つまりすでに第2章に見たようにラオスの法整備は、1990年前後の第1の波で、財産法秩序における私的所有権確定、契約法における当事者自治強調、また行政・司法分権的な裁判制度整備などの市場経済化立法から開始し、1991年憲法が後付けでこれらを保障した。この過程で1980年代に法整備面の関与を始めていた UNDP が世銀に主導権を譲り、ADB・オーストラリア二国間援助が協調した。いっぽうこの段階で別途、スウェーデンの二国間支援がより人道的・社会開発的見地に立った助言や草の根的支援（例えば官報発行の資金援助等）を開始した。

しかしその後、1994年前後の第2の波で、自由主義的な外資法・企業法、経営側配慮の労働法など、商工業推進を機軸とする「経済開発」プロパーの立法群が登場し、いわば ASEAN 加盟準備の気運と併行し近隣アジア諸国の外資導入型高度成長に学ばんとする姿勢が芽生えている。またこの過程ではフランス（事業法への若干の関与）・日本（外資法）などバイラテラルな支援もあり、法整備支援実施側の分散傾向が見られ出している。

その後、1996年以降の第3の波で、森林法・水資源法・土地法など、いわば「経済開発」課題と

社会開発・持続的成長論との調整を意図するとき立法群が続出する。しかしその内容に立ち入って吟味すれば、環境保全や伝統的社会秩序への配慮より以上に資源開発促進のフレームワークづくりといった性格が濃厚である。

さらに 2000 年前後以降には、第 5 の波というべく、世銀の主導のもとで一連の立法計画が作成されつつあり（表 2 - 2 で掲げた 2000 年 3 月開催の世銀主催セミナーにおける立法プログラム案）ここでは、主眼が引き続きさらなる商工業活性化に置かれつつも、別途、少数民族・女性など弱者の人権保護などに若干の配慮が致されている。同時に第 1 の波で登場した市場経済化法制群について改めて法改正の計画もある模様である。

以上の法整備の経緯から見出される問題として

「市場経済化」・「アセアン型経済開発」・「社会開発」への配慮、などといったおりの開発政策の風潮に引きずられる形で拙速に乱造され、法規があたかも開発政策の道具化しているため、個別の単行法が相互に体系性を欠き、またそれぞれの内容もあまりに概括的で欠陥が多いなど、立法論として技術的な綻びが目立つ、

法整備支援実施側が多様化し相互調整を欠くので上記の体系的不整合がいつそう拡大する。上記世銀セミナーは支援イニシアティブの再統合を意図する例であろうが、ラオス法務省・法曹界側は冷めた対応ぶりのまま方向性を見失っている感がある、

市場経済化・経済開発型法が、商品経済の浸透を通じて農村部秩序を予想外のスピードで侵害しており、これら市場法の内部に社会開発的配慮を織り込む現代的修正の必要が高まっている。別個に弱者保護の立法をいかに登場させても経済社会基盤の骨格が変容してしまえば実質的意味をなさない、

市場経済化は立法のみが先行し、適用体制が追いつかない。例えば 2000 年現在の裁判官 350 人・検察官 180 人・弁護士 26 人の体制は社会主義流の職権判断・参審制時代を引きずる構造で、今後多様化する経済紛争に対応しきれない体制でない。また立法・判例公表といったディスクロージャーが進展しない、結果として立法やこれを補う下部行政法規群や判例解釈が内外に周知されないまま、せっかく成った立法の適用が頓挫している、

などの点を指摘しうる。

3 - 3 具体的な政策分野毎の法整備支援課題

以上のようなラオスの既往の開発政策と法整備の動向を踏まえながら、以下では、今後の法整備支援の焦点の抽出を試みる。

3 - 3 - 1 「法の支配」と立法過程・司法改革

各国・各機関の法整備支援目標の共通項として頻繁に挙げられる「法の支配」なる用語は、定義が必ずしも明確でないまま人権論と絡めて一人歩きの向きもあるが、その射程としては、まずは適切な立法体系を定立、これに基づく「法律による行政」、裁判所による適切な立法解釈と適用、が全体として有機的に機能する状況を意味しよう。ラオス向けの法整備支援でも、世銀が最も関心を

有して立法優先リストの作成や法案起草を指導し、フランスが の絡みに関心を抱き、スウェーデン SIDA が司法改革や法曹教育など に比重を置くなど、「法の支配」を意識するプログラムが主流を占めている。なおもちろん何をもって の適切な立法と見なすかの価値判断は重大な議論の前提となるべきだが、この点、最近ではラオス政府側に、世銀指導を鵜呑みにすることへの疑念が生じつつあり、むしろ「法の支配」が国民自身の法意識に基礎づけられねば実質化しないとする見地から、固有の慣習法の再発掘や草の根的な遵法教育などを含む包括的な取り組みの研究が存在する模様である（UNDP [1997] p.1）。こうした立法政策的目標ないし価値議論をめぐっては 3 - 3 - 2 以下で論じることとし、以下ここではさしあたり、既往の法整備支援がすでにある程度経験を積み重ねてきた、立法過程と司法改革をめぐる体制づくりに注目して、課題点を指摘する。

まず現行の立法過程は、2 - 1 で詳述したプロセスに基づくが、このプロセスにつき法整備支援ドナー側からの指摘の多い弱点として、まずは立法関係機関代表から成る「法制委員会」が重要な主導的かつ調整的役割を演じているに拘わらず、根拠法なしに慣行として成立した組織であるがゆえに予算面・人的資源面で脆弱である点である。また主管官庁と法務省との対立関係の調整課題、公聴会の制度的な遅れ、外国弁護士の活用不足、などの指摘もある（UNDP [1997] pp.14-24）。

この点、たしかに「法制委員会」は世銀主導の法整備優先リストを実現するうえで有効に機能中であろうけれども、しかしその実態は、トップ実力者同士の個人的な人脈で機能している調整機関に過ぎず、ラオス独自の立法政策論を専門的に詰める関係機関集合の場としては存在していないと目される。法務省主導による「法制委員会」が過度に迅速に機能することは、かえって政策議論が尽くされなかったとするしこりを残し、後々までの主管官庁と法務省との対立などにつながっているのではないかと。むしろドナー側があまりに性急に立法計画の進捗や外国人コンサルの影響力拡大を強制することなく、ラオス側自身によるより慎重で息の長い政策審議過程を保障すべく、主管官庁を含む関係機関の代表や学界・法曹界代表を加えた草案作成委員会を想定し、フリーハンドを与えていくごとき方向性が望ましいのではないかと。また国際機関・外国の立法支援は個別の起草過程に入り込み影響力を振るう現行スタイルでなく、むしろかかるラオス側委員会の拡大会議に参集し、論点を共有しながらオープンに議論を戦わすメカニズムが望まれるのではないかと。

つぎに、せっかく成った立法が行政過程で適用されないという、法治主義の深刻な限界が指摘されている。この点については、立法の公布時に施行時期が明示されないので関係官庁が模様眺めに終始する、立法趣旨の理解が徹底されない、立法趣旨と整合しない行政法規が主務官庁から乱発されて既成事実化する、立法内容が国民に周知されないので行政に対する適用要請圧力も起こらない（なおスウェーデン SIDA が支援した官報発行も発行部数が少なく在庫切れが目立ち最近では資金不足から途切れがちの模様）といった実情が語られている（日本大使館法務担当官筋の情報）。ドナー側では抜本的な対策案として、「行政裁判所」の確立（外資などが司法過程を通じて行政に圧力をかける発想であろう）が語られる模様だが（UNDP [1997] p.61 など）行政・司法合一主義の社会主義伝統のもとでどこまで機能しうるか期待は持てまい。そもそもかかる法適用問題の背景には、立法が世銀・外国人コンサルなどの主導で外から強制される現在の法整備スタイルゆえに、ごく一握りの関係者以外には立法内容が理解されないまま拙速に成立してしまうこと、また立法内容が簡素に過ぎて遺漏が多く解釈余地が膨大であること、などの立法過程自体の問題性が反映しているのではあるまいか。立法

後の周知教育という以前に、立法過程における時間をかけたオープンな議論が必要なゆえんであろう。

いっぽう司法制度の改革について、裁判の質の問題、「裁判所法」の改正、執行の問題、法曹の養成、ADRの活用、などが議論の対象となっている（UNDP [1997] pp.51-62）。このうちまず裁判の質的向上をめざしては、ラオス法務省は（「裁判所法」が予定しながら実現していなかった）裁判官全国集会の開催による士気向上のほか、第2章で触れた裁判システム改組（地域裁判所レベルを統廃合し控訴審レベルを改めて新設）を計画中だが（Ministry of Justice of Lao PDR [1996]）、外国ドナーの側には、まずはより地道な裁判官教育（大半が非大卒で十分な法律訓練を受けていない）や裁判所設備改善（電化設備さえない）から開始すべしとする現実的な提案が根強いようである（ヴィエンチャン市裁判所改善をパイロット事業として継続する SIDA [1996] の立場）。たしかに筆者がヴィエンチャン市裁判所で民事裁判傍聴や裁判官執務室を見学した際にも、電話・コンピューター設備の類は皆無で、事件処理はすべて裁判官の手書きの書面の受け渡しによっており、先例検索などもままならない状況が想像された。しかし裁判風景は、原告・被告席の配置からみて対話的弁論形式を基本に置きつつも、（社会主義時代の伝統なのか）裁判官席には4人の裁判官が着座し積極的に質問を浴びせ事案の究明にリーダーシップを握るスタイルであり、裁判官の士気は十分感じることができた。裁判官の学歴を云々するよりも、法適用を洗練させる再教育のあり方を研究する実質的議論が必要と目される。なお外国人コンサルによるより抜本的な裁判システム改革の提言として、民事管轄（地域裁判所レベル）と商事管轄（県裁判所レベル）を分けて専門特化させる構想もある模様である（UNDP [1997] pp.49-50 の引用する Bianconi [1995]）。

つぎに「裁判所法」改正の焦点は、主に既往の裁判制度が社会主義色を引きずる点の解消であり、検察官の過大な権限の縮小、検察官・国会による確定判決再審査手続の整理ないし廃止（再審査が最高裁判決にも及ぶとする解釈さえあり問題）また憲法上の国会常務委員会の法律解釈権を否定し最高裁権限として一本化すること、などが提言されている（UNDP [1997] p.52 など）。要するに、社会主義的な民主集中スタイルか、資本主義国で主流の「法の番人」としての裁判組織強化スタイルか、の選択であろうが、しかし資本主義国の間でさえも歴史的に司法の保守化が立法改革主義を阻んだ実例も多く（例えば米国ニューディール政策を阻んだ司法消極主義は悪しき「法の支配」として語られる）司法の優位がつねに唯一の結論ではあるまい。むしろ国会の立法趣旨は国会が一義的に解釈するという論理も民主主義的発想からすれば健全な「法の支配」の一形態と考えられる。いずれにせよ、ことは憲法統治機構の設計の問題であり、ラオス側の自己判断が尊重されるべき場面でこそあれ、ドナー側が「裁判所法」改正という搦め手で変更を迫る介入は望ましくあるまい。

つぎに、判決の執行面で深刻な問題状況が指摘されている。ヴィエンチャン市裁判所では1990～1995年の間に下された判決の34%しか現実に執行されていないとする調査報告がある（UNDP [1997] p.52）。その原因は、当事者が判決に不服で自主的に服さない、ないしは抗弁を重ねて時間稼ぎを行う、行方をくらます、などといった当事者側の意識の問題のほか、執行官吏の怠慢、執行官吏が権限の範囲を認識しておらず消極的、などの指摘がある。総じて、判決の執行力が社会的に認知されておらず、判決とは単に有利な紛争解決のための一戦術に過ぎないとみる国民意識の実態が想像される。そこで、いっぽうでは民事紛争を中心にADRを充実していく方向で当事者意思や慣行を尊重した解決手段を提供するかたわら、裁判の執行そのものは高度に強化していくという、二面的対応

が必要であろう。執行強化の方法論としては、もちろんしっかりした執行根拠法が必要だが、その立法あるまでの暫定措置と称して、各種単行法のなかで当事者の「自力救済」を大幅に認めていく提案もなされているが（UNDP [1997] pp.34）、かえって裁判の執行力への認識を妨げ社会的混乱を招くもので、大いに問題であろう。

最後に法曹教育について、スウェーデン SIDA などの主導でヴィエンチャン法律学校（国立大学法学部）のカリキュラム改革などが継続しているが、講師陣の薄さ（UNDP [1997] 時点では常勤講師 5 名）また外国語（英・仏）の教科書を用い、語学教育が重視され、主要講義が外国語で実施される向きなど、教育方針にかなり疑問が残る。カリキュラムや講義内容の詳細までは筆者は把握できていないが、例えばフランス法講座につき担当教授によれば、要するに現行フランス法の逐条解説を行っているのだという（本講座スポンサーであるフランス政府の方針による）。しかし近視眼的な法曹養成課題を超えて、法学部の役割は司法・立法・行政に携わる人材育成、さらに国民の法的意識向上に資する学術研究・啓蒙活動など広い範囲で期待されるべきではないか。であるとすれば、上記のような外国法講座を一通り揃えつつも、同時に、ラオス現行法を国際化対応から慣習法研究をも見晴らすパースペクティブのなかで体系的に教授していく実務色、またかたやラオス独自の法制史や法社会学を発掘研究していく基礎法学的分野、などが併行して「ラオス法学」を盛り上げていくべきであろう。そのためには教授陣営の充実が先立つというべきで、外国法教師への一面的依存ではなく、将来の研究者養成や、内外研究者の交流活動が望まれよう。

3 - 3 - 2 人権法と経済法の統合化

つぎに、以下ではラオス政府が最近問題意識を高めつつある立法政策目標の再検討過程をめぐって、経済法と人権法の統合可能性に言及したい。すなわち既往の世銀主導支援がもたら市場経済化や経済開発意図でいわゆる「経済法」整備に重心を置くなか、ラオスは自国固有の社会開発的視点への配慮に関心を抱き始めている。しかしこの点、上述のように NLDM とも称される昨今の法整備支援のメイン・ストリームにおいては、人道的・社会開発的視点は得てして「経済法」におけるグローバリズム推進と切り離され、もっぱら「人権論」として、憲法人権規定、労働法、環境法、家族法、などの特定領域で扱われる傾向が顕著である。つまり「経済法」自体の内部に人権・社会開発的配慮を組み入れようとする志向は見出せない。ラオスの法整備過程でも、ラオス政府が比較的従順に（少なくとも中国やヴェトナムに比べて）国際機関の市場経済化指導に対応してきた経緯もあり、かかる二極化の傾向はほぼ明らかである。ラオス側が昨今法整備課題を再検討する意向があるとはいえ、今後の立法計画案（表 2 - 2 参照）を見渡すかぎり、女性・児童保護法や少数民族法などといった意図的な人権法のリストアップが目立つのみで、二極化傾向はむしろいっそう明確化している。

しかし経済法分野と人権法分野を切り離して考えることは本来困難であろう。なぜなら一つに、グローバリズムとは貿易のみならず投資の自由化であり、しかも間接投資自由化のみならず、直接投資自由化を意味するゆえである。外資導入活動を通じて、現実には外資のビジネス拠点がラオス経済社会に参入してくるなかで、立地確保・材料調達・生産・雇用・販売などのあらゆる投資活動の側面でラオス国民との接触機会が高まり、経済法プロパーの領域を越えて、人権法プロパーの領域と信じられた分野に徐々に関与していくはずであるためである。

二つ目に、経済の資本主義化の浸透とともに、企業レベルの高度な経済活動と、国民の日常の消費生活とを切り離して考える思考（民法・商法の分離、また社会主義法における生産関係・生活関係の分離）は早晚通用しなくなっていくゆえである。先進国における民商法統一化の議論は、それを商法サイドに片寄せるのか（取引の安全重視）、民法サイドに片寄せるのか（消費者保護等重視）の設計の違いはともあれ、現在までに後戻りのきかない潮流となっている。とくにラオスの場合、500万国民の大半が山岳地帯に居住し、60余りの少数民族に分かれ、それぞれ母系制社会の貴重な文化伝統を残して生活しているのであり、いわば国民経済全体が牧歌的な民法的環境のなかにあったが、ここにきて一様に急スピードで商品経済が浸透しつつあり、伝統法のみでは解消しえない新たな法的秩序への要請が高まっている。財産秩序や契約原則に関わる「経済法」が、これら大多数の国民生活上の必要を度外視したままグローバリズム対応のみを意識するならば、国民の生活秩序は混乱の一途を辿るだろう。

このように「経済法」そのものの設計において、社会開発的配慮が欠かせない要請があると言わねばならない。日本の法整備支援関係者の間には、途上国民衆の利益に立って「人権法」の擁護を強調するなかで、「経済法」整備に反発を示す向きが多い。すなわち経済法整備が現地の固有法秩序を破壊する（現地国民が経済法を受け入れていく場合）ないしは、フォーマル移入法とインフォーマル固有法との二重構造化（現地国民が新経済法を無視する場合）の恐れが懸念されている。しかし開発政策の側がすでに経済開発・市場経済化志向を開始してしまった以上は、固有法秩序はすでに商品経済浸透に揺らぎ破壊の憂き目に遭ってしまっている。かかる状況下で人権論派が経済法整備を拒絶するならば、経済法がますますグローバリズム対応特化に傾き固有秩序を度外視する帰結を手助けするばかりであろう。むしろ経済法が固有法秩序・人道的視点への配慮の中で再設計されていくよう、人権論研究と経済法研究との共同作業が必要とされている。

そのためには、人権法 = 固有秩序重視 vs. 経済法 = グローバリズム重視の二元論を超克する必要がある。むしろ問題を、先進国にも存在する資本主義法秩序の現代的修正をめぐる法学研究メイン・ストリームの課題一般として、つまり19世紀的な自由絶対化論が改めて復活しつつある現代に、20世紀が課題とした経済的社会的権利（平等）の配慮をどう位置づけていくかの文脈で捉え直すならば、人権論と経済法の対立構図ではなく、むしろ経済法設計自体におけるプロ人権論とアンチ人権論との対立構図が正確な理解であるということになる。その意味では、人権論に関わらない経済法整備支援はありえないし、経済法を無視した人権論実現はありえないこととなる。

3 - 3 - 3 「市場経済化」対応型モデルのバリエーション

上記のような人権法と経済法との統合作業を通じて、法整備支援側から、ラオスにおける開発政策のあり方に提言をなしていくイニシアティブがまた可能となるだろう。例えばラオスの開発政策の初期には上記のように「市場経済化」が一義的課題とされたわけだが、その際の制度設計が必ずしも万全であったとは検証されていない（この点の検証なきまま開発政策の焦点は以後より国家介入型のモデルへとシフト中）。「市場経済化」過程では、国有企業改革（関連法分野として「事業法」の会社規定）、私的所有権確定（関連法分野として「財産法」以下の財産関係諸法）、市場における価格決定自由化（関連法分野として「契約法」など民商法基本分野。なお「競争法」は未整備）などの措置がと

られたが、関連する各種立法の内容面を検討するにせよ、遺漏や齟齬は多く、また未整備の法分野も少なくない。したがって今後とも市場経済化対応の法整備努力は続けられる必要がある。その際に問題は、既往の法整備が、支援実施主体が各々勝手に持ち寄るモデルを場当たりに採用し、しかも単行法の五月雨式の乱立スタイルをとったことから、体系的に混乱している現状を見据え、まずは今後どのような修正方針をもって望むか立脚点を明確にする必要がある点である。

さしあたり比較・法と経済学(Comparative Law and Economics)の手法に倣って、ラオスにおける法整備支援主体の間で錯綜する異なるモデル群が、じつは立脚する「市場経済化」解釈の相違を反映するとみる視点から分類を行うことが有用であろう。すなわちまず「市場経済化」の解釈として、資本主義取引の活性化を重視し市場取引の自由放任を推奨するのか、不完全競争下の不公正増大など「市場の失敗」解消を図って政府介入を認めるのか、さらに政府介入の契機を経済的弱者配慮・所得再分配など広範な政策課題にまで広げるのか、など異なる立場が存在する。おおまかに分類すれば：

自由放任主義モデル(グローバリズム、すなわち各国法の規制緩和・画一化を通じたボーダレス世界市場の形成を意図)に依拠する「市場経済化」。

自由主義モデル(市場競争条件の安定的かつ透明な確立をめざして民商法・競争法の設計を意図。それゆえグローバル化を根拠とする規制緩和にも、逆に裁量的な行政介入姿勢にも一線を画する)に依拠する「市場経済化」。

介入主義モデル(「市場の失敗」場面における政府介入の役割を強調。主な「市場の失敗」介入場面として、低開発国の貿易条件の劣位を回復する産業政策、環境破壊などの価格転嫁されない価値問題をめぐる「外部性」の内部化対策など)に依拠する「市場経済化」。

なる分類が可能であるとして(World Bank[1997]参照)、つぎにこの分類に対応したラオス向け法整備支援で見受けられる傾向性として：

世銀・ADB・オーストラリアの支援に見るモデル法推奨(例：担保法・破産法)

および「任意法規」重視(例：契約法)

フランス援助にみる「強行法規」重視(例：国立大学フランス法専門講座)

産業政策重視面：1990年代半ば以降ビッグ・プッシュ・モデル回帰時期の立法にみる

「裁量的行政法規」重視(例：資源関係諸法)

市場外部化価値重視面：UNDP・スウェーデン支援にみる

「参加型行政法規」重視(例：土地改革批判)

なる分類が可能であると思われる。こうした傾向の背景と予想される帰結につき解説を加えるならば、以下のとおりとなる：

世銀・ADB等国際機関の法整備支援は一義的に、英米法を機軸とする自前のモデル法やガイドラインを推奨する(私的整理重視の破産法や動産担保登録制度)。モデル法の形成未了の分野でも、基本的に英米法系の法律専門家が英米法に依拠して支援を実施するため、おのずと当事者自治(契約の自由・定款の自由など)が基調となり、その結果、国内実体法の強行規定はミニマイズされる(規制緩和)。したがって、ラオスが今後グローバル経済に取り込まれる過程で貿易相手や外資との取引上、締結する各種契約は国内実体法に多くは拘束されず、むしろ契約準拠法として選択された外国法(おおかたは契約自治重視の英米法)に拘束されることとなる。かくして英米法

を中心に各国実体法の画一化・規制緩和というグローバリズム対応が図られる。

大陸法系の法整備支援は、大陸法自体が資本主義経済の健全な発展に資する制度工学として設計された経緯からして、市場競争条件の確定をめざして、民商法体系を整合的に持ち込み、立法政策から判例解釈に至る演繹的な秩序を伝授しようとする。それだけに法規モデルは条文数も多く、強行規定を比較的多く含む。英米流の任意法規重視が強者優位の自由放任を導きかねないとなれば、大陸法流の体系性志向は自由主義的な平等競争条件の確保に前向きである。また体系性志向は、裁量的な行政介入に対する砦として市場活動の予測可能性をも確保する。なおかかる体系性の確立方法として、フランス援助のごとくフランス現行法体系を包括的に教授する専門講座を設けるなど高圧的な方法もあるが、ラオス固有の経済社会状況への現代法的配慮やグローバリズム・サイドの要請にも適宜対応しながら、テーラーメイドの体系設計を支援する道もあろう。

行政法規を多用して経済活動への行政介入に根拠を与える手法は、開発独裁で乱発された「開発法」を嚆矢とするが、現在では「市場の失敗」をただす政府介入の必要場面に限って正当化される。ただしなにか「市場の失敗」であるかにつき経済学も明確な答えを用意できていない。ラオスの法整備過程では、国家主導型工業化のための産業政策的介入と、人道・環境・社会開発などの市場価格に転嫁されえない外部性の内部化課題としての介入とに分類しようと見られる。前者は、慎重な配慮なくしては経済法分野の自由主義的基本設計を歪め、また後者はたしかに国家の積極政策を要請する分野ではあるが、抽象理念的な根拠法規に基づく裁量的行政運用では実現性が曖昧である。

一口に「市場経済化」対応と称しても、以上のように目標・設計方針の相違する各種モデルが併存してラオス向けに紹介されていると目される。実情を概括すれば、の英米流モデルが国際機関の圧倒的影響力のもとで迅速な立法を進め、しかしその自由放任主義的問題性を批判する形でフランスなどがの大陸法系の法曹教育活動を続けており、そして別途、アセアン型高度成長を意図した介入主義的経済法設計がしだいに国際機関にも許容されていく動きがあり、そのいっぽうで UNDP などがグローバリズム優位の立法群の背後で価値多元的な批判研究事業を進める、といった多重構造がリアルな現状の描写であろう。この渦中へ今後は日本が参加し、既往の「市場経済化」対応立法の綻びを繕うごとき役割を果たしていくに当たって、どの立場に立脚することが望ましいか、見定めを要しよう。さしあたり、大陸法系の経験に従うの体系整合的志向に依拠しながら、フランス流の自国モデル移植とは異なる現地実情への配慮、またメイン・ストリームを形成する英米流自由放任主義との立法政策論上・方法論上の調整課題、など研究課題は多い。またの産業政策志向・外部化価値対応志向のいずれも一定の必要性は承認しうるが、市場活動の予測可能性を害する懸念があるだけに、「市場経済化」の本旨からして、行政法規の乱立よりも基本的な経済法分野の設計内部に明示的に組みこむ研究が必要と考えられる（後述 3 - 3 - 4 参照）。

3 - 3 - 4 トリクルダウン仮説への対案（財産法・金融法・企業法）

ラオスの開発政策の方針は、既述のようにとくに 1990 年代半ばのマクロ経済指標の不振以降、初期の「市場経済化」邁進からやや軌道修正し、あたかもビッグ・プッシュ理論復活を思わせる、国内貯蓄総動員とその選択的投入を軸とする工業化推進論への傾斜を見せている。またこの際、財政・経

常収支のバランス安定を維持する必要から、外資導入促進姿勢や、インフラ・資源開発を中心とする民活導入姿勢が顕著である。総じて、近隣アセアン諸国の 1990 年代の高度成長パターンに学ぶ姿勢と言いかえることも可能であろう。問題はこのような開発政策のシフトが、法整備過程に与える影響である。すなわち上記 3 - 3 - 3 のように「市場経済化」対応の模索を開始した経済法の設計が、1994 年前後の法整備第 2 波以降、国家主導の修正版ビッグ・プッシュ推進意図に沿ってあたかも開発独裁時代のごとき「開発法」流儀に変形するとともに、その他の立法政策上の配慮を欠くいびつな方向に設計されるのではないかという懸念である。ここではとくに、ビッグ・プッシュ型開発政策の重視する「資本蓄積 投入」パターンのフロー設計に沿って、財産法関係（財産法・土地法・相続法・各種資源法など）、金融関係法（担保法など）、企業活動関係法（事業法・外資法など）に注目する。

国民貯蓄動員面（財産法・土地法・相続法・各種資源法）:

第 2 章で述べたように、1990 年「財産法」は財産一般につき私的財産権を確立し譲渡・相続を自由化するかわり、例外として土地や国家資源については国有のもとに止め置かれ、公共利益に見合った利用管理が予定されていた。しかし 1996 年以降の「森林法」「土地法」その他各種資源関係法の出現までには、すでに土地改革・森林利用改革のパイロット事業が各種展開され、これらの実績を踏まえてこれら国有資源についても事実上、私的所有権を認めるも同然の利用・処分の自由化が設計されていった。すなわち、ラオス人・ラオス法人であれば所有権同然に譲渡・相続の自由な「土地使用権」を認定ないし分配され、また国有資源の開発事業の果実については外資も含めて私的所有権の行使を認める。かくしてあらゆる有価物につき私的蓄財が可能になったわけであり、しかも遺言を中心とする相続を通じて蓄財が継承・集中されていく私有財産制度の骨格が完結した。またいっぽうで相続税の不在、最大税率 40% で控除項目の多い所得税体系といった税制（1996 年「税法」）の現状がある。総じて家産としての蓄財形成に有利で、国民貯蓄動員を促す制度構造と見るべきである。

しかしこうした資本集中重視の新財産制度について立法政策上多くの問題が指摘されている。まずは貧富の格差拡大を折り込んだ制度設計が懸念される。すなわち例えば「土地使用権」の認定・分配は、世銀・オーストラリア援助が推進した一連の土地改革過程で、1992 年「土地所有・使用権に関する首相令 99 号」に基づきトレンズ式土地登記制度の導入を目標とし、権原を立証する証書を保有する主体に即時供与されていったのであり（World Bank [1995] 参照）こうした証書を持たない大方の事例の救済については、1996 年土地法に至ってようやく既述の二段階式の分配方式が副次的措置（あくまで有証書主体が存在しない場合の無主地分配手段であって有証書主体があればそちらが優位する）として採用された。つまり、植民地時代から農村の大土地所有や商業地帯の好立地を手にしその後の土地集団化を掻い潜ってきた富裕階層ほど、早期に土地使用権の確定を受けえたわけであるし、またその確定過程では、何らの証書なしにしかし長期継続的な土地利用を継続してきた一般農民層の権利の多くは否定されざるをえなかったことになる。こうした土地改革手法の当然の帰結として無数の土地紛争が発生し、現在の民事裁判・経済仲裁法廷の利用のほとんどが土地紛争をめぐると言われるゆえんである。また安定的耕作権や焼畑管理伝統など一般農民の培ってきた土地利用慣習法を一律に無視し、土地流動化を前提する権利確定がひとえに強制される土地改革は、早晩、農村社会崩壊、環境破壊などの深刻な社会的問題を現出させるおそれがあるし、

また過度な土地投機を招いて経済開発目的そのものを歪めるおそれも強い。

森林法ほかの資源関係諸法にも、同様の貯蓄集中志向がある。例えば、ラオスの森林利用は焼畑農業を主流とすることはよく知られているが、新制度は環境保全を根拠として焼畑利用の停止を意図し、この趣旨で一般農民層の森林利用を地方末端行政の厳しい許可監督制度のもとに置いた。そのいっぽうで森林資源の開発事業には特典を用意するなど促進を図っているが、そうした高度利用が可能であるのは内外の資本家層に限られるであろう。つまり一般農民層は従来型の森林利用で生計を立てる術を失ういっぽう、富裕層は一般農民の去った森林地帯に大規模開発を展開するという、二極化が折り込まれている。貧富の格差拡大が問題となると同時に、環境保全目的にも逆行する懸念（村落共同体の合理的管理のもとにあり環境協調的であった焼畑農法の崩壊）が指摘されている（UNDP [1997-b] pp.7-8）

相続法の設計も問題を提起する。ラオスは伝統的に母系システムをとる多様な少数民族から成り立ち、農地をはじめとする家産は母から娘へと相続される慣習が存在することはよく知られているが、新たな相続制度は、土地使用権登記の主体たる世帯主（男性）から次世代の世帯主への家産承継を前提する。当然のごとく父系社会を想定した資本主義法の安易な持ち込みが、相続紛争や女性の地位劣化などさまざまな問題を生起させることが懸念されている（UNDP [1997-b] pp.8-9）

このように財産関係法は修正版ビッグ・プッシュの原資たるべき国民貯蓄の効率的な集中を優先して設計される反面、貧富の格差拡大、伝統的生活秩序の破壊など、マイナス面への十分な配慮を欠く点が指摘されねばならない。

資本仲介過程（銀行法・担保法）：

つきにかくして形成された国民貯蓄を吸収し、生産過程投下へと仲介する金融メカニズムに関わる立法分野に注目する。1990年法律第4号「銀行法」やこれを受けた1990年「商業銀行と金融会社の経営・営業に関する政令」は認可手続や経営構造をめぐる概括的な規定に終始し、金融部門の参入規制（ないし競争環境）のあり方、プルーデンス規制はじめ金融行政の監督基準、など金融仲介システム設計の方向性は法文からは見えてこない。いっぽう、個々の金融仲介の適正化に資する担保制度に注目すると、上記の財産関係法が私的所有権を確定したことがいっぽうでその担保活用を可能にし、もって多額な融資が（無担保融資と比較したリスク低減分だけ）低金利で得られる金融高度化の素地を作った。問題は担保制度の設計内容と運用であるが、上記「商業銀行と金融会社の経営・営業に関する政令」（14条2項）によれば、銀行融資における担保取得は営業上の任意判断に委ねられており、この点は例えばヴィエトナム金融行政が最近まで厳しい有担保原則を強制してきた管理主義と異なり、審査活動の主体性が前提されている。しかしいっぽうで1994年「契約履行担保法」では上述のようにすべての担保につき金融行政当局への包括的担保登録制度を設けてこれを対抗要件とし、またそもそもすべての融資契約につき1993年「文書登記に関する首相令」により登記義務があるなど、担保の設定過程は厳しい行政管理に晒されている。現実には、煩瑣な手続の回避や登記料節約などの意図で文書登録留保・担保登録留保慣行も少なくない模様である（2000年3月時点ラオス法弁護士 Dr. Mayoury Ngaosrivathana ヒアリング）。有担保原則の強制なき自由主義的な金融行政方針が、担保留保型融資の定着をいっそう容易にしている。

こうしたいびつな制度設計の結果想定される金融慣行は、大口借入人に担保留保扱いないし無担

保融資を広く認めるいっぽう、小口融資ではあらゆる資産を総括みに一括担保登録するという、二極分化である。めぼしい資産の少ない中小企業育成には金融獲得が困難なハードルとなるが、国有企業など大資本には貸し込みの進みやすい構造が現出していると目される。

資本投下の対象（事業法・外資法・各種資源法など）：

動員された国民資本の投下対象となる企業制度に注目すると、1994年「事業法」は上述のように民間企業の設立を明示的に肯定し、そのために会社規定を設けたが、そこでは強行法規が充実せず、ガバナンス設計では英米流に定款自治に委ねられる傾向が見られるいっぽうでドイツ流二階型経営構造を採用するなど折衷的であり、財務管理面でも資本充実原則の配慮が薄い割に外部者の監視に資する情報開示規定も皆無に近いなど、規制上のコンセプトが定まらない。健全な企業体質の発展育成にとって規定不十分といえ、また結果として東アジア地域に見られがちな、外部監視なき閉鎖的性格のまま有限責任制度を活用するファミリー財閥企業の勃興を招きやすいであろう。

他方で、国有企業については、1990年代前半までの「民営化」推進ブームが去り、非対象分野とされた重要インフラ部門（水利・電力・通信・運輸・道路建設など）以外ではほとんどの不採算企業が整理淘汰され、1990年代半ば以降はむしろ上述 ADB 資料等に見るように、生き残り組の国有企業について改めて体質強化が論じられている模様である。しかし法制面ではいまだ基本的に「事業法」の一般会社規定の適用外に置かれ、いっぽうで同法の国有企業法規定（79条以下）は合議体ガバナンス形式につき若干定めるのみでまともな会社規定とはいいがたく、むしろ大蔵省・主管官庁の広範な監督権（重役任命権から重要事項決定権に至る）の明記が注目を引く。

また外資の企業設立は基本的に「事業法」一般会社規定が適用されると考えられるが（外資法 9 条参照）しかし国有企業との合併の場合には国有企業類似の主管官庁監督下の特殊な合議体経営を強制される（事業法 88～90 条・94 条）。

このような一般会社規定の適用除外扱いの背景に、国際機関の指導する修正版ビッグ・プッシュ型経済成長モデルがもたらす、大企業への集中的資本投下パターンを想定するだけに、民間財閥のいまだ育たぬラオス経済においては既存の国有企業やその外資合併事業の強化に期待する傾向が影響していると目される。しかしながらラオスの国有企業は、焦点となる工鉱業部門に限ってもチンタナカンマイ以前から企業数も少なく（World Bank [1995] p.65 によれば、1987 年時点で全国 260 社程度、うち製造業 200 社弱・建設 36 社・電力 14 社・鉱業 11 社。また中央政府よりも地方政府管轄の企業が主流）規模も小さいものがほとんどである現実に鑑みれば、行政主導の大掛かりな統廃合・財政的挺入れよりも、民間企業や外資企業と同一の競争条件に晒し切磋琢磨を図る方向が明らかに妥当であるし、また 1991 年憲法 14 条の掲げる多部門間競争の理念に合致しよう。そのための法整備の課題は、行政裁量の根拠規定を設けることよりも、早急に「事業法」以下の一般的な民法秩序の適用対象として方向性であるはずである。

いっぽう、修正版ビッグ・プッシュ政策下の大規模資本投下の対象領域を用意するかのように、「外資法」は国策インフラ分野を含む広範な参入自由化と特典制度を想定し、また「土地法」や「森林法」以下の各種資源法が開発事業の独占利権（コンセッション）供与を想定する傾向が顕著である。この過程で、上述したような一般農民の社会生活伝統の破壊、環境破壊、土地投機といった諸問題をいかに調整していくのか、立法設計が問われるべきところ、一義的に行政の裁量的管理に委

ねられている（土地使用权・土地リース権の付与・剥奪、資源開発コンセッション剥奪など）。しかし不透明な行政管理では問題解決を期待しえない。開発計画における規制基準や環境規制基準などを明確に定立し、かつその定立過程に多様な政策的課題を反映していく透明なプロセス設計が法整備の課題の一つであるはずである。

以上、ラオスの現行の法制度設計の細部から検証される傾向として、開発政策が当初の市場経済化指導を超えてしだいにアセアン型経済成長モデルないし開発独裁以来のビッグ・プッシュ型モデルの再来というべき方向をめざすなかで、貧困層増大を度外視した資本蓄積促進、基本的民商法ルールの外で特別に保護される大企業・大企業への集中的資本投下、その間をつなぐ金融仲介に折り込まれた大企業志向の設計、などの側面を見せている。こうした介入主義的な制度傾向は、貯蓄・投入推進目的以外の立法政策課題を犠牲とする偏頗性が批判されるのみならず、とくに当初の市場経済化志向のもとで指導されたグローバリズム対応型の法整備（強行規定の少ない規制緩和志向）の土台と相俟って、利権主義的な取引慣行に余地を作り、安定的で予測可能性の高い市場競争秩序の創出を阻む深刻な壁となるおそれがある。

はたしてこのような歪みや犠牲を伴って優先される資本蓄積・投下パターンが、ラオス経済の実態に最も適合的な選択であるのか、より適切なオルターナティブの工業化パターンは設計しえないかの問いは、法的分析（経済法・人権法の協力のもと）の側から開発政策設計側に対して主体的に投げ返されてよい疑問ではないか。とくにこの際、「開発法」流の行政法規多用ではなくして、できるだけ基本的民商法秩序の体系性のなかに、産業政策志向と社会開発的諸価値配慮とを同時に組み込んでいく設計努力が、上述 3-3-3 の「市場経済化」対応課題にも叶う方向性として推奨されうるのではないか。具体的には、財産権秩序の内部にいわゆる「トリクルダウン仮説」を乗り越える所得再分配型配慮や社会開発的配慮を安定的に折り込んでいく選択が価値的にも妥当でありまた立法技術的に可能であること、また、企業活動・金融活動の共通基盤として健全な民商法・競争法秩序を設計し一律平等に適用していく選択が、産業保護行政の裁量介入よりも持続的な市場活動発展に資する可能性があることを、法整備支援事業サイドが独自に提言していく意義が考えられる。

3-3-5 工業化戦略の詳細設計（外資法）

上記 3-3-4 で見た資本投入過程の戦略設計について、すでに日本の援助も関与した経緯のある「外資法」をめぐる、法整備支援から開発政策策定側へさらに踏み込んだ提言も可能であると目される。

現行の 1994 年「外資法」は第 2 章で既述のように、外資参入規制分野を設けず、出資比率制限もなく、原則として一律透明な優遇措置が与えられ（輸入代替・輸出代替産業への優遇追加や経済特別区独自の優遇制度、また大規模国家事業への国会による特典承認はある）またいわゆるパフォーマンス義務の強制もほとんどないなど（ラオス人雇用・訓練義務以外は強制事項はない、輸入代替・輸出志向事業が特別の恩典をもって推奨されているが強制ではない）自由主義的な性格である。こうした性格は、タイ・マレーシアを嚆矢とする近隣アセアン諸国が厳しい外資参入規制や外資出資比率規制を残し、いっぽうで裁量幅の広い優遇制度を設けたうえ、これら規制の例外認定や優遇適用の個別交渉をめぐる外資側に一方的な影響力を行使し、その過程で各種のパフォーマンス義務（原材料現地調達義務ないし国産化義務、輸出比率達成義務、研究開発投資義務など）を設定していく裁量主義的

な制度設計とは一見大きく相違する（金子由芳 [1998] 第 2 章参照）。ラオス外資法が法文どおりに運用されるかぎり、外資はアセアン諸国におけるような水面下の交渉に怯えることなく、予測可能性を伴う健全で息の長い投資活動を展開しえよう。ところが、上述した世銀の新古典派修正過程の議論（World Bank [1993]）ではむしろ、アセアン諸国の輸出志向型外資導入政策を市場志向型選択的政府介入の成功例として高く評価し、他の途上国に推奨されるモデルとして喧伝した。近隣ヴェトナムやカンボディアでも、アセアン流儀の外資法運用に学ぶ気運が高まっている（金子由芳 [1999-b]）。

そうしたなか、ラオス外資法の運用においても、アセアン流儀の裁量主義的な外資選択誘導姿勢が強まりつつある懸念が各種報告されている（鈴木基義 [1999] pp.35-92）。またラオス首相府外国投資管理委員会（FIMC）自身の語る方針（2000 年 3 月時点 Sisomphone Keohavong 事務総長・Dr. Viravanh Khamtanh 投資促進情報課長ヒアリング）としても、現行外資法の許す範囲内で投資許可や投資認定期間や優遇条件追加についてケース・バイ・ケースの裁量判断余地を拡大することにより、外資勧誘について柔軟な姿勢をアピールしたいとし、またこの趣旨で必要に応じて外資法・税法の改正も考慮していくとのことである。また他方で、投資進出後の外資を産業政策目的に協力せしめていくべく政策指導を強めているという（日本のクボタが旧式設備を持ち込こんでいたところ設備新設を義務づけた例など）。

問題は、そのように裁量判断余地を拡大した場合に、どのような政策的方向へと外資を誘導するのか、具体的戦略が存在するかである。自由主義的な外資法の運用に従うかぎりでは、外資自身が独自の事業性判断に従い成長性のある投資分野を選んで参入してくるわけで、その行動が内国投資家の新規参入にとっての呼び水効果を果たす期待もある。これに対してアセアン諸国流の裁量主義的運用では、投資活動に対する政策的介入を意図し、しかもこれを外資側に予測可能性を与えぬ交渉過程を通じて行い外資を疑心暗鬼に晒すことで政策協力を引き出す戦術にこそ狙いがあるわけなので、外資の正確な事業性判断はもはや期待できず、有望投資分野の選択ないし工業化戦略の策定は政府側自身の課題となる。しかしアセアン諸国の例では、UNIDO その他の助言が戦略分野絞り込みを推奨し続けたにかかわらずかかる工業化戦略の策定能力を欠き、むしろ安易なフルセット工業化（あらゆる工業分野につき原料製造から部品製造・組立加工・流通に至る垂直工程すべての国産化をめざす総花的工業化）が志されたことが、技術力向上の遅れ、これに見合わぬ労賃上昇、輸出競争力減退、経常収支の恒常的赤字問題、といった悪循環を呼んで 1997 年アジア通貨危機に至る原因構造の一部をなした。ラオスではこうした政策策定能力の問題に加えて、さらに、既往の工業化基盤の圧倒的不在（アセアン諸国が西側援助を得て工業化を開始した 1960 年代以降今日に至るまでラオスは戦場でありつづけた）、地理的不利（タイやヴェトナムの通過なしに貿易港にアクセスしえない）、人的資源の限界（人口 7000 万のタイ・ヴェトナムに挟まれたラオスは人口 500 万）といった数々の悪条件を抱え、しかもこの状況のまま 1998 年にアセアン入りし、アセアン自由貿易協定（AFTA）のゼロ関税化義務や、今後予想されるアセアン投資協定（AIA）の域内投資自由化潮流に飲み込まれていくことが確実である。一方的輸入国として永久に経常収支赤字を悪化させていく帰結を避けたければ、近隣アセアン諸国に対抗しうる、あるいは先進国市場を狙った、比較優位ある戦略的投資分野の絞り込みは、火急の課題であるとも目される。外資法の整備に一度肩入れした日本として、こうした政策設計の内部にまで視野を広げた支援活動もまた責務のうちといえるかもしれない。

4 . 日本からの法整備支援の焦点

4 - 1 総論

4 - 1 - 1 日本の法整備支援の役割（ODA 目標との関連で）

日本はラオスに対する最大の援助国であるが、その現在の対ラオス支援基本方針は、既往の政策対話（1998 年経済協力総合調査団ほか）を踏まえて、以下の 4 点に集約されている。すなわち、人材養成（市場経済化・行政改革・農業開発・インフラ整備・企業経営者 / 技術者・高等教育・金融部門などを担う人的資源の育成） Basic Human Needs 支援（初等教育・保健医療・環境保全） 農林業支援（農業政策立案・灌漑・ポストハーベスト改善・焼畑対策森林保全・農林業育成） インフラ整備（環境配慮型の水力発電・幹線道路整備）である（日本外務省 [2000] ; 国際協力事業団ラオス事務所『ラオス事務所概要』参照）。より分かりやすい文脈に翻訳を試みれば、「市場経済化対応型の経済開発を、社会開発的配慮を伴いながら、国民の 8 割が関わる農業を重視しつつ推進するための人材育成とインフラ整備」といったところであろう。

法整備支援もさしあたり、こうした支援方針に沿った役割を担うことが期待されよう。すなわち市場経済化対応型の制度インフラとして、経済関連法制の整備や実施体制に協力しつつ、その内容面に、山岳農業国ラオスの実情に見合った社会開発的配慮をしっかりと組み込むための立法政策的・立法技術的な支援が必要とされているといえる。その意味では、日本の現行法制や日本近代法形成過程の紹介にとどまることでは不十分であり、ラオスに相応しい制度構築に向けて息の長い共同研究作業が必要であろう。その過程では：

日本モデルの知識を生かしつつも、あくまでこれを 1 ヒントとして相対化する比較法的な視野と知識に立ったうえで、

ラオス側との地道な共同作業を通じてラオスの社会経済事情をできるだけ丹念に研究しながら、他方で（日本自身が渦中に取り込まれているところの）国際的なグローバリズム圧力への対応姿勢を検討しつつ、

ラオスに見合った立法内容や実施体制を助言していく必要がある。非常に高度で困難な探究過程とならざるをえないだろうが、それだけにやり甲斐の大きい事業である。例えば、最近のカンボディアにおける日本の「民事訴訟法」立法支援は、最新の国際的動向を睨んだ比較法的視野とカンボディアの法社会実態の研究姿勢とを伴った、こうした高度な試みの一例と目される。

なおこの過程を恒常的に導く基本的指針として、上記第 3 - 3 で言及した経済法と人権法の統合的アプローチ、より具体的には 3 - 3 - 3 で比較・法と経済学流に分類した「市場経済化」対応における日本ならではの立脚点を明確に意識することによって、整合性のある支援が可能と考えられる。この際、大陸法を移入発展させてきた日本ならではの知見を生かすべく、英米流の「自由放任主義モデル」一辺倒には拠らず、基本的に「自由主義モデル」に拠って予測可能性ある精緻な市場競争ルールの定立を助けながらも、同時に「介入主義モデル」の示す産業政策的配慮や社会開発的政策配慮にも、市場ルールの予測可能性を害しない範囲で（行政法規乱立よりも基本法の実体内容の内部に組み込む形

で)必要な配慮を致す方針が推奨されると考えられる。

4 - 1 - 2 焦点の絞り込み (他機関支援との関係で)

ただし、ラオス法(ないし経済関連法制)全般を網羅する支援は、日本側の支援体制の限界から言っても困難であるかもしれない。そこで焦点の絞り込みが必要となろうが、この際に、特定立法分野に特化しすぎると、他国支援が担当する他分野との整合性が図れなくなるといった新たな問題が生じる。例えば、日本のカンボジア向け法整備支援が「民事訴訟法」や「民法典」づくりに特化したことで、英米法モデルで設計された他の法分野(商業法・会社法など)と整合性が図りにくくなった経緯につき、比較法学会 50 周年記念大会における上原敏夫報告(上原敏夫[2000])の指摘がある。

そこでラオスについては、焦点絞り込みの一つの戦略として、他の法整備支援実施主体による既往の事業についてのいわば「落穂拾い」的なアプローチを提案したい。すでに第3章で見たように、ラオス向け法整備支援では、世銀主導の経済法中心の立法プログラムと、スウェーデン SIDA などが熱心な関与を続ける司法改革・法曹教育とが、併行して展開する状況がある。この状況のもとに日本が改めて本格参入する際に、幸か不幸かすでにゼロからのスタートを喫する必要はない。むしろこれら既往支援の成果をじっくり参照しつつ、その明らかな欠点や不足部分につき、とくに日本に強みがあると目される分野を拾い上げながら、「整合的な補修」ともいうべき役割を演じることが可能はずである。こうした補修作業を通じて、異なる法分野間の整合性を図りながらも、日本法の強みや、日本ならではの比較研究姿勢を生かした貢献をなしうると考えられる。

このような地道ではあるが有意義な補修作業は、現在ラオス側が、世銀指導のモデル強制と達成期限に苦しみながら、いっぼうでフランス流儀の自国法モデル持ち込みにも疑念を抱き、オルターナティブな方向性をさがしあぐねる状況にあるなか、改めて時間をかけて自国に見合った納得のいく法制秩序を選択していくための契機を与えられるものとして、十分歓迎されることであろう。

事実、ラオス法務省副大臣 Ket Kiettisak 氏(既述「法制委員会」を実質的に主導するラオス立法過程のリーダー的存在)は、日本からの支援を期待したい分野として、「地方自治法」の新規立法協力に加えて、「会社法」「契約法」「不法行為法」「刑事訴訟法」といった既往立法分野の見直し作業への協力をも挙げている(2000年3月時点の筆者によるヒアリング)。既存法の不足部分・欠陥部分を洗い出すまさに「落穂拾い」作業が、ラオス側自身にとっていかに重要課題として認識されているかが想像される。

4 - 1 - 3 立法支援面の実施体制のあり方

以上の方針や絞り込みを踏まえ現実に支援を実施していく体制はいかにあるべきか。

まず立法支援面の体制としては、世銀はじめ他機関の支援体制の限界を補う設計が望まれよう。世銀支援では一見、法整備支援に通じた専門組織に整合的立案を請け負わせる向きが見られるも(Harvard Law School 傘下の研究センターの起用など)実際にはそれら組織内部の特定人材、ないし二次下請けとしての実務弁護士などの個人に委嘱され、当該個人の裁量と力量に全面的に委ねられる傾向が色濃い。これら個人は英米法や国際取引実務の経験は豊富であっても、大陸法や社会主義法にわたる比較法的知識が不足することが多く、さらにラオスの固有法や経済社会事情の研究姿勢は皆

無であるといつて過言でなく、その問題関心は一義的に international best practice なるもののラオスへの伝授にあると言える。彼らが個人的に起草する立法草案は、ほぼそのままラオス側に提起され、世銀本体が構造調整コンディショナリティとして強制する立法期限の拘束のもとで、拙速な形で法案化プロセスに乗せられていく。こうした一方的かつ個人依存的な既存体制を反面教師とつづ、オルターナティブとしての実施体制を提案するならば：

法整備支援の全般的方針策定や整合性配慮を担当し、かつ個別法分野毎の支援各論につき基本的な立法方針の指示・監督を行う日本側の組織的中核の必要性（以下「法整備諮問会議」と仮称）。

「法整備諮問会議」はラオス側カウンターパートに対して、整合性を配慮した「全体的法整備方針」を提案し、討議する。つぎにこれを踏まえて、個別法分野毎の各「基本方針」につき提案し、討議する。カウンターパートとしては、さしあたり現行の「法制委員会」（法務省・国会常務委員会・最高裁・検察院代表）から開始するとしても、縦割り行政を超えて政策的議論に踏み込んでいく必要から、早急に関連分野の政策担当官庁代表を参加させていく必要がある。

「法整備諮問会議」に委任された専門家チームの形成。これには、当該法分野の日本法専門家をヘッドに、開発法学ないし比較法研究家、ラオス側専門家、実務家（現地日系企業の法務担当者など）を含むことが望まれる。「法整備諮問会議」は委任に当たり、上記カウンターパートと合意した「基本方針」に基づきつつ、専門家チームとの討論を経て「詳細方針」を提示する義務がある。なお専門家チームは、給与ないし請負料を支払われることで、ボランティアではなく責任ある仕事として請け負うべきである。

専門家チームが「詳細方針」に則って共同研究を実施し、成果（既往立法の修正草案や欠缺分野の新法草案など）を「法整備諮問会議」に報告する。この過程で困難な論点に直面した場合は「法整備諮問会議」に諮問する。最終的に注釈を施し、とくに結論の得られなかった論点はオープンな形で逐次詳細に注記する。なおかかる作業過程は事前の作業プログラムに沿って行うが（数ヵ月から1～3年を要することもある）、常時ラオスに詰める必要はなく、複数回の短期派遣出張が中心であって構わないであろう。

「法整備諮問会議」は上記成果物を検討し、「基本条件」「詳細方針」と異なると判断する箇所や結論未到達の論点につき、専門家チームと討議する。最終案は「法整備諮問会議」の認証つきで、専門家チームの著作権連名でまとめ、ラオス側カウンターパートに呈示される。

ラオス側は受け取った成果物をそのまま採用する義務はないが、正式の検討プロセスに乗せる義務を負う。このプロセスは現状では2-1で概観した法務省・法制委員会中心のフローで動いているが、この過程に、「法制委員会の拡大諮問会議」などの位置づけで主務官庁を参加させ（もって拙速な立法志向ゆえに生じていた主務官庁の反発や採択後の適用頓挫などの問題性を回避）かつ各法整備支援実施主体の代表の参加をも喚起し（各実施主体間の整合性なき支援競争を回避）、オープンな討論機会を設けることが望まれる。これらの討議で明確化され理解の深められた論点を踏まえて、最終的な決定を下すのは、純粹にラオス側自身の自由であり責任である。

以上のような組織体制とフローを提言しうる。ここでとくに「法整備支援諮問会議」の役割は重要で、すでにベトナムやカンボディア等における JICA・日本法務省主導の支援事業でもたしかに日本

側代表団が先方代表団と事前プログラムを策定し、詳細プログラム化合意も実施されてきたわけだが、「要請主義」を主流とする JICA の基本姿勢を反映し、政策的な方針研究やこれを踏まえた各論的方針策定に深入りする合意には至っていなかった。しかしそれゆえに、各分野毎に委嘱を受けた個別専門家レベルでは各論的支援実施面でかなりとまどいがあり、結局、日本法の実情の紹介にとどまる消極的な対応も見られがちであった。現在、JICA は「要請主義」を超えた日本側発信の知的支援プログラムのあり方を追究しはじめており（金融関連分野でのかかる研究の例として筆者も関わる「金融に関する政策支援方協力基礎研究」検討会があり、近々公表の国際協力事業団国際協力総合研修所〔2001〕参照）、法整備支援においても、日本側が政策提言にリーダーシップを握っていく展開への期待は高い。そのために、対象国毎に上記「法整備支援諮問会議」が設置され、相手国側との具体的討議開始以前に、日本サイドからの支援焦点の提言（一例として上述 4-1-2 にいう「落穂拾い」的な立法整合性補充課題）を準備しておく作業が重要となってくると考えられる。この過程では、「法整備支援諮問会議」のメンバー構成が、JICA・法務省を中心としつつも、ラオス法整備に関心を寄せる他官庁・機関などを巻き込んで形成されること、またラオス法・経済に関わる研究者やビジネス実務家や開発法学者などに広く情報を求めるヒアリング活動などが重視されよう。

4-1-4 司法改革・法曹教育支援面の実施体制のあり方と若干の各論

この側面では、スウェーデン SIDA の支援体制の研究が参考となろう。筆者は現時点で詳細情報を有していないが、総じてパイロット事業の積み重ねの過程で、現地事情を把握すると同時に支援の技術的方法論を研究し、より包括的な支援事業のあり方を帰納法的に探っているという印象がある。こうしたパイロット事業の典型例として、司法改革面でのヴィエンチャン市裁判所を対象とする支援活動、また法曹教育面でのヴィエンチャン法律学校（現国立大学法学部）への支援活動、の実績がある。また立法や判例の公開促進へ向けた官報発行への資金支援活動も、地道な支援姿勢の表れであろう。

日本側として、このようなパイロット事業を別途自前で立ち上げる行き方もあるだろうし、あるいはここでもまた「落穂拾い」作業に徹して地味だが実質的な役割を果たす方向性もあろう。

前者を志向する場合にも、SIDA のごとく草の根的な小規模事業に配慮していくか（例えば、既述の地域裁判所の ADR 母体としての改組計画への協力）あるいは、「日本支援」を強調する大型事業へのエポック・メイキングな協力分野を選んでいくか（例えば 3-3-1 の「控訴審」レベルの新設計画に、設備資金や日本の裁判所運営ノウハウのマニュアル化伝授などを実施）では実施体制もかなり異なっよう。いずれにせよ、JICA・法務省レベルのミッションが今後、ラオス最高人民裁判所（例えば副長官 Davone Vangvichith 氏が名古屋大学との交流経験もあり日本からの支援に深い関心を抱く）らラオス法務省と親密に協調する過程で、ラオス側のプライオリティを確認しながら、日本サイドの関与可能性（裁判所の人的協力はどこまで得られるか等）と照らし合わせつつ、ユニークなプログラムづくりが問われる。

後者の「落穂拾い」に徹する方向性は、SIDA などがすでに開始した支援枠組みに沿って補助的役割を追求する道であるので、ゼロから立ち上げる手間は要らないだけに実施体制も簡素に済ませえようが、他機関との調整もまた課題となろう。例えば SIDA が先鞭をつけたヴィエンチャン市裁判所の改善事業に関連して、設備改善への資金協力などに応じつつ、内実の濃いミニ・プログラムの実施が

考えられる。例えば裁判官の質的向上をめざし裁判官どうしの交流などを通じた、法解釈手法、判決文・とくに判決理由部分起草の方法論、判例蓄積と参照の方法などの伝授。また SIDA の官報発行に倣って、判例評釈専門誌などの刊行協力を通じた判例公表・蓄積文化の浸透促進なども重要な役割であろう。また法曹教育面でも、国立大学法学部のカリキュラム見直し、教官研究費や教科書発行費への補助、ひいては日本法研究コースをの設置など、ミニ・プログラムの参入余地は多様である。こうしたミニ・プログラムの実施体制としては、JICA・法務省レベルが裁判所・学界関係者からなるミニ・プログラム発掘ミッションを送り出し素案策定を委嘱することに始まり、あとはプログラム毎に裁判所・学界関係者のなかから人材を公募していく過程を辿るべきであろう。

総じて、司法改革・法曹教育面では、個別プロジェクトの設計・実施の積み上げが主流であって、上記の立法支援におけるような政策判断が色濃く関与しないので、「諮問会議」のごとき複雑な組織化は必要ないと考えられる。ただし個別プロジェクトの実施過程から有益な情報を抽出しその後の支援に役立てていくために、必ず派遣専門家に「事後報告書」の提出を求め、かつその都度、「公開報告会」を設定していく必要があると考えられる。

4 - 1 - 5 事後的フォローアップ

法整備支援の事後的フォローアップの方法と焦点はいかにあるべきか。

まず方法としては、大きく分けて、自己評価による方向、支援受け手側の評価を受ける方向、第三者評価を実施する方向、徹底した情報公開を通じて一般社会によるチェックに晒す方向、などが考えられる。筆者の意見としては、とを中心とする方針を是と考えたい。なぜなら、法整備支援の目標の置き方やその成果の判断基準は、定性的な記述でなされざるをえず、厳密な客観化はかなり困難な課題であるところ、の第三者評価では特定人の主観的な価値判断からする否定的見解が登場することは避けられず、これがいたずらに一人歩きすると関係当事者の士気に影響しかねない。むしろ、当初の目標設定を最も正確に認識していた当事者自身（上述の「法整備諮問会議」や派遣専門家個々人）に自己評価を委ねるを基本とし、これを包み隠さずインターネット等で一般公開するの方針を徹底すれば、問題関心を有する多数の関係者のより公正な評価を受けていくことになる（NGO や研究者などの批判対象に晒されていくことも是である）。この際、派遣専門家自身のは実施直後になされる事後報告の形式をとろうが、全体的自己評価すなわち「法整備諮問会議」レベルのは、より中期的なスパンで「達成度調査」を実施のうえなされる総括的評価である必要がある。なおの評価はおおかた外交辞令として形骸化しようが、派遣専門家の考え方しだいでは励みとなることも阻害要因となることもあるので、その意向に従って実施・不実施を選択すればよからう。

つぎに事後的フォローアップの焦点であるが、派遣専門家個人の自己評価は規格化せず、自由記載形式に委ねることが主体性ある協力活動を生み、また後日支援にとって有用な情報提供ともなる。これに対して、より中期的な総合評価面は、初期の目標設定に対応した「達成度」をできるだけ客観的に判断すべく、ある程度の焦点の見定めが必要となつてこよう。その詳細設計は上記「法整備諮問会議」自身の課題となる。

ただこの際、「達成度」の照準をどこに据えるかが問題である。法曹教育などのミニ・プログラムでは、目標項目が具体化個別化していればそのチェック・リスト達成をもって照準としうる。問題は

より政策判断の絡む立法支援分野だが、考え方として：

- ㉞ 日本側の提言の主要部分が、そのままラオス側に採用されることをめざす立場。
- ㉟ 日本側の提言が立法過程を通じて十分理解されることをもって目標達成とする立場。つまり理解水準に達しない場合には啓蒙活動・人材養成を含むさらなる努力課題が再設定されるべきだが、理解されたうえで政治過程の別個の政策判断により最終的に却下された場合には、相手国の主体的判断として結論を尊重する。したがってこの場合、先方の理解度、また最終判断の合理性が、評価（ないし研究）対象となることになる。
- ㊱ 日本側の提言が立法過程の一部で理解されれば是とする立場。立法設計は困難な課題であり、関係者すべてが高い専門性をもって理解することは難しい。先方の学界・行政担当などの一部にしっかりとした専門性が伝授されれば、一つの知的支援の成功例であると見なす（上原敏夫[2000]は若干この立場を見せている）。

などの異なる考え方がありえよう。筆者は㉟の立場を推奨したい。㉞は世銀など国際機関主導の支援が当然の前提とする立場だが、しかしながらかかる完全実現を目標とするためにかえって、逆に当初の目標の側を単純化したり簡素化してしまう傾向が、とくに国際機関のアジア諸国向け立法支援の多くの例で散見される（おそらく関係者が高い事後評価を得たいとするモチベーションが働いてしまうのであろう）。その結果、地場の政治過程や利益団体の介入などで法案が大いに歪められる契機を生み、当初目標は一応盛り込まれたものの政策効果が似て非なる折衷的立法が続出し、適用が頓挫する、といったアジア的法環境を悪化させるおそれがある。いっぽう、㊱の立場は消極的・悲観的に過ぎるであろう。いかに一部の理解者を一時的に形成しえても、彼らにとって日本の提言が自国の制度形成に何らかの現実的影響力を果たしているという感触を得られないかぎり、理解努力を継続するインセンティブは生じないであろうからである。この点、㉟の立場は立法過程での十分な影響力をめざすがゆえに、同時に、支援側が現地側の問題状況や国民意識に深く関心を寄せる気運を生むこととなり、結果として現地社会にとって受け入れられやすいテーラーメイドの立法支援につながっていく効果もまた期待される。

4 - 2 立法支援の各論

以上の日本の法整備支援の役割をめぐる一般論を踏まえ、以下では第2章で概観した主な経済関連法制を対象として、第3章で検討した既往の立法支援の問題点を参照しつつ、日本からの関与が期待される各論的な立法分野の課題について、ランダムな列举を試みる。対象として、まずラオス側へのヒアリング時に日本に既存法の改正支援を期待する分野として挙げられた「会社法」「契約法」「不法行為法」に言及し、また新規立法協力を期待された「地方自治法」、さらにラオス側が直接挙げてはいなかったものの、日本からの支援が必要かつ有益と目される分野として「土地法」「担保法」「競争法」「外資法」「知的財産権法」に言及したい。

なお以下の課題抽出に当たっては、上述のように日本の大陸法的知見を生かすべく、「自由主義モデル」に依拠する市場競争条件明示、および予測可能性を害しない形式での立法政策的配慮の組み込み、を基本的な立脚点としている。

4 - 2 - 1 会社法

現行の会社法分野は、既述のように1994年「事業法」の民間会社規定（合名会社・有限会社・公開会社）に該当するが、今後の課題として、これら現行規定自身についての不備改善、また企業設立要件とされる包括的な企業登録制度（会社の締結する契約や財務情報を含む）の現実的实施、また現状では民間会社規定の提供を受けない国有企業や国有・外資合弁企業をいかにイコール・フットिंगな市場競争条件に置いていくかといった問題がある。

まず現行規定の不備が目につく点として、「一人有限会社」（国有企業民営化過程のみならず民間企業家の利用も可能となっている）につき、経営監視機能の整備や一人株主の無限責任追及基準設定などを通じ、個人営業企業の会社成りないし有限責任濫用を阻む必要あり。日本で蓄積された法人格否認ほかの議論が有効に役立ちうると考えられる。一般の「有限会社」につき、公募・社債発行できず間接金融に頼る必要があるに拘わらず、資本充実原則や対債権者情報公開や取締役等の対第三者責任といった債権者配慮規定が乏しく、同会社類型を用いた経済活動活性化のためには充実が期待される（とくに融資契約上の義務付けによる財務情報公開といった契約自治の機能がアジア諸国の融資慣行で機能しない実態に鑑みて）。日本の有限会社法はこれらの点に配慮があり、よい参考例を提供しうる。「公開会社」では、せっかく採用したドイツ流の労使共同決定スタイルの階層性がバナンスを有効に機能させるために、パイロット・ケースを研究しつつ必要に応じた強行規定の追加が必要と想定される。またやはり資本充実配慮を始めとする債権者配慮を欠くが、公開資金調達を主流とするので配慮不要と考えるのであれば、別途、情報公開規定や監査規定が重視されるべきだが、皆無に近く（証券取引法の新設でカバーする意図か）会社法のあり方として完結していない。日本として共同決定方式へのコメントは十分なしえないところだが（ドイツなどに委ねられる）パイロット・ケースを通じて情報公開や監査役制度を研究し提言していく可能性は期待される。

いっぽう、企業登録制度は、個人営業企業から公開会社に至るすべての企業形態につき、融資・担保契約や財務情報などすべての重要事項を対象に構想されており、英米法系の企業登録制度を想定しよう。支援に際して、まずはこうした包括的制度が妥当であるのか、また同国ですでに法制化されたその他の登録制度（文書登録制度・不動産登記制度・担保登録制度）との重複回避や登録の法的効力の整合的設計はいかにあるべきか、など制度設計を再検討する必要がある。つぎに本制度をこのまま維持発展させていくとなれば、支援のポイントは、本制度を単なる行政への届出義務に終わらせず、実際に一般の検索利用可能な包括的情報公開制度として機能させる点にある（社会主義国の各種登録制度は得てして行政限りで公開されない例が多い）。そのためには情報処理面のコンピューター導入から登録官吏の人的訓練を含む、ハード・ソフト両面のテクニカルな協力が必要とされよう。

いっぽう、現状、民間会社規定の提供を受けない国有企業や国有・外資合弁企業をいかにイコール・フットिंगな市場競争条件に置いていくかにつき、「国有企業民営化」の方針と照らし合わせた考察が必要である。最小限のインフラ関連の大企業（一般市場競争条件と別枠で自然独占を前提とする）を除いては民営化を貫徹する意図なのであれば、現行の扱いのままでもよからう。しかし例えばヴェトナムのように中堅国有企業を工業化推進の主体として維持強化する意図があるならば（金子由芳[1999-b]）、行政裁量に服する国有企業法規定に依存するよりも、民間企業と同様の会社法規定（増減資・配当規制・情報公開・重役の対会社責任・対外責任など）のもとに置くことで、国家のいわゆ

る「ソフトな予算制約」への依存を断ち切ってこそ、独立した経済主体として発展の道がある。このことは、日系企業と国有企業との合弁事業が行政裁量支配を回避して自由に発展するためにも重要であろう。ラオス側の民営化方針を研究のうえ、日本側から政策対話の必要なポイントの一つと見られる。

4 - 2 - 2 契約法

ラオス側が現行の 1990 年「契約法」のどのような修正を意図しているのかは、ヒアリング時に確認できていない。しかしおそらくは隣国ベトナムと同様の悩み、すなわち社会主義法の体系を引きずる「経済契約」「民事契約」の二元化スタイルを解消するのか維持するのか、の問題がある。国際機関や外国コンサルの側からは、早期の解消が求められているに相違なく、代わって英米法系モデル（米国統一商法典タイプ）が international best practice として推奨されているはずである。ラオス側には国際的商取引ルールが自国の山岳農村生活の隅々にまで適用されていくことへの漠たる不安も手伝って、二元化スタイルの維持に拘泥する向きがあるであろう。しかし二元化スタイルを維持するとしても、経済の高度化に伴う「経済契約」分野の変質をいかに規制かつ誘導していくのかは別途問題で、現行わずか 65 カ条の「契約法」ではこの任に到底耐えられない。この点、ベトナムでは二元化スタイル維持の建前に従って 1997 年商法以下で「経済契約」の規制強化に乗り出していると思われるが、その結果、民法典の自由主義的姿勢に対してむしろ商法ないし「経済契約」のほうが行政規制が著しいという、擦れ現象が進んでいる（金子由芳 [1999-a]）。中国の 1999 年統一契約法が果たしたような一元化のほうが、より整合性の取りやすい解決の道であるかもしれない。

しかし、二元化か一元化かのドグマ論争はさておいて、これら社会主義国の悩みの本質はいずれも、市場経済化対応において資本主義取引の活性化課題と、経済的弱者配慮や不公正排除などの政策的介入課題とをいかに調整するかの政策選択の悩みである。ただしこうした悩みは、不完全競争下の取引コスト増大などいわば「市場の失敗」状況をいかに調整していくかという、まさに日本を含む先進資本主義国が一様に出合っている立法政策上の課題なのであって、必ずしも社会主義回帰として一蹴されるべきではない。まさに日本側から、民法典 100 年などを契機に高まった現代的議論をリアルタイムでラオス側に紹介し、ともにあるべき「契約法」充実の方向を論じ合うなかで、貢献を果たしながらも、日本へのヒントの逆流もありうる協力分野として期待される。

なおこの際、日本がベトナムで支援した民法典が上記二元論ドグマによって建前上「民事契約」分野に限った適用に貶められている現状に鑑みれば、中国流の民商一元化法を想定しながら、そこを土台に資本主義高度化課題と「市場の失敗」是正や社会開発的配慮との双方を織り込んでいくべく、日本民法学説の真髄を生かした高度な貢献が期待される。

4 - 2 - 3 不法行為法

1990 年「非契約性債務法」の改正ということになるだろうが、ラオス側としておそらく、わずか全文 18 カ条の同法を、米国の不法行為リステイトメントのごとくより詳細な形で、再度立法しなおす意図があるのであろう。この点、大陸法系の日本の立場からすれば、全文 18 カ条の現行法も判例による法解釈ルールが明示されていけば、法規として十分機能すると考えたいところである。しかしル

ールの態様は明解な理解に資するべきであるとするなら、立法が長蛇のリステイトメント形式で具体的ルール提示を行う方式のほうが、抽象的立法とそれについての裁判官（ないしラオスでは国会常務委員会解釈）による専門的な法解釈の組み合わせよりも、妥当であるのかもしれない。

より本質的な問題は、ルール提示の態様よりも、その中身である。既述のように、現行法ではまず不法行為の立証要件や責任の所在が不明確であり、方針の立て直しが必要である。被害者救済と経済活動活性化のいずれに比重を置いた設計が望ましいか、とくに一般原則適用場面と特殊原則適用場面（大企業による環境汚染など情報の非対称性などによる「市場の失敗」が起こりやすい状況での厳格責任化）との分類を意図するならば、どのような具体的な設計が妥当か、が検討の焦点であろう。さらにそうした方針のもとで、各論面の支援（過失認定の基準、因果関係立証技術、責任範囲の確定など）もまた広く求められるはずである。日本からの支援として、公害裁判などを通じて形成された不法行為理論につき、判例・学説のエッセンスを抽出しながらも、ラオスの経済社会に相応しい配慮を加味し、改めてリステイトメント方式の叙述に置き換えていくという、高度な作業が期待される分野と考えられる。

4 - 2 - 4 地方自治法

「地方自治法」の新設への支援は、ラオス側ヒアリングで真っ先に挙げた日本への支援期待分野であった。地方分権課題は、世銀が市場経済化指導の過程で当初から義務づけてきた項目の一つで、その趣旨は既存の各種立法に随時折り込まれてきているものの、基本法の立法はたしかに遅れていた。地方分権推進の趣旨は、近隣アセアン諸国でも同様に推奨される傾向と照らし合わせて鑑みれば、規制緩和の一環として推奨されているものであろう（例えば外資投資許可や資源開発利権などを中央関係官庁の複雑多様な許可手続や党政に取り込まれず地方レベルでワンストップ発給される便利さへの期待）。しかしラオスとしては後開発国としての産業政策課題や社会開発課題面の行き届いた設計実施のためにも、中央集権的な指導力をある程度維持したいところであろう。日本はアジア諸国の間で中央集権型の開発成功例としてつとに紹介されているゆえに（World Bank [1993]）、日本に助力を求める気運があるのではないか。

しかし中央政府主導型の開発国家としての日本モデルが、かなりの誤解を伴っていることは、日本経済研究者らが指摘しつづけているポイントである（例えば伊藤元重ほか[1988]は産業政策の効用以上に限界や失敗を指摘）。それと同様に、日本の地方分権が進んでいなかったとする認識も大きな誤解であろう。少なくとも、戦後の現行憲法のもとでの地方首長公選制度、そのもとで1960年代以降の革新知事時代の地方自治実質化、その結果として1970年代にかけて地方主導の公害対策圧力が高まるなか、企業が省エネ技術革新を経て次なる国際競争力獲得へと押し出されていった経緯は、アジアではまったく知られていない。東南アジア諸国の多くではいまなお、地方首長は中央・内務省から派遣という、日本でいえば戦前と同様のスタイルに終始している。

そこで「地方自治法」面での日本からの協力は、ラオス側の期待に踊っていたずらに中央集権スタイルの肯定に傾くことなく、他方で外資側の規制緩和意図に歪むこともなく、地方自治の本旨に沿って地方利益と民生重視に発した演繹的な立法設計が志されるべきと考えられる。その際に、日本では自明と考えられている状況をそのまま前提とするのではなく、ラオスの特殊な部分（県レベルの中央統

制、村落・少数民族単位の自立性など）、日本の特殊な部分（税源の中央集中・地方再分配スタイルでありながらなぜか地方の歳出決定権の自由度が高い、2000年地方自治促進法で廃止された機関委任事務は廃止前後とも中央派遣の国家公務員が担い続けている）などを洗い出し、照合するなどのかなり困難な専門的作業が必要と目される。

4 - 2 - 5 土地法

土地改革は世銀・オーストラリアの指導で推進されてきた経緯があり、ラオス側にはさらに日本の支援が必要な分野という意識は薄い模様である。しかしこの分野では2-3-4で述べたように、トレンズ式登記制度の公信力をもって権利確定する一連の改革が、経済的課題を優先するあまり土地利用における社会開発的・人道的側面を捨象している点への批判も多く、何らかの対処が必要であることはラオス側の認識するところでもある。また権利確定による過度の土地流動化がいたずらな土地投機気運を呼ぶならば経済的意味でもマイナスが大きい。こうした土地利用の諸問題解決に際し、日本からもいくつかのヒントないしオルターナティブを提示しうると考えられる。

例えば、日本の公信力のない登記制度はヒントの一つでありうる。トレンズ式システムは権利確定を早め取引活性化に資するとして近隣アジア諸国の多くで採用するところだが、現実には登記官吏の不正、ないしは誤謬を恐れての確定登記の延々たる遅延といった制度運用の限界に直面し、かえって取引の安全に混乱を来している（金子由芳[1998]第6章）。日本のように登記による公示内容とは必ずしも一致しない実体的権利関係の存在を前提する制度のもとでは、こうした限界は薄らぎ、登記の公示機能が少なくとも順調に機能しうる。つまり公示に依拠して経済取引を進めるかたわら、実体関係をめぐる紛争も捨象せず別途じっくり解決していくという、両面配慮が可能である。また売買や担保設定といった取引面で、トレンズ式システムは（とくにオーストラリアにおける広大な粗放的農地の確定と異なり収益集約的なアジアの土地利用にとっては）登記に依存しきって過度の土地流動化や担保依存型貸し込みを来す懸念があり、日本流に公示に依拠しつつも自己調査を要する慎重さを伴う制度がより望ましいのではないか。

あるいはトレンズ式システムの選択を継続するにしても、社会開発的配慮や投機阻止を果たしうる追加修正が別途必要で、この際、まずは日本のアジア地域研究者らによる近隣アジア諸国の土地改革に関する批判的研究の蓄積が有効に利用されてしかるべきである（環境経済・政策学界編[1998]；野村好弘・作本直行[1997]；水本浩・野村好弘[1996]；梅原弘光[1991]など）。例えば、世銀は国土利用の大部分を山岳地帯の焼畑耕作が占めるラオスにおいて、土地改革の模範として1986年以來のタイにおける焼畑耕作民への森林利用権証書の発行事業を想定している模様だが（World Bank[1995]p.4）、タイの同証書がいかに不正に乱発され森林伐採業者の不正な権利確定登記に利用されてきたかの過程は、日本のアジア研究が暴いてきた実態の一部である（鈴木忠徳[1997]）。またラオスの土地権利秩序は、一律に譲渡可能な所有権類似の権利（土地使用権）を定立するよう見えながら、じつは土地利用指定に応じて内容の異なる用途への転用を行政許可なくして禁じる方式を取ることで、土地行政が適切に運用されれば生計用農地の流出や過度な土地流動化といった問題に対応する余地があるが、同様に土地利用目的に応じて権利内容を規制する近隣の立法例（例：インドネシアの1960年農地法）は行政の運用緩和によって投機バブルを来した。日本のアジア研究の蓄積のなかから、よ

り行政裁量の幅を狭める制度設計例(例:マレーシア土地法下の公有地 leasehold の tenure 設定を通じた流通過程内在的土地管理、中国の 1998 年土地法改正下の土地利用計画の詳細化やインセンティブ・システムによる転用規制など。金子由芳 [1999-d] p.167) を抽出し、提言していく役割が日本に期待されよう。またいっぽう、日本の法学研究自体から抽出されるヒントとして、例えば明治日本の民法典論争過程で検討され捨てられた所有権類似の永小作権のように、行政判断を介さない、物権の内容的設計そのもののなかに政策的配慮を織り込んでいく方向も示唆を秘めている。

4 - 2 - 6 担保法

現行の担保制度は穴だらけと言っても過言でない。国際機関が昨今推奨する包括的担保登録制度を導入しているとはいうものの、そもそも担保権の実体的内容自体がなんら具体化されていないし、またそれゆえに登録制度の果たす役割もまったく不透明である(動産担保につき占有で対抗する質権や譲渡担保慣行などをいっさい認めず登録制度に一本化したのか、不動産担保は所有権移転型のいわば古式モーゲージなのかそれとも抵当権なのか、不動産登記と担保登録との関係は如何、など)。このように担保制度は、実体的内容を再構築する大掛かりな支援が必要である。

この際、ラオス側は EBRD モデル担保法を嚆矢とする国際機関モデルに従う意向なのではあるが(ベトナムも最近の担保法改革で同様の向きを示した、金子由芳 [2000-b])、EBRD モデル担保法はすでに過去に民商法を有しある程度の担保法秩序・慣行を伴うロシア東欧地域を想定して作られた点に留意が必要で、こうした蓄積ぬきで同モデルだけを導入しても、担保の対抗方法や実行方法(企業担保権の営業譲渡など)を設定した意味しかなく、実体的な一般原則も各論もゼロに等しい結果となって当然である(金子由芳 [2000-d])。ラオス国内ですでに存在する担保慣行(少なくとも農業金融や消費者金融が存在しよう)を研究しつつも改善しながら(例えばアジアにまま見られる一債権者の目的物独占慣行は癒着的取引体質を生み経済活動高度化に不適切)、また今後の政策上の必要性(例:中小中堅企業の金融獲得)にも配慮しつつ、日本が担保制度の実体設計に手を貸すことは、国際機関等のモデル担保法導入と対立するどころかその内容的欠陥を補っていく支援として肯定評価されるだろう。

4 - 2 - 7 競争法

ラオスはいまだ競争法(独占禁止法)を立法していない。ベトナムや中国といった近隣の経済体制改革諸国も同様なので、この面での掛け声は多くは聞かれない。むしろ、最近の開発政策が既述のように低開発レベルからのビッグ・プッシュを狙う現状のもと、とくにインフラ開発や資源開発といった重点分野では外資などに独占利権を提供し投資活動を勧誘する姿勢を見せているだけに、独占禁止や公正競争といった観念は現段階では配慮の必要がないと考えられている向きもある。

しかし 3 - 3 - 4 で触れたように、ビッグ・プッシュ再来型の開発政策がラオスの経済社会の現実に適合的であるかには疑問がある。また、市場経済化対応の法整備過程で、世銀等主流派がかたやグローバリズム対応型の規制緩和色の強い制度モデルを推奨しながら(3 - 3 - 3 にいう 自由放任主義モデル)かたや国家主導型産業育成を後押ししているとすれば(同 3 - 3 - 3 にいう 介入主義モデル)利権主義や腐敗の跋扈する予測可能性の低い投資環境を現出し、長期安定的な市場取引秩序の形成(3

- 3 - 3 にいう自由主義モデル)にとってはゆゆしき環境といわねばならない。こうした不透明な投資環境は、利権追求型投資家には有利でも、健全な製造業中心の直接投資促進には非常に不適切である。

少なくとも、日本からラオスへ進展しつつある投資は製造業など直接投資であり、これら投資家にとっての健全な投資環境を後押しする趣旨では、自由主義モデルの市場競争秩序創出は重要な課題である。「競争法」支援は日本にとっての関心事項というべきである。

なお近隣アジアでもアジア通過危機以降の IMF 指導過程で改めて「競争法」の新規導入や改善が開始しているが(金子由芳[2000-a])、その過程で日本(通産省)(現・経産省)にその産業政策優位の運用方法(適用除外立法など)につき支援を求める気運がある。ラオスもそうした期待を向けてこないとは限るまい。しかし(通産省自身が困惑しているように)日本では過去の独禁法運用に反省こそ語られてこそいるわけで、その足抜け技術を伝授する役割に応じる立場にあるまい。安易にアジア側の期待に便乗することなく、公正な運用のための詳細なガイドライン作成に地道に手を貸していくことで、アジア側の競争法アレルギーを解消していく役割こそ期待される。

4 - 2 - 8 外資法

日本人専門家の関与した簡素だが透明性の高い現行の 1994 年「外資法」については、上述のように運用の不透明化や改正議論もある。しかし日本側の姿勢としては、透明性の高い現行の姿勢を維持した改善となっていくよう見守る必要がある。

たしかに一概に外資導入と称しても、インフラ投資・資源開発投資と、製造業等の直接投資とでは、期待する市場環境のあり方が異なりうるし、ラオスが目下前者の投資促進を主流に考えているとすれば、運用変更・改正議論も理解できなくはない。前者は、独占的投資許可や豊富な公的支援などの利権追求志向に傾きやすく(アジア諸国の BOT 促進法の例に顕著、金子由芳[1997])、いっぽう後者は予測可能性を第一義とし、投資許可内容や優遇措置制度の多寡よりもその供与形式の一律性・透明性(裁量判断やパフォーマンス義務との交換条件などでない)を望む違いがあろう。問題はいずれの期待に奉仕することがラオス外資法にとって妥当な選択であるかだが、所詮は資源切り売り型の投資である前者は目下の手っ取り早い外貨獲得手段ではあろうが、長い眼で見れば、それら資源に付加価値をつけて輸出利益を増大させうるいわば輸出代替型の後者のほうが、長い目でラオスの貿易条件向上に結びつくことは自明に近いと考えられる。

とくにアセアン加盟により AFTA 時代を迎えるラオス(ゼロ関税化適用猶予期間は 2005 年末に終了してしまう)にとって、早期に輸出戦略を確立する必要性は大きい。すでに進出済みの日本企業の間で広がるラオスの投資政策の不透明性への不満を解消し、また戦略的高付加価値輸出分野の研究に余念のない日本関係者の努力(例えば JICA 専門家としてラオス商工業観光省を支援する海老原茂氏の研究は、2000 年前半にラオス企業 300 社を対象に実施した網羅的アンケートをベースに、繊維・家具・コーヒー・高級食材など地場資源を生かした戦略投資分野の抽出を意図)に報いるためにも、日本の法整備支援が透明性の高い外資導入政策の維持に資することが期待される。

4 - 2 - 9 知的財産権法

既述のようにラオスの知的財産権法の整備は遅れており、今後の課題である。ラオス政府の立法優

先分野リスト（表 2 - 2）には 2000 年の立法課題として載っているが、日本への支援期待分野として言及はなかった。おそらくは背景として、世銀・英米法サイドが WTO/TRIPS 協定はじめ昨今の国際合意が比重を置く著作権分野の整備に重心的指導を開始していようし、またフランス支援などが特許権以下のいわゆる工業所有権の整備に知恵を貸していることが想像に難くない。しかし知的財産権をめぐってはアジアならではの立法設計上の配慮が盛り込まれることが期待され、そのあたりに日本関与の役割は残ると考えられる。

すなわちアジア諸国は、自国製ソフトウェア著作権の侵害を問題にする米国などの強い圧力に応えて「著作権法」の内容上また適用上の充実を進めてきたが、その反面、外圧の少ない「特許権」「実用新案権」「意匠権」などの工業所有権分野では、制度整備による技術革新促進意図よりも、あえて制度整備を避けることで外国技術を安価に導入（ロイヤルティ支払いによる自己利用よりも直接投資による無償技術移転などを通じて）する姿勢が目立っていた。ラオスも同様の志向に立つ懸念がある。しかしこの点、ごく近年に至ってインドネシアやマレーシアなど一部の諸国で工業所有権制度の充実による自前の技術向上課題にめざめる動きがあり、とくにいわゆる小特許権や実用新案権など、世界的水準の最先端技術ではないが自国市場で独自の成功の見込まれる技術レベルで、自国産業の独自の技術向上を図っていこうとする気運が見られ始めている（知的財産権研究所 [1998] など）。ラオスにとってもこのような道は開かれているのであり、とくに上記のような自国資源を生かした戦略的な輸出分野の育成促進のためにも、適切な工業所有権保護による技術力向上政策は考慮されるべきである。

5 . おわりに

以上、本報告書では、ラオスの法整備状況の概観を踏まえて、日本からの支援に期待される役割や、具体的な支援分野を考察することを目的とした。ごく短期間の私的な情報収集しかなしえなかったために、入手できた法文資料の限界、また法適用の実態面に関する調査の限界などから、考察の不十分は筆者自身の認識するところだが、しかしながらラオス向け法整備支援の本格的開始前に、情報の粗ごなしを行い、今後の詳細支援プログラムの設計面になんらかの参考として役立てていただくという、初期の意図にはほぼ達しえたものと考えらる。

ラオスの法整備は、第 2 章で辿った経緯に見るように、すでに開始後 10 年ほどを経過し、多くの国際援助機関が関わるなか比較的ハイ・ペースで進んできた点が特筆されよう。この点、例えば隣国ヴィエトナムの法整備が同様に国際機関等の指導を受けつつも、比較的ゆっくりとしたペースで独自の草案を重ねながら検討を進めてきた経緯との対比で、より明白であろう。しかしこのような従順姿勢がしばらくで拙速で不整合な法整備、進めぬ法適用といった憂慮すべき現状を来していることもまた否めない。ラオスは社会主義体制改革の途上にあると同時に、低開発国状態からの開発という二重の課題を背負っている。こうした二重の重い課題を前にして、国際機関主導の開発政策ないし法整備支援は、ラオスの社会経済の状況にねざした慎重な政策配慮を伴う以前に、安易な形でロシア・東欧等における法制改革モデルや、中南米・アセアン諸国での経済法整備の経験をスライドして持ち込み、手のつけやすい分野から単行法を乱立していくというスタイルを重ねてきた。しかし世紀の変わり目を契機に、ラオスでは改めてこうした既往の法整備のあり方を見なおす気運があり、既往の重要法規群の改正計画を含む改革努力の再スタートが意図されている。こうした時期に日本の本格支援が開始することの意義は大きい。ラオス側と確かなスクラムを組み、共同作業でじっくりとした制度研究・政策研究から開始する支援体制を整え、今後のわが国の法整備支援プロジェクトのモデル・ケースともなりうるような挑戦となることが期待される。その際、本報告書の第 3 章で試みた法整備支援を貫く基本的政策選択の考え方、また第 4 章で試みた具体的支援体制の提案が、多少なりとも支援関係者の参考として役立つことを望む。

法分野毎の各論的な立法支援の焦点の絞り込みは（第 4 章で多少とも試みたが）本報告書の範囲では時間・紙幅の関係もあり十分な掘り下げに至っていない。今後の筆者の課題は、政策的に緊要性の高いと思われる特定分野を抽出し、ラオスの現状に相応しい政策配慮を研究しつつ、またラオスと近い諸国の立法例と照合しつつ、現実的な適用度の期待される詳細設計面の提案を積み上げていく作業と考えている。こうした作業が今後の支援プログラムの現実の展開と適切に連携しうるよう、引き続き研究努力を継続したい。

法文資料一覧

- 1991年「憲法」：米国大使館公訳“The Constitution of Lao People’s Democratic Republic”
- 1990年「財産法」：ラオス法務省非公式英訳“Property Law (27 June, 1990)”
- 1993年「文書登記に関する首相令」：ラオス法務省非公式英訳“Decree No.52/PM/1993 on Document Registration”
- 1990年「契約法」：ラオス法務省市販ラオス語“Kotmay wa duay khaw pukpan nai sanya”
ラオス法務省非公式英訳“Contract Law (27 June, 1990)”
- 1990年「非契約性債務法」：法律事務所 Dirksen Flipse Doran & Le 非公式英訳“Law on Non-Contractual Obligations (Tort Law)”
- 1994年「契約履行担保法」：ラオス法務省非公式英訳“The Secured Transaction Law”
ラオス商業省刊市販ラオス語“kotmay wa duay kankampakan kanpatibad sanya”
- 1994年「事業法」：ラオス法務省市販英訳“Business Law of Lao People’s Democratic Republic”
ラオス商業省刊行（1997）の市販ラオス語法文“kotmay-wa-duay-tulakit”
- 1990年「企業会計法」：ラオス法務省非公式英訳“Enterprise Accounting Law”
- 1994年「企業破産法」：ラオス商業省刊行市販ラオス語“kotmay wa duay kanlomlalay kong wisahakid”
- 1994年「外資促進管理法」：ラオス首相府外国投資管理委員会（FIMC）刊行の市販ラオス語・英訳対照法文 “kotmay wa duay kansongsem le kankum kong kanlongtun kongtangpatet yu satalanasuk pachatipatai pachachonlau/Law on the Promotion and Management of Foreign Investment in the Lao People’s Democratic Republic”
- 1994年「労働法」：ラオス労働省刊行市販英訳“Labour Law”
法務省刊経済関係法規集“Kotmay le nitikam nai kongked sedtakit (1997)”所収のラオス語法文“kotmay renggan”
- 1997年「土地法」：ラオス法務省非公式英訳“Law on Land”
- 1996年「森林法」：ラオス法律事務所 Dirksen Flipse Doran & Le 非公式英訳“The Forestry Law”
- 1996年「水・水資源法」：ラオス法律事務所 Dirksen Flipse Doran & Le 非公式英訳“The Water and Water Resources Law”
- 1997年「電力法」：ラオス法律事務所 Dirksen Flipse Doran & Le 非公式英訳“The Electricity Law”
- 1997年「鉱物法」：ラオス法務省非公式英訳“Mining Law”
- 1999年「環境保護法」：ラオス法務省刊行市販ラオス語“Kotmay wa duay kanpokpak raksa singwedlom”
- 1989年「刑法典」：ラオス法律事務所 Dirksen Flipse Doran & Le の非公式英訳“The Penal Code”
- 1989年「刑事訴訟法」：ラオス法律事務所 Dirksen Flipse Doran & Le 非公式英訳“Criminal Procedural Law”
- 1989年「裁判所法」：ラオス法律事務所 Dirksen Flipse Doran & Le 非公式英訳“The Law on the Peoples Court”
- 1990年「民事訴訟法」：ラオス法務省非公式英訳“Civil Procedure Law”
- 1994年「経済紛争処理令」：ラオス法務省非公式英訳“Decree No.106/PM/1994 on the Settlement of Economic Dispute”
- 1995年法律第4号「租税法」：ラオス大蔵省刊行市販非公式英訳“Tax Law (Unofficial Translation)”

参考文献一覧

- 伊藤元重ほか [1988] 『産業政策の経済分析』 東京大学出版会
- 上原敏夫 [2000] 「法整備支援における法概念 - 民事訴訟法を中心として」 比較法学会 『比較法研究』 62 巻
- 梅原弘光 [1991] 『東南アジアの土地制度と農業変化』 アジア経済研究所
- 嘉数啓・吉田恒昭 [1997] 『アジア型開発の課題と展望』 名古屋大学出版会
- 金子由芳 [1996] 「インドシナ諸国の外資法」 国際商事法務 24 巻 6 号
- 金子由芳 [1997] 「アジア諸国の BOT 法の傾向について」 国際商事法務 25 巻 10 号
- 金子由芳 [1998] 『アジア法の可能性』 大学教育出版
- 金子由芳 [1999-a] 「ベトナムの経済契約をめぐる問題状況」 広島法学 22 巻 2 号
- 金子由芳 [1999-b] 「投資自由化時代に臨むベトナム外資法の課題」 アジア経済 40 巻 7 号
- 金子由芳 [1999-c] 「ベトナムの担保制度をめぐる改革課題」 広島法学 23 巻 2 号
- 金子由芳 [1999-d] 「タイ金融構造改革をめぐる制度選択の現状」 アジア研究 45 巻 3 号
- 金子由芳 [2000-a] 「インドネシア競争法の立法動向」 広島法学 23 巻 3 号
- 金子由芳 [2000-b] 「ベトナムの担保付取引に関する新政令」 国際商事法務 28 巻 6 号
- 金子由芳 [2000-c] 「タイ通過危機後の金融・企業改革の課題」 『東アジア経済と日本』 ミネルヴァ書房
- 金子由芳 [2000-d] 「アジア危機後の担保制度改革に見る法整備支援の課題 - インドネシア・タイ・ベトナムを例に - 」
(APEC 研究センター日本コンソーシアム第 6 回研究集会報告資料)
- 環境経済・政策学界編 [1998] 『アジアの環境問題』 東洋経済新報社
- 国際協力事業団国際協力総合研修所 [2001] 『金融に関する政策支援方協力基礎研究検討会報告書』
- 国際協力事業団ラオス事務所 『ラオス事務所概要』
- 鈴木忠徳 [1997] 「地域住民による森林の管理と利用」 (野村好弘・作本直行 [1997] 『発展途上国の環境政策の展開と法』 アジア経済研究所
- 鈴木基義 [1999] 「ラオス外国投資環境の実体と提言」 三重大学法経論叢 17 巻 1 号
- 知的財産権研究所 [1998] 『アジア諸国における知的財産保護』 通商産業調査会
- 千葉正士 [1998] 『アジア法の多元的構造』 成文堂
- 名古屋大学 [2000] 「国際シンポジウム：“アジア法整備支援”と国際協力」(2000 年 9 月 13・14 日開催シンポジウム報告資料集)
- 日本外務省 [2000] 「ラオス国別援助方針」 『我が国の政府開発援助の実施状況・1998 年度に関する年次報告』
- 野村好弘・作本直行 [1997] 『発展途上国の環境政策の展開と法』 アジア経済研究所
- 比較法学会 [2000] 『比較法学』 62 巻
- 広中俊雄・星野英一 [1998] 『民法典の百年 I-IV』 有斐閣
- 水本浩・野村好弘 [1996] 『アジアの不動産法制 1・2』 日本住宅総合センター
- 安田信之 [2000] 『東南アジア法 (ASEAN 法 / 第 2 版)』 日本評論社

Adelman, I. & Morris, C. T. [1993] *Economic Growth and Development Countries*, Stanford University Press

Asian Development Bank, *Law and Development Bulletin* 各号

Asian Development Bank [1995] “IN.133-65, Lao People’s Democratic Republic: Economic Update”

Asian Development Bank [1997] “Legal and Judicial Reform in Asia: Agenda for the New Millennium,” Discussion Materials for Roundtable Meeting of Chief Justices and Ministers of Justice, Aug.1997

Bianconi, J., [1995] “Projet de L’Organization des Judridictions de L’Ordre Judiciare de la RDP Lao”

IMF [1998] “IMF Press Information Notice No.98/48”

Lao PDR-UNDP [1995] “Building a National Legal Framework (Lao/95/002)”

Ministry of Justice of Lao PDR [1996] ”Summary of the Implementation of the Ministry of Justice’s Five Year Plan (1991-1995) and Plan Activities for 1996-2000”

Rose, Carol V. [1998] “The New Law and Development Movement in the Post-Cold War Era: A Vietnam Case Study,” *Law & Society Review*, Vol.32, No.1, 93-140

SIDA (Swedish International Development Cooperation Agency) [1996] “Project Document: Development of the Lao PDR Judiciary”

UNDP [1997] “Assessment of the Lao Legal Framework,” UNDP-Lao

UNDP [1997-b] ‘Country Comparisons on Highland Peoples Development Issues – Lao PDR,’ background document at Highland Peoples Program – Regional Workshop, April, 1997,

USAID [1998] by Hammergren, “Code Reform and Law Revision,” USAID-PN-ACD-022

World Bank [1988] “World Bank Report No. 7188-LA: Lao PDR Country Economic Memorandum”

World Bank [1990] “World Bank Report No. 8532-Lao: Lao People’s Democratic Republic Issues in Public Economics”

World Bank [1991] “World Development Report 1991”

World Bank [1993] *The East Asian Miracle*, Oxford University Press

World Bank [1995] “Lao PDR- Land Title Project: Project ID-LAPA4208”

World Bank [1996] “World Development Report 1996: From Plan to Market”

World Bank [1997] “World Development Report 1997: The State in a Changing World”

World Bank [2000] “Proceedings at the Symposium on Comprehensive Legal and Judicial Development towards an Agenda for a Just and Equitable Society in the 21st Century, June 5-7, 2000, Washington, D.C.”

World Bank : Legal Department [1995] “The World Bank and Legal Technical Assistance: Initial Lessons,” World Bank Policy Research Working Paper 1414

1994 年法律第 3 号「事業法」(私訳)

第 1 編：総則

- 第 1 条 : 事業法は国家の調整する市場メカニズムに沿って市場経済を発展させる趣旨で、すべての事業分野に投資するあらゆる経済部門を促進することを目的とする。
- 第 2 条 : 製造・輸送・建設・商業・サービス分野の事業に投資する国内および外国の事業者の権利・利益はラオス人民民主共和国の法によって保護される。
- 第 3 条 : ラオス市民、外国人居住者、国籍なくしてラオス人民民主共和国に居住する者、および移民はすべてラオス人民民主共和国の法に従い事業活動に参加する権利がある。
- 第 4 条 : 企業とは、事業を行う目的で設立された事業単位である。ラオス人民民主共和国では次の 4 種の企業がある：民間企業、国有企業、集団企業、合併企業（国有企業と国内または外国主体との合併、また民間企業と国内または外国主体との合併）。企業には次の二つの形態がある：個人営業企業、会社。
- 第 5 条 : すべての経済部門の企業によるあらゆる事業活動は、相互依存し、かつ法の前に平等な条件で競争を行う。
- 第 6 条 : 資本、および企業の適法な権利・利益を含む資産は、法により保護される。
- 第 7 条 : すべての企業は労働者の権利・利益を保護し、環境を保全し、国家への義務を履行し、認められた分野と権限の範囲で事業活動を行い、会計規則や銀行規則に従う支払いを実施する義務を負う。
- 第 8 条 : この事業法は 100 万キップ以上の登録資本を有する事業について適用される。

第 2 編：事業者・事業活動条件・有価証券

第 1 章：事業者

- 第 9 条 : 事業者とは業として事業活動を行う人である。
- 第 10 条 : 仲介とは、個人・法人を問わず、事業者同士または事業者と顧客との関係を代表し取り次ぐ事業者である。仲介は、代理と仲買を含む。
代理とは、事業契約を交渉し締結する個人または法人である。
仲買とは、いずれの当事者の代理ともなることなく事業者間の契約交渉の賠償や締結について他人の利益のために行為する個人または法人である。
- 第 11 条 : 業として事業活動を行うことを禁じられる者は以下のとおり：
18 歳未満の子供；
無能力者；
判決により事業活動を禁じられた者；
特別の許可なき公務員。

第 2 章：事業活動の条件

- 第 12 条 : ラオス人民民主共和国の法律規則に反する事業は禁止する。

第 13 条 : 国家の防衛・経済・社会にとってとくに重要な事業は、国家の特別管理のもとに置く。例えば：石油・電力・水道・通信・木材木材製品・鉱山鉱物・食品・薬品・化学物質・アルコール・タバコに関する事業である。加えて、政府は国家管理事業分野を適時定める。

第 14 条 : ラオス市民だけがとくに参入可能な事業分野は政府が別途定める。

第 3 章 : 有価証券

第 15 条 : 有価証券は、金融機関に関する規則に従う支払いについての交換性のある融資契約書類である。有価証券は 4 分類される：約束手形、(譲渡性)預金証書、為替手形、小切手。
約束手形とは個人が他人に確定期日の支払いまたは担保提供を約する支払い債務証書である。(譲渡性)預金証書とは銀行における預金証書である。
為替手形とは債権者が債務者に確定期日において手形上に言及された第三者への支払いを要求する仕組みの債権回収請求書である。
小切手とは銀行預金者が銀行に定額を小切手保有者またはその他に支払うよう指図する書類である。

第 3 編 : 事業活動の機構

第 1 章 : 企業の設立と登録

第 16 条 : 企業の設立を意図する者は、企業の設立・登録の申請を商業行政当局に提出する。企業設立・登録申請の手続は、それぞれの事業分野毎に決められる。

申請を受けた商業行政当局ないしその他の所管当局はすぐに検討を行い、申請を受け取ってから 60 日以内に回答する。

すべての企業は適切に登録されてはじめて適法に設立あったものと認められる。

第 17 条 : 企業登録は「企業登録簿」において適順かつ組織的な登録がなされねばならず、すべての契約・定款・債権者の知る企業情報毎に登録される。登録後のすべての変更、例えば定款変更・解散・清算は、企業の責任ある者によって通知され、企業登記簿に変更記載がなされねばならない。

第 18 条 : 企業登録後、財務部門に対して歳入関係の登録が行われなければならない。

歳入登録により、財政関連法規に従う毎年の(納税)義務の達成が監視される。

第 19 条 : 企業設立が許可されると、企業は規則に従い自己の名称を表示することができる。もし企業が設立許可から 1 年以内に事業を開始しなかった場合、事業許可は、以後無効となる。

第 2 章 : 企業の一般原則

第 20 条 : 会社は、2 者以上の人または法人によって、財産・資本・労働の動員により事業活動を実施し純利益を分配する契約に基づき設立される。

有限会社は、1 名の自然人または法人によって設立されてもよい。

第 21 条 : ラオス人民民主共和国では次の 3 種類の会社がある :

合名会社 ;

有限会社；
公開会社。

第 22 条：会社は、出資を行う者の間で締結される、会社契約と称する書面の契約に基づき設立され、かかる契約は、一人有限会社の場合を除き、ラオス人民民主共和国の契約法およびその他の法律に適合しなければならない。かかる契約は出資者間の関係の基礎をなす。
会社設立のための出資に関する契約に参加する人・法人は、資本提供者または株主たるを選べる。

資本提供者とは、合併会社への投資者や有限会社・公開会社の発起人である。

株主とは、自然人・法人を問わず、有限会社・公開会社についてのその他の出資者である。

第 23 条：会社の資本金は、資本提供者および株主の出資からなる。会社の資本金は固定資産および現金からなる。

第 24 条：有限会社、一人有限会社、および公開会社は、純利益の 5～10%を準備金として積み立てねばならない。

準備金や引当金は会社の定款で定める。

第 25 条：資本提供者と株主は以下の権利・義務を有する：定款に従い会社の運営に貢献する；会社の運営について通知を受ける；会議に参加し投票する；配当を受け取る；会社に出資し適時に払い込む；会社形態に応じた会社責任を負担する。

第 26 条：会社は、個人営業企業のごとく会社所有者のために経営されてはならず、法人としてこれを経営する。会社は登録の日から法人格を得る。

会社は法人格取得に伴い：会社形態を明示した会社名；本店所在地；会社財産；権利義務の行使や司法手続において自然人同様に被告・原告たりうる能力、を得る。

第 27 条：すべての会社は以下の内容を含む書面の定款を有さねばならない：出資者の氏名・職業・国籍・住所；会社の名称・目的・存続期間・本店所在地；会社の組織体制と経営陣；配当分配と損失負担の原則；会議・決議の手續；解散・清算；紛争解決。

第 28 条：事業活動の過程で、会社は経済的条件の変化に応じて、定款変更・増資減資・合併や分割・会社形態や会社目的の変更、などの修正を行うことができる。

いかなる会社の修正も、資本提供者と株主総会の承認を得なければならない。

いかなる会社の修正も、企業登録簿への記載のために主管行政に通知され、また共同資本提供者・株主・大衆に公知されねばならない。

会社の修正は、修正原因の発生から 1 年以内になされねばならない。

第 29 条：会社の増資は、準備金の取り崩しで現行資本金の額を増大させる方法と、会社債権者や株主に出資を求め株式の数を増加させる方法がある。株式の数を増やす方式の場合、既存の共同資本提供者や株主が優先権を持つ。

公開会社だけが、公開市場で資本調達し、また社債発行をなしうる。

減資は、株式の額や数の減少によって行う。

第 30 条：会社の合併は、つぎの二つの方法で可能である：2 社以上の会社がともに新設会社を設立する；2 社以上の会社がいずれか一方に吸収される。

合併は会社形態が同一の会社間でも、異なる会社間でも可能である。

会社分割は、一社を会社形態が同じまたは異なる複数の会社に分割することである。

第 31 条 : 会社はその会社形態を他の形態に修正しうる。会社形態の修正は新たな法人設立とは見なされない。

会社形態の修正は新たな会社形態に適用される規則、例えば資本金・資本提供者・出資者に関する規則に従ってなされる。

会社形態の変更は、会社の既往の債務に影響しない。会社形態の変更は、資本提供者・株主の総会で承認された場合にかぎって資本提供者・株主の責任を増大させる。

第 32 条 : 会社の解散は、会社運営の全面的停止である。会社は確定期日に、あるいはその前に解散しうる。会社の解散は主管行政、共同資本提供者、株主、大衆に通知されねばならない。

会社は以下の理由で解散できる：定款で特定した期間の終了；会社目的の達成；資本提供者や株主による期限前の終了；会社目的に違反した運営；損失により運営継続不能；会社契約の終了；裁判所の命令による解散；破産。

以上に加えて、合名会社は、破産、資本提供者に関する裁判所の事業活動禁止決定や行為無能力や死亡、その他定款で記載する場合に、解散できる。

第 3 章：民間企業

第 33 条 : 民間企業は、個人または法人により営利目的で設立される事業単位である。

民間企業は以下の 2 種類がある：個人営業企業、会社。

第 1 節：個人営業企業

第 34 条 : 個人営業企業とは、最低資本金 100 万キップ以上で、会社の全責任を単独で負担する個人によって設立される。個人営業企業は、その所有者のために経営される。

第 35 条 : 個人営業企業の名称は、その所有者ないし事業分野の名前でもよいし、その他でもよい。企業の文書は明確に「個人営業企業」であることを示さねばならない。

第 36 条 : 個人営業企業の所有者は、みずから企業を運営しても、他人に経営を委ねてもよいが、後者の経営につき所有者が責任を負担する。

企業所有者は利益処分その他について決定権を有する唯一の主体である。

第 37 条 : 個人営業企業は、主管行政の事前許可と企業登録局担当官への通知を条件として、その目的や事業分野を修正しうる。個人営業企業の所有者は、企業登録局担当官に解散を申請しうるが、同時に債権者に通知し会社債務全額の支払いを確保せねばならない。

第 2 節：合名会社

第 38 条 : 合名会社は、共同資本提供者間の信託関係に基づき設立される会社である。合名会社の共同資本提供者は事業者であり、会社の全債務について共同して無限責任を負う。

第 39 条 : 会社は共同資本提供者のいずれかの名前その他を会社名称として用いうるが、必ず「合名会社」と挿入しなければならない。

会社の資本金は共同資本提供者の出資から成る。かかる出資は現金、現物、労働、または知的財産権でなされ、金銭評価される。

出資とその払込は会社経営陣の決定に従ってなされる。

合名会社の持分は譲渡不能である。

第 40 条 : 共同資本提供者は、定款で異なる定めをしないかぎり、すべて共同経営者たりうる。

経営者が共同資本提供者ではない場合、経営者の指名は、定款で異なる定めのないかぎり、全共同資本提供者の全会一致で行われねばならない。

第 41 条 : 定款で異なる定めをしないかぎり、経営者は、共同資本提供者との協調で、会社利益のために経営活動を行う権限を有する。

経営者の会社外の第三者に対する行為で会社目的に関連するものは、会社の責任となる。経営者は経営上の個人的過失、例えば権限逸脱や定款違反により、会社に損失を与えた場合は、会社に対して責任を負う。

経営者が共同資本提供者でもある場合、自己を除く共同資本提供者全員の同意なくして解任されない。

経営者が共同資本提供者ではない場合は、定款の定めに従い解任される。

第 42 条 : 合名会社は監査役を置くことができる。監査役は会計を統括し、その正確性、また会計書類に関する原則・規則に適合的であることを認証し、共同資本提供者の総会にこの旨報告する。

監査役は総会で指名される。

第 43 条 : すべての共同資本提供者は次の権利・義務を有する：会社経営への参加：配当受領：会社運営に関する報告を受けること：監査役の報告を受けること：年次総会の少なくとも 15 日前までに関連書類を受領すること：経営者に対して会社経営に関する質問・意見を書面で提示すること；会議に出席し投票すること。

共同資本提供者は、合名会社の設立前か設立後だが反対意見のなかった場合でないかぎり、合名会社と同じ事業分野で事業を行う権限はない。

すべての共同資本提供者は会社債務につき連帯して無限責任を負う。新規参加の資本提供者は会社の既往の債務にも責任があり、いっぽう会社から退社後の元資本提供者は退社前の会社の債務について引き続き責任を負う。

第 44 条 : 資本提供者の会議は、少なくとも年 1 回開催されねばならない。経営者は会議を主催し、また開催の少なくとも 15 日前までに議題を通知する。

資本提供者会議は、会社活動、すなわち経営者の任命・解任、経営者の任期や給与、会社の財務規定、監査役指名、年次財務諸表の承認、持分譲渡、会社の継続や解散、定款変更、について検討せねばならない。

合併会社の重要事項の決定は、定款で異なる定めのないかぎり、資本提供者会議の全会一致で決定されねばならない。

全会一致決議を要する事項は：資本提供者でもある経営者の解任（本人を除く）；資本提供者でもある経営者の解任や資本提供者の一人が事業者でなくなった際における会社の存続・解

散をめぐる検討；資本提供者以外への持分の譲渡；会社定款の修正。

第3節：有限会社

- 第45条：有限会社は、会社資本金が2、3名以上の発起人が保有する等価値の株式に分割された形態の会社である。有限会社の出資者は20名を超えてはならず、各自は会社債務につき、引受済み未払込み株式の金額を超えて責任を負わない。
- 第46条：有限会社の株式は現金または現物で払込みが可能である。現物出資は会社設立時に提出され、会社設立総会の持分出資管理委員会で評価されねばならない。現金出資の50%以上は会社設立時点で払い込まれねばならない。その余は会社登録から2年以内に払い込まれねばならない。
- 第47条：有限会社の株式は会社の内外の者に譲渡可能である。会社外の者への株式譲渡は、会社資本金の3分の2を代表する株式保有者によって承認を要する。
有限会社の株券は譲渡不能である。
- 第48条：有限会社の名称はその事業目的や事業分野と関わるものでよいが、必ず「有限会社」の語を挿入しなければならない。
会社の最低登録資本金は、政府が特定事業分野について別途定めないかぎり、500万キップ未満であってはならない。
会社は会社登録後にはじめて出資された資本金を用いることができる。
- 第49条：有限会社は一人以上数名の経営者によって経営される。
経営者は、株主総会で、またはその他定款の規定する方法で指名される。経営者は株主であっても、外部者であってもよい。
経営者の任期は会社設立総会時にないしはその後の運営過程で、株主総会で決定される。
経営者の報酬は定款の規定または株主総会の定めるところ（ママ）に従い決定される。
- 第50条：経営者は会社を代表して署名する。会社目的に適合しない署名は、会社のために無効と見なす。経営者は定款の定める会社目的に適合した事業活動、例えば融資獲得や信用供与といった活動を行う権限を有する。
経営者は、定款に異なる定めのないかぎり、株主との連携で、会社利益のためにあらゆる経営活動を行う権限を有する。経営者は株式総会の決定を実行する。
経営者は会社活動を行うにあたり能力のかぎりを発揮する義務を負い、会社の規則や定款に反する行為をなす権限はない。
- 第51条：経営者は、本法や会社定款に違反しまたは会社経営上の過失により会社に損失を与えた場合、会社に対し、また第三者に対し、法律の定めに従い責任を負う。
経営者は会社資本総額の過半数を代表する株式総会の決定により、解任される。
- 第52条：資本金1000万キップ以上の有限会社は監査役を置く。
監査役は、公認会計士団体に登録した会計士の名簿のなかから、株式総会で選択し指名される。
監査役は任期3年で再任可能である。

監査役の義務は以下のとおり：会計監視と会計書類の正確性の認証；年次社員総会に報告を行いこの際 15 日以上前までに要約を送付する；関係するすべての部局に関連書類を要求する。

株式総会は監査役の報酬を決定する。

監査役はこれらの義務遂行にあたって、法律、および公認会計士団体の定める倫理的行動規範を遵守する。

監査役はその業務を独立して行い、裁判所決定か公認会計士団体によってのみ解任される。

第 53 条：社員は以下の権利・義務を有する：出資した株式に応じて配当を受け取る；会社活動につき多様な通知を受ける；年次総会の 15 日以上前までに関連書類を受領する；経営者に対して会社経営につき文書で質問・意見を提起する；株式総会に出席し一株につき 1 票の投票を行う；会社資本金の半数を代表する株主は総会招集権を行使する；株主は持分を回収しえないう譲渡をなしうる；株式は適時に払込を行う；株式の会社債務に関する責任は未払込み分の持分を超えない。

第 54 条：株主総会は年に最低 1 回開催する。加えて、会社事業上の必要に応じて開催される。

総会は、出席する株主またはその代理が会社資本金の過半数に達した場合にのみ開催しうる。

経営者は総会を招集し、その開催の遅くとも 15 日前までに総会の議題を通知する。

加えて、総会の招集を行う権限は以下の者にある：監査役；会社資本金の過半数を代表する株主；株主の申請により裁判所の指名した者；会社経営危機にあたり裁判所が指名した会社の暫定経営者；清算管理人。

株主総会の決定は、会社資本金の過半数で承認された場合に有効となるが、定款の修正や新たな株主の承認については会社資本金の 3 分の 2 の承認を要する。

第 55 条：株主総会の義務は以下のとおり：経営者の指名・解任；監査役の指名；過年度と翌年の会社活動の承認；年次貸借対照表の承認；配当の分配の承認。

第 56 条：株主総会は、会社資本金の 3 分の 2 を代表する株主の商人により会社の定款を修正しうる。

第 57 条：一人有限会社とは、1 者で設立する事業単位で、最低資本金 500 万キップを有さねばならない。この者は会社登録資本金の範囲内でのみ会社債務につき責任を負う。

一人有限会社の唯一の株主は、個人であっても法人であってもよい。一人有限会社の唯一の株主が個人である場合、1 者以上の一人有限会社を設立してはならない。

第 58 条：一人有限会社の経営者は、株式であっても第三者であってもよい。株主が法人である場合、経営者は第三者でなくてはならない。

株主である経営者の場合、会社のすべての活動を実行し、すべての事柄を決定する権限がある。株主でない経営者の場合、会社の重要事項を決定する際には、会社定款の定めにしたがい株主の事前承諾を得なければならない。

経営者の決定は定款に従い会社登録（ママ）に登録される。

第 59 条：一人有限会社の株主は、第三者に会社活動のすべてまたは一部を委任することができる。

一人有限会社の株主が死亡した場合、定款に異なる定めなきかぎり、会社はその相続人（達）によって存続される。一人以上の相続人がいる場合、一人有限会社は一般の有限会社に変わ

り、また相続人がいない場合のみ清算が行われる。

本法の第 57 条と第 58 条に定めた規則や原則以外には、一人有限会社の設立と活動に関しては、一般の有限会社の規則や原則に適合しなければならない。

第 4 節：公開会社

第 60 条：公開会社は、少なくとも 7 名以上の発起株主の間の等価値の株式の分配によって設立される会社形態で、これら発起株主は未払込株式の範囲で会社債務に責任を負う。

株主は事業者でなくてはならない。

第 61 条：公開会社の株式は現金または現物で払い込まれる。

株式の払込が現金でなされる場合、会社設立の日において株式金額の最低 25% が払い込まれねばならず、その余は「業務評議会」の定めに従い会社登録から 3 年以内に払い込まれねばならない。

現物でなされる払込は、会社の出資管理委員会または設立総会で評価され、引受け時点で即払い込まれねばならない。

会社の一株の価額は 1 万キップを超えてはならない。

第 62 条：公開会社の株式は、会社の内外の者に譲渡可能である。社外の者への株式譲渡に際しては、「業務評議会」に対して譲渡から 7 日以内に通知をなさねばならない。

公開会社の株式は譲渡可能である。

第 63 条：公開会社の名称は事業分野やその目的その他に関連してよいが、必ず「公開会社」の語を用いねばならない。

公開会社の資本（ママ）は、発起出資や株主の出資に加えて、公開市場で調達され、また社債発行によることができる。会社は適切な登録を済ませてのちはじめでこれら資本を使用しうる。

公開会社の最低登録資本金は、政府が特定事業分野についてとくにより高い金額を設定しないかぎり、5000 万キップである。

第 64 条：公開会社の経営は、5~7 名で成り立ち、そのうち 1~2 名の労働者代表を含む「業務評議会」によって行われる。

「業務評議会」の成員は 3 年の任期を有する。成員は株主通常総会で指名され解任される。

「業務評議会」の成員は再任可能である。

第 65 条：「業務評議会」の成員は、労働者代表以外は、株主でなければならない。

「業務評議会」の成員は会社を代表し、また「業務評議会」を代理して行動する権限を有する。労働者でもある「業務評議会」成員は、従業員一般と同様の保険その他の便益を得られる。

「業務評議会」成員の報酬は、定款によりまたは株主総会により決定される。

第 66 条：「業務評議会」は以下の権利・義務を有する：会社の一般的活動につき決定する；「業務評議会」会長を選任する；「業務評議会」の会長や成員また取締役の報酬を決定する；会社の会計を管理し経営陣に報告する；保証を承認する；株主に書類を送付する；緊急総会やその他

の会議を招集する。

第 67 条 : 「業務評議会」は事業上の必要に応じて適時会議を招集する。「業務評議会」は成員の半数以上の出席で開催される。

「業務評議会」の招集権を有するのは、「業務評議会」会長；会長が招集を行わない場合に少なくとも「業務評議会」の成員の 3 分の 1 の同意で。

「業務評議会」の議決は出席した成員ないしその代理の単純多数決で決する。賛否同数の場合は、会長の票で決する。

第 68 条 : 「業務評議会」の成員は、立法・規則の違反また会社経営上の過失により損失を来した場合、会社に対して、また社外第三者に対して連帯して民事責任を負う。かかる損失が「業務評議会」の特定の成員によって引き起こされた場合、その成員が単独で損失に責任を負う。加えて、「業務評議会」は刑事訴訟における刑法犯としての責任も負いうる。

第 69 条 : 「業務評議会」は成員のなかから会長を選任する。法人は「業務評議会」の会長となりえない。会長の任期は他の成員と同一で、定款に異なる定めなきかぎり再任可能である。

「業務評議会」の会長は「業務評議会」によって解任される。

「業務評議会」会長の不在の際は、「業務評議会」の決定により「業務評議会」の他の成員が代行する。

第 70 条 : 「業務評議会」の会長は議事を司る。

加えて、「業務評議会」会長の権利・責務の詳細は会社定款で定める。

会社の社外第三者との関係でのすべての行動は、当該第三者が会長の行動が会社目的に反していることを知っていたと会社側が立証した場合を除き、会社の責任となる。

会長は「業務評議会」の承認があった場合のみ会社を代表して保証を提供しうる。

会長は他の「業務評議会」の成員と同様に本法第 68 条の責任を負う。加えて、会長は会社活動を行う過程の個人的過失について自ら責任を負う。

第 71 条 : 「業務評議会」は会長の提案に基づき、ある者を「取締役」として選出する。

「取締役」は「業務評議会」の成員のなかから選択しても、それ以外から選択してもよい。「業務評議会」会長は「業務評議会」の提案があれば自ら取締役となり、「会長取締役」と称されうる。

「取締役」は「業務評議会」の成員のなかから選択しうる。「取締役」の報酬は「業務評議会」によって決定される。「業務評議会」の成員でない取締役の任期と責務は「業務評議会」が決定する。「業務評議会」の成員である「取締役」の任期は 3 年間で再任されうる。

「取締役」は会社の一般的活動を指揮し、会社目的に従って事業活動を行う責任を有する。

第 72 条 : 株主総会は、公開会社の最高権限機関である。

総会には次の二つがある：通常総会；臨時総会。

第 73 条 : 通常総会は会社活動に関する事項の検討のために最低年 1 回開催される株主の会議である。通常総会は以下の者が招集しうる：「業務評議会」；「取締役」；監査役；清算人；会社の全株式の 3 分の 2 を代表する株主；株主の要求で裁判所が指名する者。

会議の通知と議題は開催の少なくとも 15 日以上前までに株主に送付されねばならない。

通常総会は全株式の少なくとも半数の株主またはその代理の出席があった場合に開催される。会議が開催されないとき、第2次招集がかけられ、この場合出席人数を問わず開催されうる。通常総会の決議は参加株主の株式総数の過半数で決する。投票は一株一議決で行う。

第74条：通常総会は以下の権利・責務を有する：会社活動・利益と配当処分の提案につき「業務評議会」の報告を受ける；監査役の報告を受ける；会社の過去の活動と将来計画を承認する；年次貸借対照表を承認する；配当分配を承認する；「業務評議会」の成員を選任・解任する；監査役を指名しその報酬を決定する；「業務評議会」に通常総会を代理して特別任務を委任する。

第75条：臨時総会は、役員任期延長や会社資本金の増資・減資などにつき、会社定款の変更を検討する場合に招集されうる。

臨時総会の招集手続は通常総会と同様である。

臨時総会は、最初の通知により、株式総額の3分の2を代表する株主またはその代理が出席した場合に、また第2次通知により株主の少なくとも半数が出席した場合に開催される。以上の数の株主の出席が得られなかった場合、会議は2ヵ月以内の適当な日数延長され、この場合は会議は出席者数に無関係に開催される。

臨時総会の議決は参加した株主またはその代理の保有する株式総額の3分の2で決される。

第76条：公開会社の株主は有限会社の社員と同様の権利・債務を有する。

第4章：国有企業

第77条：国有企業は、国家単独で、または国家が51%以上の持分を保有する形でのその他企業との合併で設立され投資される事業単位である。

国有企業または国家は、次の二つの会社形態の持分しか取得できない：有限会社；公開会社。

第78条：国家は次のように出資を行う：国家が100%出資する場合は「国有企業」である；国家が51%以上100%未満出資する他企業形態との合併形態は「合併国有企業」である；国家保有持分が50%以下である国家とその他部門との合併事業。

第1節：国有企業

第79条：国有企業はその債務につき全面的に責任を負う。

国家保有持分に加えて、国有企業は以下の方法で資金調達しうる：立法・規則に従う現地または外資の銀行・金融機関からの融資；政府承認に基づく社債発行などの大衆資金調達。

第80条：国有企業の資本の所有者としての政府を代表して、大蔵省は：

国有企業の設立または解散を提案する；

国有企業の目標や目的を決定する；

「業務評議会」の会長、副会長、成員を任命・解任し、会議参加を募る；

国有企業の営業譲渡や資産譲渡を提案する。

第81条：大蔵省は主管行政部門とともに首相の承認を経て国有企業の設立許可を調整し、その後国有企業は商業省に登録するとともに大蔵省に租税関係の登録を行う。

国有企業は、本法や関係部門の設定する規則が規定する条件や資本原則その他に基づき設立される。

第 82 条 : 国有企業は 3 ~ 11 名からなる「業務評議会」により経営される。そのうち :

会長は主管行政部門の承認のもとで大蔵省により指名される。

副会長は従業員・労働者代表を含む成員の提案により大蔵省が指名する。その他の成員は事業経験を有する人物を大蔵省が指名する。

「業務評議会」とその成員の任期は 3 年である。成員は再任可能である。

第 83 条 : 「業務評議会」は以下の権利・債務を有する : 事業戦略の設定 ; 企業の事業活動の成果を評価する ; 「取締役」の任命・解任につき提案する ; 「取締役」と副取締役の報酬や賞与につき大蔵省の設定する規則にしたがい決定する ; 資本構成につき決定する ; 負債・資本比率につき決定する ; 企業の目標生産性につき決定する ; 社内従業員・労働者または一般大衆への社債発行 ; 企業取締役の提案に基づき会計主任の指名を行う ; 監査役の指名を提案する ; 国有企業の資本や定款の変更を提案する。

第 84 条 : 「業務評議会」は 3 ヶ月毎に通常会議を開催する。臨時会議は「業務評議会」会長の指示でまたは「業務評議会」成員の半数の提案で事業上の必要ある際に招集される。

「業務評議会」は監督者として行動し、「業務評議会」の成員が「取締役」として指名された場合をのぞき、「取締役」の日常業務の経営には直接参加しない。

第 85 条 : 国有企業の「取締役」は「業務評議会」の提案に基づき大蔵省が指名・解任する。

副取締役は「取締役」の提案に基づき「業務評議会」が指名する。

第 86 条 : 「取締役」は以下の権利・責務を有する : 「業務評議会」が設定した戦略目標と計画に基づく「業務評議会」と会社経営陣に対する責任 ; 「業務評議会」の定める範囲で国有企業の事項を決定する権限 ; 「業務評議会」の開催に向けて計画や活動状況その他についての報告を適時提出する。

第 87 条 : 国有企業の総資本と準備金は、設立以来の内部留保利益とともに、国有企業における国家の権益分を構成する。

国有企業の使用 (利益処分? ママ) は、設定された規則・原則に従い「業務評議会」が決定し、その余は国家が単独で所有する。国有企業の各種税引き後の年間利益は以下の順序で分配される : 定款に従う準備金 ; 地場または外国からの融資元本の返済 ; 生産発展ファンド ; その他の福利厚生ファンド以外の準備金 ; 国庫。

第 2 節 : 合併国有企業

第 88 条 : 合併国有企業は、国家が他の企業形態との間でなす合併に基づき設立される事業単位であって、その国家保有持分が総資本の 51 % 以上 100 % 未満のものである。

合併国有企業の出資者は、会社債務につきその未払い出資部分についてのみ責任を負う。

合併国有企業の出資は、公開会社に関する規定に基づき、現金または現物で行いうる。

第 89 条 : 合併国有企業は、以下の特定の場合を除き、公開会社に関する規定に従い経営運営される : 国家の持分の譲渡は政府によって決定され、民間側の持分譲渡は公開会社に関する規定に従

い行われる。

合併国有企業の持分は譲渡可能である。

合併国有企業の「業務評議会」は企業資本の出資比率に応じた成員から成り、主管行政部門の承認により大蔵省が指名する会長、民間側の提案に基づき大蔵省が指名する副会長、および大蔵省に指名される従業員・労働者代表を含む。

「業務評議会」の会議における議決は、その会議に参加した過半数で決する。賛否同数の場合は会長票で決する。

「取締役」は出資者の総会の提案により「業務評議会」が指名・解任する。

副取締役は取締役の提案により出資者総会で指名・解任する。

第 90 条 : 国家とその他企業形態との合併事業とは、国家が 50%以下の持分を有する場合である。国家は有限会社か公開会社の形でしか合併事業をなしえない。その組織・経営陣・活動は国家が合意した有限会社・公開会社の定款に従わねばならない。

第 5 章 : 集団企業

第 91 条 : 集団企業は、営利活動目的で、少なくとも二つ以上の世帯により設立される事業単位である。集団企業は協同組合事業の形態で事業を行う。

第 92 条 : 協同組合事業は、農民・職人・小商人が資金ないし営利目的での生産・取引・サービス労務の出資を約する意思に基づき設立される集団組織である。

第 93 条 : 協同組合事業の資本金は固定されず、いつでも変更可能である。協同組合事業が 20 以下の世帯から成る場合、経営・管理・議決は有限会社の規定に従う。20 世帯以上から成る場合は、経営や議決は公開企業の規定に従う。

第 6 章 : 合併企業

第 94 条 : 合併企業とは国有企業と、地場ないし外資企業との合併事業である。合併事業の組織・管理・経営は、本法の第 88、89、90 条に従う。

第 4 編 : 終章

第 95 条 : 既往の法律・政令・決定・指示の内容で本法と対立するものは無効である。

第 96 条 : ラオス人民民主共和国の政府は、本法の適用のための細則を発表する。

第 97 条 : 本法はラオス人民民主共和国の大統領による交付から 30 日以内に発効する。

ヴィエンチャン、1994 年 7 月 18 日

国会議長 Samane Vignaket